

令和 3 年 度

(2021 年度)

吹田市包括外部監査結果報告書の公表

令和 4 年 2 月

吹田市監査委員



令和4年1月31日

吹田市監査委員 橋本 敏子 様
吹田市監査委員 谷 義孝 様
吹田市監査委員 橋本 潤 様
吹田市監査委員 柿原 真生 様

吹田市包括外部監査人
小 室 将 雄

包括外部監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査を実施したので、その結果を同法第252条の37第5項、第252条の38第2項の規定に基づき別冊のとおり提出します。

令和3年度包括外部監査結果報告書

「補助金等に係る財務に関する
事務の執行について」

令和4年1月31日

吹田市包括外部監査人

公認会計士 小室 将雄

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件(テーマ)	1
【3】特定の事件(テーマ)を選定した理由	1
【4】外部監査の方法	2
【5】外部監査の実施時期	3
【6】外部監査人の補助者の資格と名称	3
【7】監査の結果及び意見の区分	4
【8】利害関係	4
第2 吹田市補助金等の概要	5
【1】補助金等の定義	5
【2】補助金等の状況	6
【3】吹田市における補助金等に関する取組み	10
【4】監査対象とした補助金等	11
第3 監査の結果及び意見の総括	16
【1】総括意見	16
【2】監査の結果及び意見の一覧表	20
第4 監査の結果及び意見(共通事項)	24
【1】補助金等の全庁的な管理に資する一覧表の作成及び公表について	24
【2】概算払及び前金払の理由の明確化について	24
【3】財産処分の制限について	25
第5 監査の結果及び意見(各論)	27
【1】吹田市防犯活動事業補助金	27
【2】吹田市職員健康管理支援事業補助金	30
【3】吹田市職員福利厚生制度運営補助金	31
【4】吹田市職員会館維持管理費補助金	32
【5】吹田市自治会活動補助金	35
【6】吹田市自治会集会施設整備等事業補助金	41
【7】吹田市コミュニティ協議会事業助成金	44
【8】吹田市交通災害共済見舞金	46
【9】吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金	48
【10】吹田市創業・中小企業振興支援事業補助金	50
【11】吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金	54
【12】吹田市企業立地促進奨励金	56

【13】吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金	58
【14】すいたエール商品券取扱協力店応援金.....	61
【15】吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金.....	64
【16】吹田市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金.....	66
【17】吹田市小規模事業者応援金	68
【18】吹田市制施行 80 周年記念事業補助金.....	69
【19】吹田市国際交流協会事業補助金.....	70
【20】吹田市子育て広場事業補助金	73
【21】吹田市地域子育て支援事業補助金.....	75
【22】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金.....	78
【23】吹田市立西山田保育園移管に伴う借地料助成金.....	82
【24】吹田市新生児健やか子育て臨時給付金	83
【25】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金	84
【26】吹田市私立保育所等一時預かり事業助成金.....	87
【27】吹田市子育て世帯への臨時特別給付金	90
【28】吹田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	91
【29】吹田市ひとり親世帯臨時特別給付金	92
【30】吹田市病児・病後児保育事業補助金.....	93
【31】吹田市幼稚園型一時預かり事業助成金	96
【32】吹田市私立幼稚園給食費補助金.....	98
【33】吹田市保育対応・子育て支援型幼稚園預かり保育事業補助金.....	101
【34】吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費助成金(施設払い・保護者払い)	104
【35】吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金.....	107
【36】吹田市私立保育所等安全対策事業補助金	110
【37】吹田市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金	114
【38-1】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金(認可外保育施設)	118
【38-2】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金(認可外保育施設)	120
【38-3】吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金(認可外保育施設)	122
【39-1】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金(特定教育・保育施設等)	125
【39-2】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金(特定教育・保育施設等)	129
【39-3】吹田市特定教育・保育施設等運営助成金	133
【40】吹田市私立認定こども園整備費助成事業助成金.....	141
【41】吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金.....	143

【42】吹田市障害児通所支援事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金	146
【43】吹田市地域福祉推進活動補助金	150
【44】吹田市民生委員・児童委員活動補助金	161
【45】日常生活自立支援事業助成金	164
【46】吹田市軽費老人ホーム事務費補助金	166
【47】吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 補助金	169
【48】吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金(整備)	173
【49】吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金(開設準備)	175
【50】吹田市高齢クラブ活動補助金	177
【51】公益社団法人吹田市シルバー人材センター運営補助金	181
【52】吹田市街かどデイハウス事業補助金	183
【53】吹田市新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等における PCR 検査等実施支援事業補助金	186
【54】吹田市介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策応援金	187
【55】吹田市指定障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善事業助成金	188
【56】吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金(障害福祉分野の ICT 導入モデル事業)	190
【57】心身障害児短期入所事業助成金	194
【58】吹田市障害者グループホーム運営事業補助金	199
【59】吹田市障害福祉サービス等事業所賃借料補助金	201
【60】吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援 事業補助金	203
【61】吹田市障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金	205
【62】吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金	206
【63】吹田市障害者就労支援事業補助金	209
【64】吹田市生産活動活性化支援事業補助金	211
【65】吹田市健康づくり活動推進事業補助金	213
【66】地方独立行政法人市立吹田市民病院の患者送迎用バス運行補助金	219
【67】吹田市新型コロナウイルス対策に係る特定病院への緊急支援補助金	221
【68】吹田市医療機関に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金	223
【69】吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金	225
【70】吹田市新型コロナウイルス感染症検体回収センター運営事業補助金	227
【71】吹田市結核対策費補助金	229
【72】吹田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査に係る自己負担額助成金	231
【73】吹田市不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成金	232

【74】吹田市予防接種に係る自己負担額助成金	233
【75】吹田市風しん予防接種に係る自己負担額助成金	234
【76】吹田市既存分譲マンション耐震化補助金(耐震診断)	235
【77】吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金	237
【78】吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金	240
【79】吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金	242
【80】吹田市コミュニティバス運行事業補助金	245
【81】吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金	250
【82】吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金	252
【83】吹田市立小中学校校外学習他バス借上げ等補助金	254
【84】吹田市高等学校等学習支援金	256
【85】吹田市学校給食費緊急支援事業補助金	260
【86】吹田市学校臨時休業対策費補助金	262
【87】吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金	264
【88】吹田市地区青少年健全育成事業補助金	268
【89】市立吹田サッカースタジアムにおける利用料金低減負担金	275
【90】民生委員活動費実費弁償費負担金及び民生委員会長活動費実費弁償費負担金	277
【91】日常生活用具給付事業負担金	279
【92】日中一時支援事業補助金	282

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件(テーマ)

1. 包括外部監査対象

補助金等に係る財務に関する事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象とした。

【3】特定の事件(テーマ)を選定した理由

補助金等(補助金の他、負担金、交付金を含む)は一度交付が決まると毎年継続的に支出される傾向にあり、ともすると固定化、既得権化しがちであることから、必要性を適時に見直すことが必要である。また、補助金等は「公益上必要がある場合」に補助することができる(地方自治法第232条の2)ため、支出時点の公益性の検討も重要である。

新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収等が見込まれ、財政状況が厳しさを増す中で、補助金等の交付先や新たに交付を必要とする先も変化している。

こうした状況を踏まえ、行政内部では、改善・見直しが困難と言われている補助金等について、第三者である外部監査人の立場から、客観的・組織横断的にその実態を把握し、補助金等交付の合规性や効果を検証し、改善に向けた取組みにつなげるための監査を行うことは効果的であり、また、補助金等の交付を行っている部署は複数あるため、類似の補助金等が存在していないか等、補助金等交付の有効性、効率性の観点から組織横断的な視点で監査を行うことは適時性があり、市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ(特定の事件)として選定した。

【4】外部監査の方法

1. 監査の視点

各項目別の監査の視点は次のとおりである。

項目	監査の視点
合規性	<ul style="list-style-type: none">● 補助金等の事務の執行は法令や条例、要綱・要領等に準拠して適切に行われているか。● 要綱・要領等が整備されているか。● 適正な報告がされ、確認が行われているか。
公益性	<ul style="list-style-type: none">● 補助金等の交付について、公益上の必要性が認められるか。
有効性	<ul style="list-style-type: none">● 補助金等の交付について期待した効果が得られているか。● 市の政策、施策と合致しているか。● 他の用途に流用されるおそれはないか。● 補助金等の交付に関する効果測定が行われ、必要な見直し等が行われているか。● 類似の補助金等が存在していないか。
公平性	<ul style="list-style-type: none">● 補助金等の交付について、公平性が担保されているか。
経済性	<ul style="list-style-type: none">● 補助金等の支出に経済性が認められるか、必要額以上の過度な補助が行われていないか、合理的な水準であるかについての検討が行われているか。
効率性	<ul style="list-style-type: none">● 補助金等の交付事務は効率的に行われているか。
説明責任	<ul style="list-style-type: none">● 補助金等の内容について適切に情報開示が行われているか。● 市民の理解を得られるものとなっているか。

2. 実施した監査手続

- ① 補助金等に関連する法令や条例、要綱・要領等の確認
- ② 補助金等に関する調査票による調査

監査対象とした補助金等については、個別に調査票の提出を求め、以下の内容を確認した。

【個別調査票による主な確認項目】

- ・根拠法令、要綱・要領等
- ・補助金等の概要
- ・関連する事務事業
- ・補助開始年度と終了年度
- ・補助金等の交付先、金額及び件数
- ・補助金等の算出方法
- ・補助金等の効果把握の有無、主要施策、事業目的の達成状況

- ・補助金等を取り巻く社会情勢の変化の有無
- ・新型コロナウイルス感染症による補助対象事業等への影響

③ 関連資料の閲覧と分析

監査対象とした補助金等については、関連資料提出を求め、閲覧、分析を行った。閲覧対象とした主な資料は以下のとおりである。

【閲覧対象とした主な資料】

- ・補助金等の交付要綱、実施要綱・要領、規則規程等
- ・補助金等の効果を測定する所管作成の事務事業評価シート
- ・補助金等の交付申請書及び添付資料
- ・補助金等の決定承認の履歴が分かる書類(審査書類、調書等)
- ・補助金等の交付決定通知書
- ・補助金等の交付請求書
- ・補助金等の実績報告書及び添付資料
- ・交付団体の決算書類(収支決算書、貸借対照表等)
- ・実績審査の過程及び結果の承認履歴が分かる書類(審査書類、現地調査調書、調査復命書等)

④ 担当部署、関連部署へのヒアリングの実施

【5】外部監査の実施時期

令和3年4月1日から令和4年1月28日まで

【6】外部監査人の補助者の資格と名称

公認会計士	瀨瀬和雅
公認会計士	常峰和子
公認会計士	刀禰 明
公認会計士	浅沼由希子
公認会計士	晴山貴紀
公認会計士	中居紅美
公認会計士試験合格者	小寺秀和

【7】監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱いは、監査の「結果」と「意見」、「参考意見」に区分している。

監査の「結果」(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)とは、「事務の執行」における合規性(適法性と正当性)の観点から是正・改善を求めるものである。

監査の「意見」(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)とは、監査の「結果」には該当しないが、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

「参考意見」は、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、明らかに不合理とまでは言えないが、今後の市の組織及び運営の合理化に資するために参考になると考えられる事項について記載したものである。

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。したがって、表中の金額の合計と内訳が一致しない場合がある。

第 2 吹田市補助金等の概要

【1】補助金等の定義

1. 定義

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体は、公益上の必要がある場合において補助等を行うことができる。

市の規則等において補助金等の定義を定めたものはなく、科目(細節)の区分に応じて次の内容を参考に補助金、負担金の科目を使い分けている。

科目	内容
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの。補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、国の施策に基づき、国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助を行う場合もある。
負担金	法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであるが、例えば、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合や、一定の事務等について財政政策上またはそのほかの見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担するもの。

(出所:九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説(月刊「地方財務」編集局・編集)

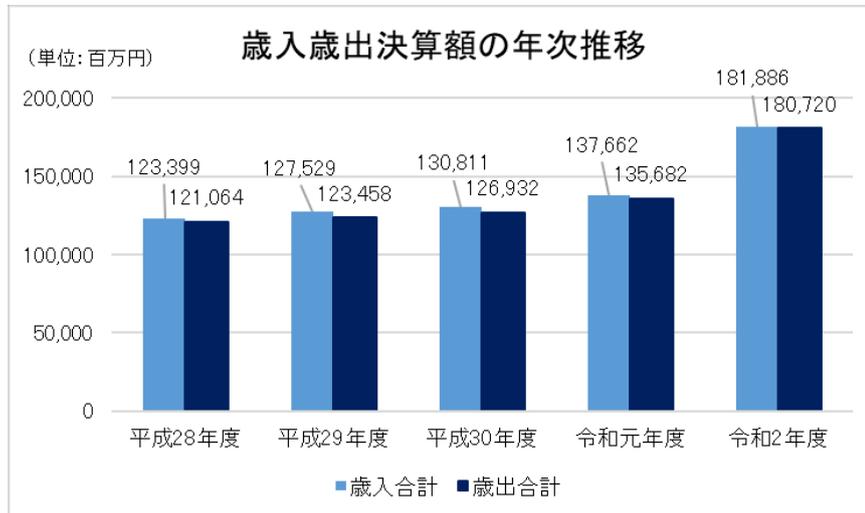
／347 ページ及び 349 ページ、第 18 節「負担金、補助及び交付金」)

一般的に、補助金等を地方公共団体が支出するにおいては規則、要綱、規程等を制定した上で手続を明確にすることが求められている。なお、参考になるものとして、国の補助金等の手続は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」(以下「適正化法」という。)に基づき処理が行われており、地方公共団体においても、適正化法に準じ、補助金等の規則、要綱・要領等を制定し、手続を行うことが考えられる。

【2】補助金等の状況

1. 歳入歳出決算額の推移

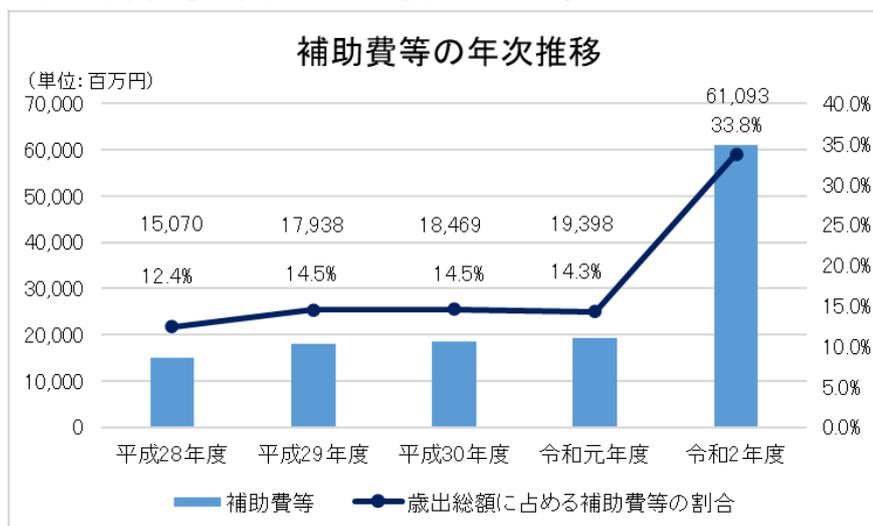
市の一般会計における平成28年度から令和2年度までの歳入歳出決算額の年次推移は以下のとおりである。



令和2年度においては国庫補助金として特別定額給付金給付事業費補助金 37,381 百万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,979 百万円等が交付された影響により歳入は増加するとともに、それと連動する形で歳出も増加している。歳入合計は 181,886 百万円(前年度比 32.1%増)、歳出合計は 180,720 百万円(前年度比 33.2%増)となっている。

2. 補助費等の推移

次に、市の一般会計における平成28年度から令和2年度までの補助費等の年次推移は以下のとおりである。なお、決算書上、補助金等は「補助費等」として計上されているため、「補助費等」の数値を用いて検討を行った。



平成 29 年度から下水道事業が地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、特別会計から公営企業会計に移行したことに伴い、補助費等の金額及び一般会計歳出総額に占める補助費等の割合は平成 28 年度までと比べて増加している。また、令和 2 年度においては特別定額給付金給付費 37,381 百万円のほか、新型コロナウイルス感染症関連の補助費等が大幅に増加し、補助費等の額は 61,093 百万円、一般会計歳出総額に占める補助費等の割合は 33.8%となった。

3. 補助費等の他団体比較

市の補助費等の支出状況について、他団体との比較を行った。ただし、補助費等の定義、範囲については団体ごとに異なる点もあるため、総務省により様式が定められている財政状況資料集において、「補助費等」として計上されている金額を基準にして、比較を行った。

比較数値については、令和 2 年度決算額は分析時に未公表であったため、令和元年度の決算値を使用している。また、補助費等には、一部事務組合負担金が含まれているため、これを除いた決算値で比較を行った。

財政状況資料集における補助費等の額は、国において補助費等として示されている性質に該当するものを積み上げた金額であり、「負担金、補助及び交付金」として執行した場合であっても「補助費等」以外に計上したものや、「負担金、補助及び交付金」以外で執行したものを「補助費等」に計上しているものもあること、及び会計単位が普通会計であるため、決算書における一般会計の「補助費等」と財政状況資料集における「補助費等」の金額は一致しない。

なお、「負担金、補助及び交付金」として執行した場合で「補助費等」以外に計上されるものとしては、日中活動系サービス(生活介護等給付)、訪問系サービス(居宅介護等給付)等のうちの一部や、後期高齢者医療費負担金等である。

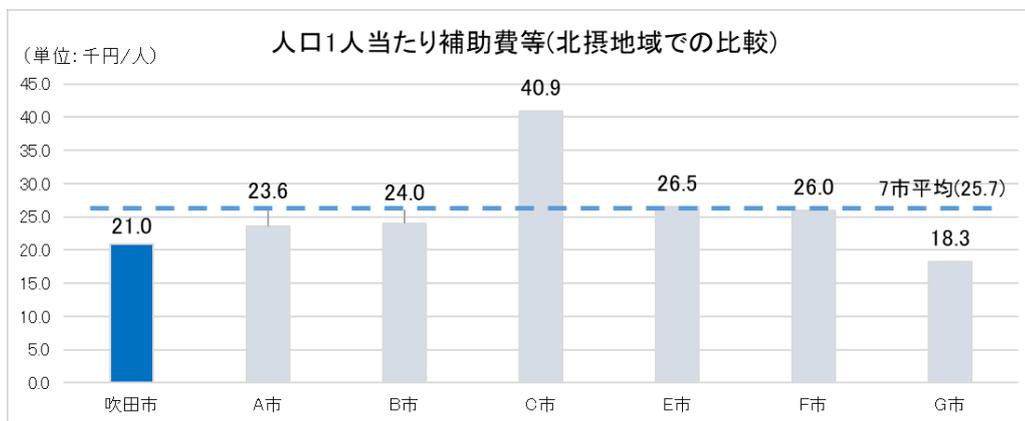
人口 1 人当たり補助金等の額を算定するにあたっては、令和 2 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口を用いた。

①近隣他市との比較(令和元年度)

吹田市は大阪府の北摂地域に位置する。北摂地域には 10 市町が含まれるが、このうち町を除く 7 市「高槻市(中核市)、茨木市、摂津市、豊中市(中核市)、池田市、箕面市」で比較・分析を行った。

＜人口1人当たり補助費等の額＞

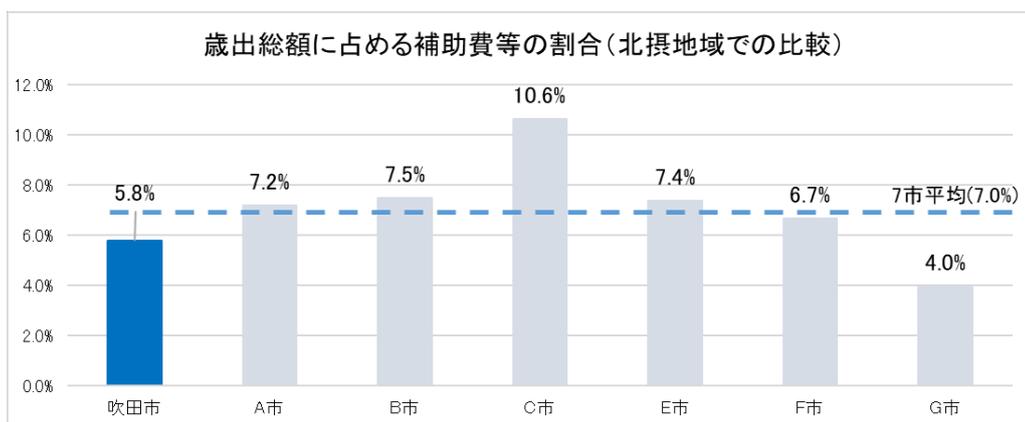
北摂地域における人口1人当たり補助費等の額は以下のとおりである。



吹田市は人口1人当たり21.0千円であり、7市の中で2番目に少ない金額となっている。

＜歳出総額に占める補助費等の割合＞

北摂地域における歳出総額に占める補助費等の割合は以下のとおりである。



吹田市は5.8%であり、7市の中で2番目に低い割合となっている。

②中核市比較(令和元年度)

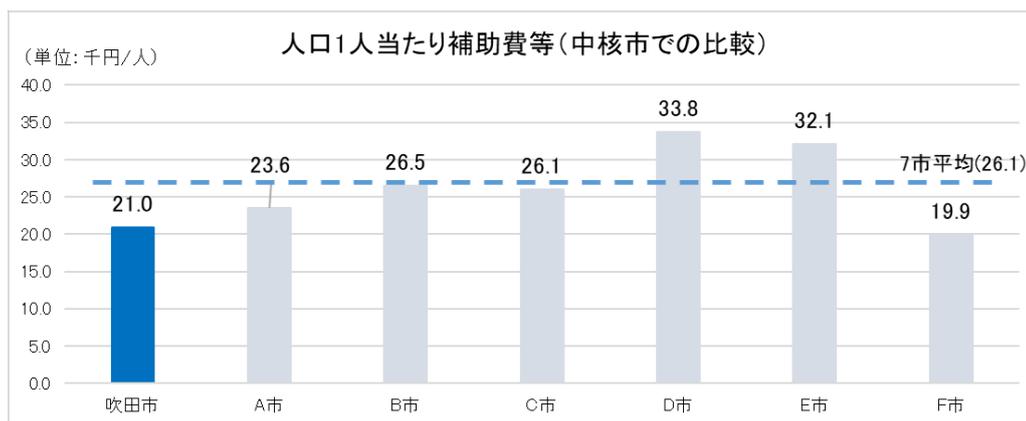
吹田市は令和2年4月に中核市に移行した。中核市への移行により、保健衛生、環境、都市計画など幅広い分野の事務権限が広がっており、従前は府が支出していた補助金費等について、市が事務等を引き継ぐことになるものもあり、補助費等として支出する範囲も広がっている。

なお、令和元年度時点では吹田市は中核市ではないが、補助費等の詳細検討を進めるにあたり、他の大阪府内の中核市との比較・分析を行った。

比較対象とした大阪府内の中核市は、高槻市(中核市移行:平成15年4月)、東大阪市(同:平成17年4月)、豊中市(同:平成24年4月)、枚方市(同:平成26年4月)、八尾市(同:平成30年4月)、寝屋川市(同:平成31年4月)である。

＜人口1人当たり補助費等の額＞

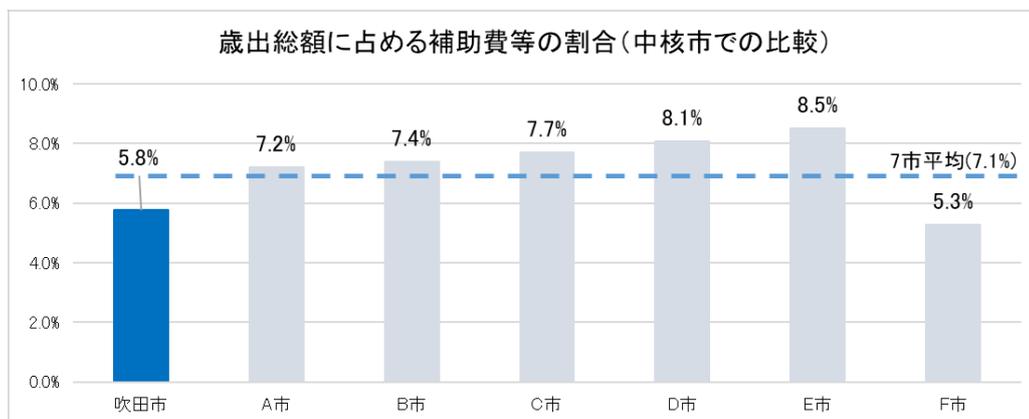
比較対象とした団体の人口1人当たり補助費等の額は以下のとおりである。



吹田市は人口1人当たり21.0千円であり、7市の中で2番目に少ない金額となっている。

＜歳出総額に占める補助費等の割合＞

比較対象とした団体の歳出総額に占める補助費等の割合は以下のとおりである。



吹田市は5.8%であり、7市の中で2番目に低い割合となっている。

【3】吹田市における補助金等に関する取組み

1. これまでの補助金等に関する見直し

市に、これまでの補助金等における見直し状況についてヒアリングを行ったが、少なくとも過去 10 年間で全庁的に補助金等の全体を対象とした見直しは行われておらず、必要に応じて事務事業評価等を通じて補助金等の見直しを行っているとのことであった。

ただし、平成 12 年 8 月に「団体補助金の見直しに関する基本方針」が示されており、団体補助金については、『補助金に求められる「公益性」は、基本的には団体の設立目的が公益性の高いものであることは当然であるが、さらに重要なことは、団体の活動や事業そのものが、行政施策と整合性のある具体的かつ明確な社会的効果を達成し得るかにある。したがって、団体が具体的かつ明確な社会的効果を生じる活動や事業を行っている場合にあっては、事業補助金としての再構築を検討する。』として、原則的に廃止する、とされている。

このため、今回の監査対象とした補助金等について団体補助金にあたるものはない、と整理されている。

2. 補助金等に関する交付規則について

他団体では、補助金等に関する事務を全庁的に定めた「補助金交付金基準」等が定められている事例もあるが、市において補助金等に関する事務手続を全庁的に定めたものはない。このため、補助金等に関する事務手続は、各所管室課が法令等に則り、要綱・要領等を定めて実施している。

一般的な流れとしては次のとおりであるが、補助金等を後払とするか、概算払、前金払にするかによっても事務の流れや必要となる書類は異なる。

- ① 補助金等の交付申請
- ② 補助金等の交付決定
- ③ 補助金等の実績報告
- ④ 補助金額の確定
- ⑤ 補助金等の交付

なお、大阪府内の他の中核市における補助金等に関する規則の状況を確認したところ、吹田市以外の他の中核市では、補助金等に対する交付規則が制定されており、交付規則において、補助金等の目的、定義、交付手続等が取り決められている。

3. 吹田市における補助金等の情報開示について

現在、市において、補助金等の内訳を網羅的に公表しているものはない。市の監査委員監査では、後述する「負担金・補助及び交付金決算額調べ」をもとに監査が行われているが、本資料は公表資料ではない。

【4】監査対象とした補助金等

今回の監査においては、一般会計における補助金等を対象としている。

補助金等は、「負担金、補助及び交付金」として執行したものを市が取りまとめ監査委員へ報告された資料である「負担金・補助及び交付金決算額調べ(令和2年度)」をもとに以下の手順で監査対象の抽出を行った。

まず、「負担金・補助及び交付金決算額調べ(令和2年度)」では同一事業であっても予算執行が単位の異なるものについては、1件の補助金等としてリストされていたため、同種の補助金等、つまり、交付要綱・要領等が同じ補助金等については名寄せを行った。その上で、補助金と補助金以外の負担金、分担金等について以下の基準で監査対象を決定した。

【監査対象の選定基準】

性質	監査対象としたもの
補助及び交付金	同一事業の補助及び交付金額が3,000千円以上のもので以下に該当するものを除く ・他で金額の決定がなされ、市に裁量の余地がないもの(特別定額給付金など) ・住民サービスの一環で市民や団体等へ交付されたものとは性質が異なるもの(政務活動費など)
上記以外の負担金、分担金等	同一事業の負担金、分担金等の金額が5,000千円以上のもので、以下に該当するものを除く ・他から負担を求められ市に裁量の余地がないもの ・外部機関(国民健康保険団体連合会など)による審査があるもの (ただし、市で一次審査等の確認を行っているものは監査対象に含めた)

この結果、監査対象として、補助金88件、負担金4件(特別定額給付金を除く「負担金・補助及び交付金」全体に占める監査対象の割合は、21%)を抽出し、所管室課に補助金・負担金等の概要を把握するために調査票の提出を求めた。

調査票による調査結果は、「第5 監査の結果及び意見(各論)」における各補助金・負担金等の概要に掲載している。

【監査対象とした補助金等一覧】

補助金 番号	部室課名	補助金名称	令和2年度 決算額 (単位:千円)
補助金			
1	総務部危機管理室	吹田市防犯活動事業補助金	4,060
2	総務部人事室	吹田市職員健康管理支援事業補助金	3,824
3		吹田市職員福利厚生制度運営補助金	11,223
4		吹田市職員会館維持管理費補助金	9,799
5		吹田市自治会活動補助金	12,035
6	市民部市民自治推 進室	吹田市自治会集会施設整備等事業補助金	24,425
7		吹田市コミュニティ協議会事業助成金	6,410
8		吹田市交通災害共済見舞金	10,255
9	都市魅力部 地域経済振興室	吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金	8,042
10		吹田市創業・中小企業振興支援事業補助金	3,000
11		吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金	5,406
12		吹田市企業立地促進奨励金	16,615
13		吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防 対策補助金	15,978
14		すいたエール商品券取扱協力店応援金	167,000
15		吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバ リー支援補助金	15,370
16		吹田市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料 補助金	28,157
17		吹田市小規模事業者応援金	193,200
18	都市魅力部シティ プロモーション推進 室	吹田市制施行 80 周年記念事業補助金	20,061
19	都市魅力部文化ス ポーツ推進室	吹田市国際交流協会事業補助金	8,000
20	児童部子育て政策 室	吹田市子育て広場事業補助金	34,786
21		吹田市地域子育て支援事業補助金	20,651
22		吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大 防止に係る備品等購入費助成金	5,079
23		吹田市立西山田保育園移管に伴う借地料助成金	3,919
24		吹田市新生児健やか子育て臨時給付金	142,450
25		吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊 急包括支援助成金	3,559
26		吹田市私立保育所等一時預かり事業助成金	19,797
27	児童部子育て給付 課	吹田市子育て世帯への臨時特別給付金	457,590
28		吹田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	22,116
29		吹田市ひとり親世帯臨時特別給付金	425,280
30		吹田市病児・病後児保育事業補助金	9,470

補助金 番号	部室課名	補助金名称	令和2年度 決算額 (単位:千円)
31	児童部保育幼稚園 室	吹田市幼稚園型一時預かり事業助成金	8,143
32		吹田市私立幼稚園給食費補助金	8,849
33		吹田市保育対応・子育て支援型幼稚園預かり保育 事業補助金	12,500
34		吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費 助成金(施設払い・保護者払い)	338,652
35		吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症 対策応援金	26,600
36		吹田市私立保育所等安全対策事業補助金	17,165
37		吹田市私立保育所等における業務効率化推進事業 補助金	7,190
38-1		吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大 防止に係る備品等購入費助成金(認可外保育施 設)	5,970
38-2		吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊 急包括支援助成金(認可外保育施設)	5,064
38-3		吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症 対策応援金(認可外保育施設)	6,800
39-1		吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大 防止に係る備品等購入費助成金(特定教育・保育 施設等)	17,800
39-2		吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊 急包括支援助成金(特定教育・保育施設等)	31,530
39-3		吹田市特定教育・保育施設等運営助成金	620,452
40		吹田市私立認定こども園整備費助成事業助成金	164,159
41		吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等 事業助成金	38,636
42	児童部こども発達 支援センター 地域支援センター	吹田市障害児通所支援事業所新型コロナウイルス 感染症対策応援金	11,600
43	福祉部福祉総務室	吹田市地域福祉推進活動補助金	61,042
44		吹田市民生委員・児童委員活動補助金	11,300
45		日常生活自立支援事業助成金	10,942
46	福祉部高齢福祉室	吹田市軽費老人ホーム事務費補助金	64,834
47		吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サー ビス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金	62,389
48		吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助 金(整備)	33,600
49		吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助 金(開設準備)	7,551

補助金 番号	部室課名	補助金名称	令和2年度 決算額 (単位:千円)
50		吹田市高齢クラブ活動補助金	11,185
51		公益社団法人吹田市シルバー人材センター運営補助金	20,128
52		吹田市街かどデイハウス事業補助金	22,793
53		吹田市新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等におけるPCR検査等実施支援事業補助金	4,691
54		吹田市介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策応援金	112,200
55	福祉部障がい福祉室	吹田市指定障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善事業助成金	9,497
56		吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金(障害福祉分野のICT導入モデル事業)	16,696
57		心身障害児短期入所事業助成金	10,500
58		吹田市障害者グループホーム運営事業補助金	34,390
59		吹田市障害福祉サービス等事業所賃借料補助金	5,615
60		吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金	4,508
61		吹田市障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金	49,200
62		吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金	160,696
63		吹田市障害者就労支援事業補助金	10,800
64		吹田市生産活動活性化支援事業補助金	3,500
65	健康医療部 健康まちづくり室	吹田市健康づくり活動推進事業補助金	28,444
66		地方独立行政法人市立吹田市民病院の患者送迎用バス運行補助金	5,103
67	健康医療部保健医療室	吹田市新型コロナウイルス対策に係る特定病院への緊急支援補助金	33,000
68		吹田市医療機関に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金	178,000
69	健康医療部地域保健課	吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金	126,111
70		吹田市新型コロナウイルス感染症検体回収センター運営事業補助金	7,660
71		吹田市結核対策費補助金	3,564
72	健康医療部 保健センター	吹田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査に係る自己負担額助成金	28,227
73		吹田市不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成金	8,345
74		吹田市予防接種に係る自己負担額助成金	14,295

補助金 番号	部室課名	補助金名称	令和2年度 決算額 (単位:千円)
75		吹田市風しん予防接種に係る自己負担額助成金	3,098
76	都市計画部開発審査室	吹田市既存分譲マンション耐震化補助金(耐震診断)	8,000
77		吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金	20,100
78	土木部総務交通室	吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金	29,035
79		吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金	21,064
80		吹田市コミュニティバス運行事業補助金	30,246
81		吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金	3,708
82		吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金	25,481
83	学校教育部学校管理課	吹田市立小中学校校外学習他バス借上げ等補助金	7,437
84	学校教育部学務課	吹田市高等学校等学習支援金	23,704
85	学校教育部保健給食室	吹田市学校給食費緊急支援事業補助金	718,730
86		吹田市学校臨時休業対策費補助金	29,950
87		吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金	41,887
88	地域教育部青少年室	吹田市地区青少年健全育成事業補助金	7,322
負担金			
89	都市魅力部文化スポーツ振興室	市立吹田サッカースタジアムにおける利用料金低減負担金	110,000
90	福祉部福祉総務室	民生委員活動費実費弁償費負担金及び民生委員会長活動費実費弁償費負担金	29,648
91	福祉部障がい福祉室	日常生活用具給付事業負担金	94,459
92		日中一時支援事業補助金	37,175
合計			5,430,536

(注) 令和2年度決算額は、同種補助金を合算した金額としている。

第3 監査の結果及び意見の総括

【1】総括意見

(1) 補助金等の交付に関する事務の合規性・効率性について

今回、監査対象とした補助金等の事務の執行について、明らかな法令や条例、要綱・要領等への違反は認められなかった。しかしながら、各所管室課が補助金等ごとに交付要綱・要領等を策定し、事務処理が行われていることにより、処理のばらつきが見られたほか、より適切な事務の執行の観点からは詳細な内容を規定すべきであると考えられる事案が見受けられた。

① 交付要領等の記載不備を是正すべき

補助金等の交付要領等において交付金額の算定基準が示されているが、金額算定に関する記載が不十分もしくは、実態に即していないものが見られた。また、交付要領等で定められた提出書類が実態に即していないものがあった。

交付要領等は実態に即して適切に規定すべきである。その際、中核市移行に伴い、市が新たに事務を担うこととなった補助金等については、市の実態に即した定めとなっているか改めて確認することが望まれる。

(補助金番号:37、47、88、91)

② 補助対象経費の範囲を具体的に示すべき

補助対象経費の範囲について、交付要領等において具体的な範囲が明示されていないものが見られた。交付先における誤解や拡大解釈がなされる可能性があるため、より具体的な内容を明示すべきである。

(補助金番号:10、36、62、65、88)

③ 実態に即した取扱いを交付要領にて規定すべき

補助金交付に際しての実績報告において、決算状況の報告が求められているが、決算見込み額で報告されており、確定した決算額の確認が行われていないものがあった。また、補助金交付要領にも確定額の確認についての規定がなされていなかった。

その他、補助金の交付申請にあたっての提出書類について、実務上は交付申請時において提出が困難である書類が指定されており、交付要領における記載が実態に即していないものがあった。補助金等の交付の実務においては、実態に即した事務処理が行われるよう交付要領を見直すべきである。

(補助金番号:26、46、60、79)

④より確実な履行確認ができるような管理を行うべき

補助金等の実績報告書においては、対象経費の支出を証する領収書の提出が求められるが、実績報告書に添付されている領収書において、対象品目が確認できないものや、再発行された領収書が添付されているものがあつた。また、補助金等が代表者に一括して交付されるものについて、最終的な交付先への受領確認が行われていないものがあつた。その他、当初の計画から品目等を変更したものについて、交付先との間で口頭での確認により変更内容が承諾され、事後的にその状況を確認できないものがあつた。不適切な経費が含まれていないか、また、確実に目的に沿った履行が行われているかを確認できるような管理を行うことが必要である。

(補助金番号:5、14、47、50、67、90)

⑤概算払、前金払とする条件を検討の上、根拠及び理由を明確にすることが望まれる

補助金の交付については、概算払や前金払による支出は特例的に認められたものであるが、市においては、補助金等の交付要綱・要領を定めた時点で、補助金等の性質や交付先の状況を考慮して検討されており、以後の年度については、概算払もしくは前金払とすることの理由等を個別に検討されていない。概算払や前金払に際しては、その根拠及び理由を明確にすることが必要である。

(補助金番号:1、5、7、19、20、21、43、44、50、51、57、58、63、65)

(2) 補助金等の有効性・経済性について

補助金等については、一度交付が決まると毎年継続的に支出される傾向にあり、ともすると固定化、既得権化しがちである。このため、その必要性を適時に検証し、見直すことも必要である。しかし補助金等の多くは、明らかに公益性がないとは言えないことを理由に、当初期待した効果が得られているか、補助金額の水準が妥当であるかについて十分に検討がなされていないものがあつた。

①補助金等の在り方を改めて検討すべき

補助の開始からかなり年数が経過しており、補助開始時からの社会情勢等も変化していることから、補助開始当初の目的が現時点においても損なわれていないかについて検討が必要であると考えられるものがあつた。

職員会館の維持管理費補助金については、そもそも財産の十分な有効活用が図られていないため、職員会館の在り方そのものを検討する必要がある。また、心身障害児短期入所事業に関する補助金は昭和 59 年度に開始し、対象は 1 事業者のみであるが、事業を取り巻く状況は大きく変化しており、補助の目的を改めて検討する必要がある。

(補助金番号:4、57)

②補助金等について期待した効果が得られているか改めて検証すべき

補助金等について、当初期待した効果が得られているかの検証を行う必要があるが、成果や効果についての検証が不十分であると思われるものがあつた。また、外郭団体に対して過去に支出した補助金のうち、当該団体において基金等として留保され補助金交付後もその効果が継続するものについて、当初の目的に即した効果が得られているかの検証が行われていないものがあつた。

補助金等については毎年度その成果や効果を、十分に検討した上で、補助水準や補助継続についての判断を行うことが必要である。

(補助金番号:37、43、52、65)

③社会情勢の変化を考慮して補助金等の交付金額の妥当性について検証すべき

補助金の有効性それ自体は現状に照らして妥当であるとしても、補助金額の水準について、同額もしくは算定基礎の見直しが行われておらず、その水準が妥当であるかを検証すべきと考えられるものがあつた。また、市では団体への運営補助は行わず、事業に対する補助を実施しているとの整理がなされているが、補助金額が交付先の人件費の実額を基礎として算定されており、かつ、人件費等に占める補助金の割合が高いことから実質的には団体への運営補助となっているのではないかとと思われるものがあつた。

この他、補助交付先に相当額に繰越金や他からの収入があるものもあり、補助水準の妥当性について検討を行うことが必要であると考えられる事例があつた。

必要額以上の補助が行われていないか、合理的な水準であるかについて、社会情勢の変化も考慮の上、適宜検討することが必要である。

(補助金番号:1、5、10、19、36、43、44)

④全庁的な視点で補助金の見直し方針を定めることが望まれる

市は補助金の見直しについて、全庁的な方針は持っておらず、見直しの実施や方法、終期を設定するか否かは各所管室課に任せられている状況であつた。

補助金のうち、事務事業と関連する補助金や各種個別計画等と関連する補助金は、目標値を定めそれに対する評価は事務事業評価時、個別計画期間終了時もしくは次期個別計画等の策定時になされているが、それ以外の補助金については実績報告書にて利用状況等の把握は行っているが、目標値や終期の設定およびそれに対する評価を行っていないものが多く見られた。また、一定の終期を設定した上で、目的達成のための利用促進を行うことが制度趣旨に合致すると考えられるものがあつた。

補助金の成果や効果の検証については、各所管室課に委ねるのみでなく、全庁的に補助金等を見直す仕組みを構築すべきである。補助金等交付基準やチェックシートを設け、定期的(概ね3年ごと)に見直しを実施されているような事例もあり、参考にされたい。

(3) 補助金等に関する説明責任・情報開示について

① 補助金等交付規則を策定するとともに、補助金等の一覧表を公表すべき

市では補助金等の交付手続に関する基本的事項を定めた補助金交付規則を制定しておらず、各補助金の内容に応じ所管室課が交付要綱・要領等を策定している。交付要綱・要領等については総務部法制室より「補助金交付要領ひな形」が示されており(令和3年3月17日決裁)、これを参考に最終的な内容を定めるとされているが、例示としての位置づけである。

市として補助金交付に関する基本的な考え方が示されていないければ、所管室課ごとに補助金交付手続にばらつきが生じ、必要な手続が実施されないおそれがある。

補助金交付規則等により、市としての補助金等についての基本的な考え方や事務手続、見直し方針等を明示することで、全庁的な事務の統一や効率化を図る効果が期待できる。

その上で、現状では、補助金等に関する情報開示が十分ではない。補助金等の多くは市税が財源となっていることから、その用途や成果については市民に積極的に公表を行い、説明責任を果たすべきである。このような補助金等に関する「見える化」を進めることで、間接的な監視により補助金等の適切な執行や有効活用、補助を受ける機会の公平性確保にもつながるものと考ええる。

「第5 監査の結果及び意見(各論)」において取りまとめているとおり、結果的に指摘事項のない補助金も少なくなかったが、これまで積極的に補助金の内容を公表されていないこともあり、市民をはじめとする本報告書の読者に補助金の実態を伝えることも、組織横断的に実施した今回の包括外部監査の意義・役割の1つと考え、指摘の有無にかかわらず、補助金の概要や各所管課から提出された調査票を全て掲載することとした。

【2】監査の結果及び意見の一覧表

1. 監査の結果及び意見の項目一覧

本年度の包括外部監査に係る指摘事項については、「第3 監査の結果及び意見の総括」「第4 監査の結果及び意見(共通事項)」以降において補助金等ごとに記載しているが、本章においては、それぞれの指摘事項を以下の一覧に整理した。

【総括意見】

意見番号	指摘事項	結果意見
(1)	補助金等の交付に関する事務の合规性・効率性について	
①	交付要領等の記載不備を是正すべき	意見
②	補助対象経費の範囲を具体的に示すべき	意見
③	実態に即した取扱いを交付要領にて規定すべき	意見
④	より確実な履行確認ができるような管理を行うべき	意見
⑤	概算払、前金払とする条件を検討の上、根拠及び理由を明確にすることが望まれる	意見
(2)	補助金等の有効性・経済性について	
①	補助金等の在り方を改めて検討すべき	意見
②	補助金等について期待した効果が得られているか改めて検証すべき	意見
③	社会情勢の変化を考慮して補助金等の交付金額の妥当性について検証すべき	意見
④	全庁的な視点で補助金の見直し方針を定めることが望まれる	意見
(3)	補助金等に関する説明責任・情報開示について	
①	補助金等交付規則を策定するとともに、補助金等の一覧表を公表すべき	意見

【共通事項】

意見番号	指摘事項	結果意見
1	補助金等について全庁的な管理を行い、一覧表を作成し公表すべき	意見
2	市として概算払、前金払とする条件を検討の上、その根拠及び理由を明確にすることが望まれる	意見
3	国庫補助金を財源とする補助金等については財産処分の制限を設けることが必要であり、その他の補助金についても同様の検討が必要である	意見

【各論】

補助金番号	指摘事項	結果意見
1	吹田市防犯活動事業補助金	
	社会情勢の変化を考慮して補助金の効果を検証し、同額での補助金交付を継続することについて検討すべき	意見
4	吹田市職員会館維持管理費補助金	
	職員会館の在り方を検討した上で、補助金の必要性を検討すべき	意見

補助金 番号	指摘事項	結果 意見
5	吹田市自治会活動補助金	
	補助金の計画外使用に際しては、再度審査により交付の可否を判断する旨を交付要領等に規定の上、届出等を求めるべき	意見
	補助金のより適切な執行に向けた方策を検討することが望まれる	意見
10	吹田市創業・中小企業振興支援事業補助金	
	交付要領において補助対象経費の具体的な範囲を明記すべき	意見
	補助対象事業の範囲及び経費の水準を検証した上で、補助金額の算定根拠の明確化や上限金額の設定を検討すべき	意見
14	すいたエール商品券取扱協力店応援金	
	代表者が構成員に対して補助金(応援金)を配分する際の履行確認を行うべき	意見
19	吹田市国際交流協会事業補助金	
	同額の補助金の交付を継続することについて、適宜見直しを行うことが望まれる	意見
26	吹田市私立保育所等一時預かり事業助成金	
	事業実績報告書において、決算見込数値が提出される場合には、その事実を明らかにすべき	意見
34	吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費助成金(施設払い・保護者払い)	
	交付申請書(請求書)について実際の受領日付を明らかにすることが望まれる	参考 意見
36	吹田市私立保育所等安全対策事業補助金	
	交付要領において補助対象経費の具体的な範囲を明記すべき	意見
	補助金の額の定期的な見直しを行うべき	意見
37	吹田市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金	
	交付要領における補助金の額の記載を見直すべき	意見
	補助金の効果把握を行い、より効果的な事業推進に向けた取組みを実施することが望まれる	意見
40	吹田市私立認定こども園整備費助成事業助成金	
	交付要領において必要な手続及び提出書類を明記すべき	意見
41	吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金	
	申請書類様式は交付要領の規定内容と整合させるべき	意見
43	吹田市地域福祉推進活動補助金	
	将来を見据えた組織・事業の在り方を整理・検討の上、補助金制度の在り方についても検討すべき	意見
	補助金交付先に対する委託契約選定に際しては、対象経費の計上範囲に注意すべき	意見
	市から吹田市社会福祉協議会への過去の補助金支出のうち、当該団体に留保されているものについては網羅的に情報開示を行うべき	結果
	市から吹田市社会福祉協議会への過去の補助金支出のうち、当該団体において基金等として留保されているものについても、当初意図した補助の目的が達成されているか、検証を行うことが必要である	意見
44	吹田市民生委員・児童委員活動補助金	
	同額の補助金の交付を継続し続けることについては、適宜見直しを行うことが望まれる	意見

補助金 番号	指摘事項	結果 意見
46	吹田市軽費老人ホーム事務費補助金	
	決算見込額で事業実績報告が行われる場合、交付要領に「決算確定額の報告を速やかに行う旨」の規定を行うべき	意見
47	吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金	
	交付要領が実態に即しているかどうかについて定期的に見直しを行うべき	意見
	補助対象経費の認定について慎重に検討した上で、その根拠を残すことが望まれる	意見
	実績報告書に添付する領収書について、原則として再発行の領収書は認めるべきではない。また、品目等の内訳が把握可能な領収書を入手すべき	意見
50	吹田市高齢クラブ活動補助金	
	品目等の内訳が把握可能な領収書を入手するとともに、経費の内訳表の提出を求め、報告金額の妥当性について検討すべき	意見
51	公益社団法人吹田市シルバー人材センター運営補助金	
	実績報告書の関係書類は漏れなく保管すべき	意見
52	吹田市街かどデイハウス事業補助金	
	補助対象事業の目的を明確にした上で、補助金の要否及び補助金の設定内容の更なる検討を行うことが望まれる	参考 意見
56	吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金(障害福祉分野の ICT 導入モデル事業)	
	実績報告書において補助対象経費から控除する内容及び金額を明らかにすべき	意見
57	心身障害児短期入所事業助成金	
	条例等において助成の目的を明記すべき	意見
	助成対象事業所及び交付要件の見直しを検討すべき	意見
	助成金の額の見直しを検討すべき	意見
60	吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金	
	実態に即した事務処理が行われるよう交付要領を見直すべき	意見
62	吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金	
	交付要領において、補助対象経費となる人件費について、一定の判断基準を示すべき	意見
65	吹田市健康づくり活動推進事業補助金	
	交付要領において一定の人件費水準を示す等補助対象を明確にし、補助対象経費に関する規定を行うべき	意見
	補助金支出に対する成果が不十分であり経済性に欠ける。補助事業そのものを抜本的に見直すことが必要である	意見
	補助事業の効果や必要性等について評価、見直しを行うべき	意見
67	吹田市新型コロナウイルス対策に係る特定病院への緊急支援補助金	
	補助対象経費を変更する際には、その旨を記録し承認を行うべき	意見
77	吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金	
	終期を設定し補助金の利用促進を行うことが望まれる	意見

補助金 番号	指摘事項	結果 意見
79	吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金	
	実態に即した事務処理が行われるよう交付要領を見直すべき	意見
80	吹田市コミュニティバス運行事業補助金	
	より効果的かつ経済的な補助支出が行われるような仕組みを検討することが望まれる	意見
	実態に即した事務処理が行われるよう交付要領を見直す等の対応が望まれる	参考 意見
84	吹田市高等学校等学習支援金	
	補助金の目的をより明確に定義するとともに、制度の在り方を再検討することが望まれる	参考 意見
87	吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金	
	実績報告書において実際の受領日付を明らかにすることが望まれる	参考 意見
	事務処理の効率性を考慮し、実績報告の頻度及び期日を検討すべき	意見
88	吹田市地区青少年健全育成事業補助金	
	補助対象経費である謝礼の上限金額を定めることを検討することが望まれる	意見
	補助金の算定基準表の記載誤りを修正すべき	意見
90	民生委員活動費実費弁償費負担金及び民生委員会長活動費実費弁償費負担金	
	各地区協議会から各民生委員への負担金の受領確認を行うべき	意見
91	日常生活用具給付事業負担金	
	実施要領において負担額の判断基準を明記すべき	意見

第4 監査の結果及び意見(共通事項)

【1】補助金等の全庁的な管理に資する一覧表の作成及び公表について

①現状

現在、市の補助金等を網羅的に整理した資料としては、各年度の「負担金・補助及び交付金決算額調べ」があるが、これは監査委員への報告が主目的であり、特に全体管理を行う目的で作成されているものではなく、公表されているものではない。また、本資料では同一事業の補助金が名寄せされておらず、これをもとに市における補助金等の状況や過去の推移を検討することは困難である。

②意見

補助金等について全庁的な管理を行い、一覧表を作成し公表すべき

補助金等の現状が把握できなければ、既得権化しているものがないか、類似の補助金がないか、優先的に補助すべきものは何かなど全庁的な見直しを進めることは困難である。

今後、補助金等について全庁的な視点での管理が行われるよう、その役割を担う部署を決定した上で、まずは現状を把握するために、本監査で実施したように同一事業の補助金等については名寄せを行い、その内容、交付先、交付金額、補助開始時期、見直し時期を整理し、一覧化することが必要である。

また、現在、個別の補助金等の状況に関する情報開示は行われていない。補助金等の多くは市税が財源となっていることから、その使途や成果については市民に公表を行い、説明責任を果たすべきである。補助金等について市民の意見も求めることで補助金等の適切な執行や有効活用、補助を受ける機会の公平性確保にもつながるものと考えられる。

【2】概算払及び前金払の理由の明確化について

①現状

補助金等については、各補助金等の交付要綱・要領等に沿って補助金の交付が行われているが、交付方法については、後払の他、概算払、前金払としているものがある。(補助金番号:1、5、7、19、20、21、43、44、50、51、57、58、63、65)

市によれば、補助金等の交付要綱・要領を定めた時点で、補助金等の性質や交付先の状況を考慮し、概算払もしくは前金払とするかについても検討されていたと考えられ、以後の年度については、概算払もしくは前金払とすることに理由等を個別に検討するような状況にはないとのことであった。

②意見

市として概算払、前金払とする条件を検討の上、その根拠及び理由を明確にすることが望まれる

補助金等の交付については、地方自治法第 232 条の 5 第 2 項において、「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる」と定められており、概算払や前金払の方法が認められている。

一方で、地方公共団体の支出の原則は、地方財政法第 4 条第 1 項に規定されているとおり、その目的を達成するために必要かつ最小限度の支出でなければならず、概算払や前金払による支出は特例的に認められたものであると考えられる。

前述のとおり、市は令和 2 年度時点で概算払、前金払を行っている補助金等については、各補助金等の交付要綱・要領等の策定時に、概算払、前金払の必要性が検討されていると整理しており、以後補助金等の支出時においては、補助金の交付対象先ごと、交付年度ごとに概算払の必要性は検討していない。また、補助金等の交付要綱・要領等が制定されてから年数が経過していることもあり、どのような理由により概算払、前金払としているかについて、その理由が明記された書類等は確認できなかった。

補助金等の支出について、概算払及び前金払は地方自治法上、あくまでも例外的な取扱いとされている趣旨を踏まえると、概算払及び前金払は、事業完了後の確定払いにすると、財政的基盤が脆弱で補助目的が達成されないなど、特別な事情がある場合に限定すべきである。改めて市として概算払や前金払により支出する条件を検討し、各補助金等について概算払や前金払を採用する場合には、その根拠及び理由を明確にし、上席者が承認した証跡を残しておくべきである。

【3】財産処分の制限について

①現状

国が交付する補助金等については、交付された補助金等が公正かつ適正に使用されるよう、国は適正化法を定め、それ以外に補助金等ごとに交付要領を定め、補助金等によって取得した財産の処分について制限している。

具体的には、適正化法第 22 条において、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産は、承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。」と規定されており、国の各補助金交付要綱に以下のように規定されている。

【国の補助金交付要綱の規定(例)】

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣

が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(注)機械、器具及びその他の財産の単価は補助金により異なる

監査対象とした補助金等のうち、国庫補助金を財源とする補助金で補助目的に照らし、一定金額以上の備品の取得が想定されるものがあつた。これらについて、一部の補助金については財産処分の制限が交付要領に規定されているものがあつた(補助金番号:56)。その一方で、そうした内容が確認できないものもあつた(補助金番号:22、25、38-1、39-1、40、41)。

また、その他の補助金等においても、一定額以上の備品取得が想定されるものがあつた。これらについて、一部の補助金については財産処分の制限が交付要領に規定されているもの(補助金番号:64)や交付決定通知書に財産処分の制限に関する記載がなされているもの(補助金番号:48、49)があつた。

②意見

国庫補助金を財源とする補助金等については財産処分の制限を設けることが必要であり、その他の補助金についても同様の検討が必要である

国の各補助金交付要綱に上記のような財産処分の制限に関する規定がある以上、国庫補助金等を財源として取得した財産については、市の補助金交付要綱・要領等においても「交付の条件」として、当該内容を必ず規定することについて今後も留意が必要である。また、国庫補助金を財源としない補助金であっても、補助目的を達成するためには、補助金等を財源として取得した財産処分については、同様の制限を設けるべきであり、漏れなく規定されているかの確認が必要である。

その上で、規定された場合には、その実効性を担保すべく対象を把握できるよう書類の提出を求めるなどの管理方法についても併せて検討することが必要である。

第5 監査の結果及び意見（各論）

【1】吹田市防犯活動事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市防犯活動事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市防犯活動事業補助金交付要領			
所管	総務部危機管理室			
予算区分	総務費 総務管理費 安心安全費			
補助金等の目的	犯罪のない住みよいまちづくりの実現を図ること。			
補助金等の概要	吹田警察署管内で行う防犯活動に協力、防犯啓発の推進、管内の防犯運動の発展に努める。春、秋の地域安全運動、歳末の防犯啓発キャンペーン、防犯教室、振り込め詐欺キャンペーン等を実施する。			
関連する事務事業名	地域防犯推進事業			
開始年度	不明		から	
終了年度	未設定		まで	
補助金等の交付先	吹田防犯協議会			
補助金等の算出方法	防犯活動推進員設置事業に要する経費の3分の2 特別防犯活動事業及び地域防犯活動事業に要する経費の総額 上記経費の総額。ただし上限は4,060,000円。			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	4,060	4,060	4,060	4,060
最終補正後予算額 (単位:千円)	4,060	4,060	4,060	
交付実績額 (単位:千円)	4,060	4,060	4,060	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本補助金は、犯罪のない住みよいまちづくりの実現を目的として防犯活動事業を実施する吹田防犯協議会に対して、補助対象事業に係る経費を交付するものである。

補助対象事業は、防犯活動推進員設置事業、特別防犯活動事業、地域防犯活動事業である。

吹田市防犯活動事業補助金の令和2年度の収支決算概要は以下のとおりである。

【収入の部】

(単位：円)

項目	決算額
前年度繰越金	1,443,237
吹田市補助金	4,060,000
地域支部分担金	334,115
職域防犯協議会支援金	1,833,937
寄付金	70,000
雑収入	42,239
合計	7,783,528

【支出の部】

(単位：円)

活動対象事業	決算額
防犯活動推進員設置事業	1,170,248
特別防犯活動事業	0
地域防犯活動事業	4,615,196
小計（補助金決算額）	5,785,444
対象外経費	80,230
次年度繰越金	1,917,854
合計（協議会決算額）	7,783,528

(出所：令和2年度吹田市防犯活動事業補助金収支決算報告書)

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金額の妥当性について

①現状

補助金交付要領第3条2項において「前項の規定にかかわらず、吹田防犯協議会に対して交付する補助金の額は、1の年度につき4,060,000円を限度とする。」と規定されている。

市によれば、交付要領が平成 21 年 4 月 1 日に施行されて以降、交付実績は上限である 4,060,000 円で推移しており、実質的に定額補助がなされている状況である。

また、交付要領の施行前から本補助金は長期間交付されており、終期も定められていない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

社会情勢の変化を考慮して補助金の効果を検証し、同額での補助金交付を継続することについて検討すべき

補助金交付先の収支決算概要をみると、期間内での増減はあるものの、相当額の繰越金や支援金が存在していることが認められる。

このような事情に照らせば、今後も同額での補助を継続することに合理性が認められるのかについては疑問がある。

補助金としての必要性、公益性は認められるものの、犯罪内容や社会情勢の変化に伴い、その効果を検証するとともに、補助金交付先において今後も継続的に相当額の繰越金や支援金が発生する際には、補助金額の妥当性や水準について改めて検討すべきである。

【2】吹田市職員健康管理支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市職員健康管理支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市職員厚生会に対する補助金の交付に関する要領			
所管	総務部人事室			
予算区分	総務費 総務管理費 職員厚生費			
補助金等の目的	補助金を交付し、職員の厚生制度に関する事業を行わせる。			
補助金等の概要	人間ドック等の自己負担額を軽減して利用を促進させることにより健康管理意識の向上を図るため職員健康管理支援金を給付する事業を運営するにあたり、その給付した額を補助する。			
関連する事務事業名	職員厚生事業			
開始年度	平成24年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	吹田市職員厚生会			
補助金等の算出方法	職員厚生会が職員に職員健康管理支援金として給付した額			
補助等に対する効果把握の有無	有(職員健康管理支援金申請件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	4,500	3,800	4,250	4,500
最終補正後予算額 (単位:千円)	4,500	4,253	4,250	
交付実績額 (単位:千円)	3,875	4,253	3,824	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【3】吹田市職員福利厚生制度運営補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市職員福利厚生制度運営補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市職員厚生会に対する補助金の交付に関する要領			
所管	総務部人事室			
予算区分	総務費 総務管理費 職員厚生費			
補助金等の目的	補助金を交付し、職員の厚生制度に関する事業を行わせる。			
補助金等の概要	選択型の福利厚生制度を運営する事業を実施するにあたり委託事業者 に支払う月額の一部を補助する。			
関連する事務事業名	職員厚生事業			
開始年度	不明	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	吹田市職員厚生会			
補助金等の算出方法	選択型の福利厚生制度加入者×350円×加入月数			
補助等に対する 効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	11,130	11,340	11,970	11,550
最終補正後予算額 (単位:千円)	11,130	11,140	11,970	
交付実績額 (単位:千円)	11,120	11,140	11,223	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本補助金は、吹田市職員の厚生制度に関する条例(昭和51年吹田市条例第42号)第4条の規定に基づき、吹田市が吹田市職員厚生会に対し、補助金を交付するものである。補助対象事業となる福利厚生制度運営事業については、選択型の福利厚生制度を運営する事業と定めている。具体的な内容として、健康増進、育児・介護支援、自己啓発、リフレッシュ、ライフサポート等の選択型福利厚生制度になる。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【4】吹田市職員会館維持管理費補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市職員会館維持管理費補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市職員厚生会に対する補助金の交付に関する要領			
所管	総務部人事室			
予算区分	総務費 総務管理費 職員厚生費			
補助金等の目的	補助金を交付し、職員の厚生制度に関する事業を行わせる。			
補助金等の概要	職員会館の維持管理に必要な経費を補助する。			
関連する事務事業名	職員会館管理事業			
開始年度	不明	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	吹田市職員厚生会			
補助金等の算出方法	警備、清掃、電気機械管理、ボイラ点検、消防設備点検、その他職員会館の維持管理に要した費用			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	15,830	9,867	10,525	10,156
最終補正後予算額 (単位:千円)	15,830	9,612	10,525	
交付実績額 (単位:千円)	10,113	8,651	9,799	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

地方公務員法第42条では、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められている。市は、同条に基づいて、吹田市職員厚生会(以下「厚生会」という。)に補助金を交付している。

厚生会は、吹田市職員の福利厚生を目的として事業を実施する団体である。具体的な実施事業は、互助共済事業、文化・体育・レクリエーション事業、厚生施設の管理運営事業、その他職員の厚生に必要な事業の4つである。

本補助金は、職員会館維持管理事業、具体的には警備、清掃、電気機械管理、ボイラ点検、消防設備点検、その他職員会館に必要な維持管理に係る事業を対象としている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 職員会館の在り方について

①現状

吹田市職員会館は、昭和47年に完成した鉄筋コンクリート造4階の建物である。1階に厚生会及び総務室車両担当、2階に職員労働組合、3～4階は和室、会議室、料理教室、視聴覚室、大会議室で構成されている。

平成28年に耐震診断を実施した結果、耐震補強工事が必要な状況であり、空調の故障やバリアフリー対応が不十分である等、設備面の問題もあることから、利用率は低迷している。令和2年度における職員会館の利用率は7.3%（下記A÷年間利用コマ数7,461コマで算出）であり、時間帯別及び部屋別の利用状況は以下のとおりである。

【時間帯別・部屋別利用件数】

(単位：件)

	時間帯別			合計
	午前	午後	時間外	
第1和室	1	-	-	1
第2和室	2	35	7	44
第3和室	2	35	7	44
第4和室	2	35	7	44
第1会議室	19	15	20	54
料理教室	-	-	-	-
第1視聴覚室	8	1	57	66
第2視聴覚室	8	6	52	66
大会議室	76	44	102	222
合計【A】	118	171	252	541

(出所：市提供資料)

【時間帯別 利用率】

午前	午後	時間外
4.5%	6.5%	11.5%

(出所：市提供資料)

【部屋別 利用率】

第1和室	0.1%
第2和室	5.3%
第3和室	5.3%
第4和室	5.3%
第1会議室	6.5%
料理教室	0.0%
第1視聴覚室	8.0%
第2視聴覚室	8.0%
大会議室	26.8%

(出所：市提供資料)

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

職員会館の在り方を検討した上で、補助金の必要性を検討すべき

職員会館の利用状況をみると、健康診断等で利用される大会議室は26%を超える利用率となっているが、それ以外は概ね0%から8%程度である。1階に厚生会、2階に職員労働組合が入居しているものの、その他は有効活用されていない状況である。

しかしながら、施設の老朽化により修繕対応が毎年発生し、修繕費含めて毎年度1,000万円前後の維持費用がかかっている。

職員会館は市の貴重な財産であるが、現状を踏まえると、財産の十分な有効活用が図られていない職員会館の維持管理費を補助金として支出し続けている点については、補助金の効果が十分に発揮されているとは言えない。老朽化や耐震性に関する問題を将来に先送りせず、職員会館の在り方を改めて検討した上で、本補助金の必要性を検討すべきである。

【5】吹田市自治会活動補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市自治会活動補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市自治会活動補助金交付要領 吹田市自治会活動補助金交付要領取扱基準			
所管	市民部市民自治推進室			
予算区分	総務費 総務管理費 地域振興費			
補助金等の目的	地域住民の自治活動を支援し、住民相互の親睦と相互扶助の向上を図るもの。			
補助金等の概要	連合自治会等が自治活動を行うにあたり、その活動に要する経費について、毎年度予算の範囲内で交付している。			
関連する事務事業名	コミュニティ活動支援事業			
開始年度	平成11年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1団体につき、200,000円+(加入世帯数×75円)を限度額			
補助等に対する効果把握の有無	有(行政評価において実施)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	13,025	12,994	12,995	12,810
最終補正後予算額 (単位:千円)	13,025	12,994	12,995	
交付実績額 (単位:千円)	12,668	12,536	12,035	
交付件数(単位:件)	34	34	34	

補助金等の交付先一覧	南山田地区連合自治会
	吹二地区自治会連合協議会
	千里新田地区連合自治会
	五月が丘地区連合自治会
	千二地区連合自治会
	豊一地区連合自治会
	山一地区連合自治会
	西山田地区自治団体協議会
	東山田地区連合自治会
	佐井寺地区連合自治会
	吹南地区連合自治会
	吹田市東地区自治会連合協議会
	山五地区自治連合協議会
	吹三地区連合自治会
	山手地区連合自治会
	桃山台自治団体協議会
	岸部地区連合自治会
	千里丘連合町会
	山三地区自治連合協議会
	片山地区連合自治会
	竹見台自治団体協議会
	藤白台地区連合自治会
	千一地区連合自治会
	千三地区連合自治会
	豊二地区連合自治会
	江坂連合自治会
	江坂大池地区連合自治会
	津雲台連合自治会
	青山台連合自治団体協議会
	古江台連合自治協議会
	北山田地区自治団体連合会
	佐竹台地区連合自治会
	高野台自治会協議会
	吹一・吹六地区自治会連合協議会

【概要補足等】

本補助金は、連合自治会等(34 団体)が自治活動を行うにあたり、その活動に要する経費について補助を行うことにより、地域住民の自治活動を支援し、もって住民相互の親睦と相互扶助の向上を図ることを目的として交付される。

自治会活動は、あくまでも自発的・自律的なものではあるが、地域住民の福祉向上、地域コミュニティの活性化を目指している点で、市と連合自治会等の両者は共通した目標や理念を持つものと、その位置付けが整理されている。

具体的な活動には、清掃等の環境美化活動や高齢者の見守り活動等、行政の取組みともあいまった内容のものや、広く地域の住民全体を対象とする行事・イベント等が多く行われている。

本補助金は、このような自治会活動の公共性の高さと、特定目的の行動を誘導・助長する仕組みである補助金の性質に鑑み、交付先団体の自己財源等の財政力によって調整することなく、経費に対する補助率を 10 割としている(ただし、上限額が設けられている)。

なお、補助金の妥当性を含む効果検証については、毎年度実施する行政評価や近隣他市事例との比較により行うほか、地域コミュニティの醸成には、長期に亘る取組みが求められることから、制度の終期については設定していない。

補助対象となる活動
(1) 保健、福祉及び環境美化の増進を図る活動
(2) 災害の防止及び救援活動に関する活動
(3) 防犯及び交通安全対策に関する活動
(4) 文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動
(5) 文書配布及び回覧等に関する活動
(6) その他地域の親睦を図る活動
補助対象から除かれる費用等
(1) 宗教及び政治活動
(2) 商品券等の金券の購入代金
(3) 交際費及び慶弔費
(4) 人件費及び賃金
(5) 会員に対する報酬、謝礼等
(6) イベント等を行った際に行う反省会等に係る懇親会費
(7) 役員等一部の関係者の飲食に係る経費
(8) 食品、景品に係るアルコール類
(9) 交通費
(10) 領収書等にただし書の記入漏れ等があるため、経費として算入しがたいもの

補助金の額
一団体当たり補助金額＝均等割額（20万円）＋世帯割額（加入世帯数×75円）

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の計画外使用について

①現状

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による連合自治会等の予定行事の中止等により、当該行事に係る補助対象経費が不要となるケースが発生していた。これに伴い、年度末付近において、当該不要額を原資としたとみられる計画外の支出が行われているものが見受けられた。

例えば、団体Aでは、補助金申請時に提出の活動予算書において備品費200,000円を計上していたが、活動決算報告書においては備品費600,930円（会議椅子110脚とその台車4台）が計上されており、3月に支払いが行われていた。

また、団体Bでは、同じく活動予算書において、盆踊りに係る櫓組立・電気工事費として460,000円を計上していたが、当該行事の中止による不要となったものの、活動決算報告書において櫓修理費として320,000円が計上されており、3月に支払いが行われていた。

この点、本補助金の交付について定めた交付要領及び同取扱基準においては、補助金申請において提出した活動計画書及び活動予算書の内容を期中において変更する場合について、特段の定めはなされていない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助金の計画外使用に際しては、再度審査により交付の可否を判断する旨を交付要領等に規定の上、届出等を求めるべき
--

本補助金の交付の判断は、交付申請時において申請書に添付された活動計画書及び活動予算書等の内容の審査に基づき行われるものであるから（交付要領第5条）、当初計画と大幅に相違する経費に補助金を充てることは申請時における審査を形骸化するものであり、適当ではない。

上記事例については、事前に当該団体より市所管部署へ口頭で相談がなされていたとのことであるが、交付要領上は、特段の定めがないことから団体等の一存においても変更可能な状態にある。当初計画から補助対象経費の内容を大きく変更する場合は、当該変更についての届出等を求め、再度審査により交付の可否を判断する旨を交付要領等に規定すべきである。この点、例えば、コミュニティ協

議会事業助成金交付要領においては、第7条「第5条第1項の規定による通知を受けた後、事業計画の内容又は人員体制を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容について市長と協議しなければならない。（以降省略）」と事業内容の変更について規定している。

(2) 連合自治会等の経費支出に充てる収入について

①現状

本補助金は、住民相互の親睦と相互扶助の向上を図ることを目的として、連合自治会等が行う自治活動に係る一定の経費について補助するものである。補助金の額は、均等割額及び世帯割額の合算により機械的に算出される。

他方、連合自治会等の収入には、本補助金による収入のほか、加入世帯からの会費等や寄附等の収入がある。

現状、連合自治会等の経費支出に充てる資金については、まず、補助対象経費に該当する支出には優先的に補助金収入を充当し、充当しきれない額及び補助対象経費以外の支出について会費収入等の自己資金を充当しているのが現状である。

その結果、補助金は使い切られる一方、収支全体では余剰金が生じて繰越金が発生する事例もある。

【（参考）サンプル団体の令和2年度収支決算状況】

（単位：円）

収支		団体 A	団体 B	団体 C
収入	補助金	468,725	331,925	250,025
	その他（会費等）	1,117,942	355,500	77,413
	計	1,586,667	687,425	327,438
支出	補助対象経費として補助金を充当した経費	468,725	331,925	45,960
	上記以外	1,126,664	251,972	-
	計	1,595,389	583,897	45,960
収支差額		△8,722	103,528	281,453
（うち、補助金返還額）		-	-	204,065
（うち、次期繰越額）		-	103,528	77,413
前年度繰越金		2,436,475	1,213,549	1,434,402
次年度繰越金		2,427,753	1,317,077	1,511,815

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助金のより適切な執行に向けた方策を検討することが望まれる

連合自治会等は、一定の区域内に住む市民が、より良い環境・充実した生活が営まれるように相互協力し、運営している自治組織である単一自治会が、概ね小学校区単位で結成したものであり、行政から自律した任意の組織である。

各連合自治会等には、本補助金による収入のほか、会費等の経常的な自己収入を有しており、繰越金も発生している。

本補助金の対象は、保健、福祉や環境美化の増進を図る活動から、災害の防止に関する活動のほか、文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動など幅広く、各地域の特性に応じて連合自治会等が必要と判断した活動経費を補う状況となっている。このような補助金の助成的性格や連合自治会等の自律性に鑑みると、補助対象経費といえども専ら優先的に補助金を充てるのではなく、補助金で賄う経費と自己収入で賄うべき経費とを明確に峻別すべきである。そして、切り分けが困難な場合は、補助対象経費についても自己収入をもって当該支出に充てる等の方策を検討することが妥当である。これにより、補助金の不必要な使い切り行為ではないかとの疑念を払拭し、補助金の透明性を一層高める効果も期待できると考える。

【6】吹田市自治会集会施設整備等事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市自治会集会施設整備等事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市自治会集会施設整備等事業補助金交付要領 吹田市自治会集会施設整備等事業補助金交付制度の実施に伴う内規			
所管	市民部市民自治推進室			
予算区分	総務費 総務管理費 地域振興費			
補助金等の目的	自治会活動の促進を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。			
補助金等の概要	集会施設の整備を行い、または土地若しくは建物を借り上げて集会施設として活用する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。			
関連する事務事業名	コミュニティ活動支援事業			
開始年度	平成18年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	別表添付			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	15,000	15,000	15,000	7,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	15,000	5,000	25,000	
交付実績額 (単位:千円)	3,532	4,678	24,425	
交付件数(単位:件)	13	14	17	

補助金等の交付先一覧	西奥町自治会
	乾町自治会
	神楽町自治会
	西の庄町自治会
	吹田市東町自治会
	穂波町自治会
	浜田町自治会
	岸部東町自治会
	南吉志部自治会
	川面町自治会
	浜田町自治会
	祝町自治会
	上新田自治会
	川面町自治会
	千里山自治会
	ときわ会
	山手4丁目自治会

【概要補足等】

本補助金は、集会施設の整備を行い、又は土地若しくは建物を借り上げて集会施設として活用する自治会に対し補助金を交付することにより、自治会活動の促進を図り、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的としている。

補助対象となる事業、経費及びその額は以下のとおりである。

補助対象事業		補助対象経費	補助金額
区分所有自治会又は認可自治会が、その所有し、共有し、又は所有しようとする集会施設について行う次に掲げる事業	新築	新築に要する経費（用地の取得及び造成並びに既存建物の除却に要する費用を除く。）	補助対象経費の3/4以内かつ、1,000万円を限度
	購入	購入に要する経費（用地の取得及び既存建物の除却に要する費用を除く。）	

補助対象事業		補助対象経費	補助金額
	増改築	増改築に要する経費	
	修繕	修繕に要する経費	補助対象経費の3/4以内かつ、以下を限度 ・認可自治会200万円 ・区分所有自治会50万円
自治会（区分所有自治会を除く。）が行う次に掲げる事業	建物の全部又は一部を借り上げて集会施設として活用する事業	建物に係る賃借料	補助対象経費の3/4以内かつ、60万円を限度
	借り上げた土地に設置された建物の全部又は一部を集会施設として活用する事業	敷地に係る賃借料	
	集会施設（認可自治会の所有に係るものを除く。）を修繕する事業	修繕に要する経費	補助対象経費の3/4以内かつ、以下を限度 20万円（市長が特に必要があると認める場合は、200万円）
	集会施設（当該自治会の所有に係るものに限る。）におけるバリアフリー化設備を保守する事業	バリアフリー化設備の保守に要する経費	補助対象経費の3/4かつ、5万円を限度

本補助金のうち、新築・購入・増改築に係る交付については、5年に1回以内の交付制限が設けられている（災害被害の復旧の場合は除く。）。また、修繕に要する経費に係る交付については、交付回数制限は設けられていないものの、修繕箇所について原則として市職員の立会確認により、交付の可否を判断している。令和2年度については、令和元年度に予定していた事業が後ろ倒しになった影響もあり、補助金額が増加している。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【7】吹田市コミュニティ協議会事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市コミュニティ協議会事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市コミュニティ協議会事業助成金交付要領			
所管	市民部市民自治推進室			
予算区分	総務費 総務管理費 コミュニティセンター費			
補助金等の目的	世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会を形成する。			
補助金等の概要	コミュニティセンターの指定管理者である、地域住民により組織された各コミュニティ協議会の事業を推進することで、施設利用の促進及び地域コミュニティの醸成を図る。			
関連する事務事業名	コミュニティセンター管理事業			
開始年度	平成元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	千里山コミュニティ協議会 吹田市亥の子谷コミュニティ協議会 吹田市JR以南コミュニティ協議会			
補助金等の算出方法	助成対象経費の総額から助成対象事業に係る受講料、参加料その他の収入額を控除した額又は予算額のうち、いずれか少ない額。			
補助等に対する効果把握の有無	有(コミュニティセンター利用件数及び利用人数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	4,500	4,500	8,740	8,904
最終補正後予算額 (単位:千円)	4,500	6,074	6,788	
交付実績額 (単位:千円)	3,867	3,778	6,410	
交付件数(単位:件)	3	3	3	

【概要補足等】

本助成金は、コミュニティセンターの管理を行うコミュニティ協議会(以下「協議会」という。)に対し、その事業の経費の一部を助成することにより、協議会の事業の円滑な推進を図り、もって、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会の形成に資することを目的としている。助成対象事業及び経費は以下のとおりである。

助成対象事業	助成対象経費
(1) コミュニティ醸成の講座・学習会・教室の開催	講師謝礼、広告宣伝費、資料作成費、会議費、交通費、消耗品費、通信運搬費
(2) コミュニティ醸成のイベントの実施	会場設営費、出演者謝礼、広告宣伝費、会議費、保険料、交通費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、賞賜費
(3) コミュニティ醸成の広報活動	広告宣伝費、会議費、交通費、消耗品費、通信運搬費、委託料、修繕料
(4) コミュニティ醸成事業への参画推進活動	会議費、交通費、消耗品費、介助者謝礼
(5) コミュニティスペース運営事業	消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料
(6) コミュニティセンター以外の行政財産を活用したコミュニティスペース管理運営事業	消耗品費、保険料、人件費、光熱水費
(7) その他市長がコミュニティ醸成に資すると特に認める事業	市長が特に認める経費

吹田市内には4カ所のコミュニティセンター(吹田市立千里山コミュニティセンター、吹田市立亥の子谷コミュニティセンター、吹田市立内本町コミュニティセンター及び吹田市立千一コミュニティセンター)があり、それぞれをコミュニティ協議会(千里山コミュニティ協議会、吹田市立亥の子谷コミュニティ協議会、吹田市 JR以南コミュニティ協議会及び吹田市千里コミュニティ協議会)が指定管理により運営している。

各コミュニティ協議会は、コミュニティセンターの管理を行うとともに、当該コミュニティセンターにおいて、地域交流を図るため、教養、健康、安全・福祉等の分野に関するイベントを主催している。

令和2年度における各コミュニティ協議会(令和3年度より指定管理を開始した千里コミュニティ協議会を除く。)の活動状況は以下のとおりである。

	千里山	亥の子谷	JR以南
年間主催事業等回数	28回	23回	73回
上記延べ参加人数	485人	507人	1,161人
コミュニティスペース管理運営事業(利用人数)	-	3,958人	2,172人
総事業費	1,082,992円	2,827,109円	2,665,378円
事業収入	100,702円	35,331円	29,318円

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【8】吹田市交通災害共済見舞金

1. 概要

項目	回答欄																					
補助金等の名称	吹田市交通災害共済見舞金																					
根拠法令・要綱等の名称	吹田市交通災害・火災等共済条例 吹田市交通災害・火災等共済条例施行規則 吹田市交通災害・火災等共済条例を廃止する条例																					
所管	市民部市民自治推進室																					
予算区分	総務費 総務管理費 安心安全費																					
補助金等の目的	交通事故による被害を受けた者に対し、相互扶助による共済見舞金を支給することにより市民生活の経済的安定に寄与する。																					
補助金等の概要	交通災害共済加入者が交通事故による被害を受けたときに、災害の程度(治療した期間等)により、等級を決定し、共済見舞金を支給する。																					
関連する事務事業名	交通災害共済給付事業																					
開始年度	昭和47年度	から																				
終了年度	令和3年度	まで																				
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり																					
補助金等の算出方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>災害の程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等級</td> <td>死亡</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>2等級</td> <td>治療期間6月以上の傷害</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>3等級</td> <td>治療期間3月以上6月未満の傷害</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>4等級</td> <td>治療期間1月以上3月未満の傷害</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>5等級</td> <td>治療期間1月未満の傷害</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>				等級	災害の程度	金額	1等級	死亡	1,200,000円	2等級	治療期間6月以上の傷害	175,000円	3等級	治療期間3月以上6月未満の傷害	90,000円	4等級	治療期間1月以上3月未満の傷害	40,000円	5等級	治療期間1月未満の傷害	15,000円
等級	災害の程度	金額																				
1等級	死亡	1,200,000円																				
2等級	治療期間6月以上の傷害	175,000円																				
3等級	治療期間3月以上6月未満の傷害	90,000円																				
4等級	治療期間1月以上3月未満の傷害	40,000円																				
5等級	治療期間1月未満の傷害	15,000円																				
補助等に対する効果把握の有無	無																					
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)																		
当初予算額 (単位:千円)	34,330	32,000	16,228	4,229																		
最終補正後予算額 (単位:千円)	34,330	28,000	13,228																			
交付実績額 (単位:千円)	17,510	19,085	10,255																			
交付件数(単位:件)	279	298	112																			
補助金等の交付先一覧	交通災害共済加入者(市民) 112件																					

【概要補足等】

交通災害共済見舞金は、吹田市交通災害・火災等共済条例に基づき、交通事故による災害又は火災等による被害を受けた者に対し、相互扶助による見舞金等を支給し、もって市民生活の安定に寄与することを目的とするものである。

交通災害共済制度については昭和 47 年(1972 年)から、火災共済制度については昭和 57 年(1982 年)から実施していたが、近年は各種民間保険制度の充実等により加入率が減少していること、単年度赤字の続いていること等から、令和元年度末(2019 年度末)をもって廃止が決定している。制度廃止により、見舞金請求期間(給付事由発生から 2 年以内)の最終期限となる令和 3 年度末(2021 年度末)には本見舞金給付事業も終了となる。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【9】吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金交付要綱			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	商店街等の活性化を促進し、もって市内の商業の振興に資する。			
補助金等の概要	商店街等が地域の消費者や住民にとって魅力溢れる「場」として、賑わいづくりが図れるよう、「経営改善」や「まちづくり」の視点から取り組む先導的な事業に対し、商店街等魅力向上補助金を交付する。			
関連する事務事業名	商店街等支援事業			
開始年度	平成19年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	じゃない吹田、吹田市栄通り商店会、吹田市旭通商店街協同組合 NPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会			
補助金等の算出方法	①要綱第3条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる補助事業：補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額（上限2,000,000円） ②要綱第3条第5号に掲げる補助事業： ア要綱第4条第1号に掲げる対象経費の合計額の2分の1（上限2,000,000円） イ要綱第4条第2号に掲げる対象経費の額の2分の1（上限1,000,000円）			
補助等に対する効果把握の有無	有（実績報告書及び商業相談等による確認）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	12,800	12,500	10,000	14,865
最終補正後予算額 （単位：千円）	-	-	8,750	
交付実績額 （単位：千円）	9,059	7,000	8,042	
交付件数（単位：件）	7	5	4	

【概要補足等】

本補助金は、商店街又は小売市場を地域の消費者及び住民にとって魅力あふれる場とするために経営改善、まちづくり等の先導的な事業を実施する団体に対し、補助金を交付することにより、商店街等の活性化を図り、もって市内の商業の活性化に資することを目的とするものである。補助対象者、補助対象事業は次のとおり定められている。

<吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金交付要綱 第2条 >

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる団体であって、永続的に活動するものとする。

- (1) 商店街等の事業協同組合若しくは商店街振興組合又はこれらの連合会
- (2) 前号に掲げる団体に準ずるもの
- (3) 前2号に掲げる団体を中心として、これらの団体及び大学、NPO等が組織する団体
- (4) その他市長が適当と認める団体

<吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金交付要綱 第3条 >

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) ITの活用等による消費者の購買意欲を高めるための商店街等の情報発信
- (2) 大学、NPO、市民団体、地域住民等との連携による地域の活性化のためのイベント、調査研究等
- (3) 顧客誘引による商圈の拡大のための広域商品券の発行、広域スタンプの実施等
- (4) 商店街等の特徴の創出により集客力を高めるための商店街等のオリジナル商品の開発等
- (5) 商店街等の空き店舗又は空き地を借り上げ、次のいずれかの施設として活用する事業
 - ア 多目的ホール、会議室、研修室、カルチャー教室その他教養文化施設
 - イ スポーツ施設
 - ウ 駐車場又は駐輪場
 - エ チャレンジショップ
 - オ その他市長が必要と認める施設
- (6) その他市長が必要と認める事業

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【10】吹田市創業・中小企業振興支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市創業・中小企業振興支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市創業・中小企業振興支援事業補助金交付要領			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	吹田商工会議所に対し、補助金を交付することにより、起業家の創出及び育成並びに中小企業者の振興を図り、もって本市産業の活性化に資することを目的とする。			
補助金等の概要	商工会議所で実施する創業及び経営革新並びに新連携支援事業、産学連携支援事業等の補助対象事業の実施に要する経費を補助する。			
関連する事務事業名	商工振興事業			
開始年度	平成18年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	吹田商工会議所			
補助金等の算出方法	補助対象経費から受講料その他の収入を控除した額と、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額で、3,000,000円を限度とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有(創業支援等事業計画に基づく実績の確認)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	3,000	3,000	3,000	3,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	3,000	3,000	3,000	
交付実績額 (単位:千円)	3,000	3,000	3,000	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本補助金は、起業家の創出及び育成並びに中小企業者の振興を図り、もって吹田市産業の活性化に資することを目的とし、吹田商工会議所に対して補助対象事業に係る経費を交付するものである。

本補助金の対象となる事業は以下のとおりである。

補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 創業及び経営革新並びに新連携支援事業 (2) 産学連携支援事業 (3) 経営指導、経営相談等の経営改善普及事業 (4) 専門家派遣事業 (5) 情報化支援事業 (6) 講演会の開催等の研修事業 (7) 労働力確保支援事業 (8) 商工施策普及事業 (9) その他市長が必要と認める事業
--------	--

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

①現状

本補助金の補助対象経費は、交付要領第3条において次のとおり定義されているものの、具体的な経費の内容が明確に定められていない。

交付要領一部抜粋
<p>第3条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（吹田商工会議所が他の団体と共同して事業を実施する場合にあっては、吹田商工会議所が負担する額）から受講料その他の収入の額を控除した額と補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とし、3,000,000円を限度とする。</p>

補助対象経費の妥当性については、補助金交付申請時に提出される補助対象事業に係る事業計画書及び収支予算書等の資料にて、不適切と思われる経費が含まれていないかについての確認が行われている。また、実績報告時に補助対象経費の支払を証する書類の提出を求めている。

なお、令和2年度は事業運営にかかる謝金やアルバイト代、パソコン及びコピー機のリース代、電話代、会報刊行費等に主に使用されており、不適切と思われる経費は含まれていなかった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

交付要領において補助対象経費の具体的な範囲を明記すべき

交付要領における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要領に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要領に明確に記載すべきであり、補助対象経費を詳細な勘定科目ごとに明記することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

(2) 補助金額の算定根拠について

①現状

前述したように交付要領第3条において本補助金の限度額は3,000,000円と規定されている。

市によれば、本補助金が平成18年から開始した以降、交付実績は上限である3,000,000円で推移しており、実質的に定額補助がなされている状況である。

また、平成18年度以前から吹田商工会議所に対する補助金は長期間交付されており、終期も定められていない。

本補助金にかかる事業毎の予算、実績は以下のとおりである。

(単位：円)

	事業名	支出予算	支出実績	支出差額	備考 (補助対象事業の種別)
1	サビック創業専門家派遣事業	5,500,000	4,100,000	△1,400,000	第2条(1)
2	税務、確定申告	230,000	220,360	△9,640	第2条(3)
3	事業承継	293,000	0	△293,000	第2条(3)
4	アルバイト代	1,485,000	1,507,827	22,827	第2条(3)
5	パソコンリース料	323,000	322,056	△944	第2条(3)
6	コピー機リース料	210,000	206,712	△3,288	第2条(3)
7	電話代	390,000	395,770	5,770	第2条(3)
8	トータルサービス	408,000	313,181	△94,819	第2条(3)
9	日商情報負担金、 図書費ほか	77,000	75,074	△1,926	第2条(3)
10	専門家派遣事業	1,045,000	543,400	△501,600	第2条(4)
11	青年部セミナー	600,000	0	△600,000	第2条(6)
12	部会セミナー	50,000	0	△50,000	第2条(6)

13	施策普及	300,000	0	△300,000	第2条(8)
14	会報刊行費	515,000	505,790	△9,210	第2条(8)

(出所：市提供資料)

実績合計額 8,190,170 円のうち、4,100,000 円が「サビック創業専門家派遣事業」に支出されており、本補助金の主な事業である。なお、サビックとは、すいた経営革新支援センターの略称であり、吹田商工会議所内に設置された、創業・経営革新支援を行う専門部署のことである。

加えて、「経営指導、経営相談等の経営改善普及事業」（2～9 番の合計）について、アルバイト代やリース料等 3,040,980 円の支出がある。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助対象事業の範囲及び経費の水準を検証した上で、補助金額の算定根拠の明確化や上限金額の設定を検討すべき

上述したように、本補助金の対象事業は幅広い。吹田商工会議所は創業及び経営革新並びに新連携支援事業、専門家派遣事業等、多様な事業を展開しているが、本補助金の対象事業と吹田商工会議所の自主事業の切り分けが判断しにくい状況にある。そのため、市として吹田商工会議所にどのような役割を期待するのか、本事業に対してどのような効果を求めるのかを明確にした上で、補助対象事業の範囲を改めて検討することが必要と考えられる。

加えて、補助金額の上限が 3,000,000 円と設定されているが、終期を設定せず、また過去の経緯や金額の算定根拠が明確でないまま、平成 18 年から前年度を踏襲する形で交付されており、本補助金の目的に照らして必要十分な金額となっているか不明確な状況である。この点、終期を設定し、経済社会や環境の変化を踏まえて、都度補助金の必要性を見直すことが望まれる。さらに、補助金によって賄うべき補助対象事業の範囲及び経費の水準を検証した上で、補助目的を達成できるような金額の算定根拠の明確化や上限金額の設定を改めて検討すべきである。

【11】吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金交付要綱			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	地元企業又は大学若しくは研究機関等との共同により、新技術及び新製品の研究開発等を行う事業者に対し、補助金を交付することにより、企業間連携等の促進並びに事業者の技術開発力の向上及び新分野進出の円滑化を図り、もって産業の振興及び市民生活の向上に資する。			
補助金等の概要	認定審査会において補助の対象となる事業について審議し、認定を受けた事業の実施に要する経費を補助する。			
関連する事務事業名	商工振興事業			
開始年度	平成25年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	株式会社ジェイ・ビー・クラフト、武田コロイドテクノ・コンサルティング株式会社			
補助金等の算出方法	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、5,000,000円を限度とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有(事業報告書及び企業訪問等による確認)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	10,000	10,000	10,000	10,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	10,000	10,000	6,000	
交付実績額 (単位:千円)	9,047	9,454	5,406	
交付件数(単位:件)	4	3	2	

【概要補足等】

本補助金は、企業間連携等の促進並びに事業者の技術開発力の向上及び新分野進出の円滑化を図り、もって産業の振興及び市民生活の向上に資することを目的とするものである。補助対象者、補助対象事業は次のとおり定められている。

<吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金交付要綱 第2条 >

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者であつて、本市の市民税の滞納（不申告を含む。）をしていないものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する事業者
- (2) 2以上の事業者で組織される団体であつて、当該事業者の半数以上が市内に主たる事業所を有するもの

<吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金交付要綱 第3条 >

第3条 補助の対象となる事業は、地元企業等共同研究開発事業認定審査会において地元企業等共同研究開発事業として本市の産業の振興に資するものである旨の認定を受けた事業とする。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【12】吹田市企業立地促進奨励金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市企業立地促進奨励金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市企業立地促進条例、吹田市企業立地促進条例施行規則			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	企業立地の促進を図り、産業の振興及び市民生活の向上に資することを目的とする。			
補助金等の概要	対象地域内において事業所の新設又は拡張を行った事業者に対して、奨励金を交付する。			
関連する事務事業名	商工振興事業			
開始年度	平成25年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	企業立地に伴い新たに課税される固定資産税の2分の1相当額			
補助等に対する効果把握の有無	有(交付対象事業者に対し、2年後に市内雇用等に関する追跡調査を実施)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	7,987	24,589	21,804	18,892
最終補正後予算額 (単位:千円)	7,987	24,589	16,624	
交付実績額 (単位:千円)	7,609	24,385	16,615	
交付件数(単位:件)	4	7	7	

補助金等の交付先一覧	株式会社日本触媒
	アクアクララ株式会社
	関西化工株式会社
	有限会社新明金属工業所
	大日本住友製薬株式会社
	ZOLLERJapan株式会社
	株式会社ノダRFテクノロジーズ

【概要補足等】

本奨励金は、立地企業に対し、奨励金の交付その他必要な措置を講ずることにより、企業立地の促進を図り、もって産業の振興及び市民生活の向上に資することを目的とするものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【13】吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付要領			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	市内商工業団体の感染症予防対策を促進し、市民が安心して買い物することができる環境を整備することで、市内の商工業の振興に資する。			
補助金等の概要	新型コロナウイルス感染症予防対策を行う商工業団体に対し、補助金を交付する。			
関連する事務事業名	商店街等支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額又は補助対象者の構成員(令和2年8月1日時点で市内に事業所を有するもの)の数に20,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額			
補助等に対する効果把握の有無	有(実績報告書及び現場確認)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	25,260	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	16,406	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	15,978	
交付件数(単位:件)			21	

補助金等の交付先一覧	吹田市新旭町通り商店街協同組合
	吹田さんくす名店会商業協同組合
	吹田市栄通り商店会
	吹田市錦通商店街協同組合
	吹田市旭通商店街協同組合
	吹田市片山商店会協同組合
	千里山商栄会
	ゆらら藤白台商店会
	青山台近隣センター商店会
	吹田市東片山商店会
	高野台B1商店会
	竹見台商店会
	日の出商店会
	豊津ファミリーショップ協同組合
	トナリエ南千里テナント会
	豊津商店会
	山田西ショッピングセンター
	関大前商店会
	吹田市中通商店街組合
	吹田バル実行委員会
	江坂企業協議会

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症予防対策を行う商工業団体に対し、予算の範囲内において、商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金を交付することにより、当該団体の感染症予防対策を促進し、市民が安心して買い物することができる環境を整備することで、市内の商工業の振興に資することを目的とするものである。補助対象者、補助対象事業、補助対象経費は次のとおり定められている。

【吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付要領 第2条】

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる団体であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 事業協同組合
- (2) 事業協同小組合
- (3) 商店街振興組合
- (4) 前3号に定めるもののほか、その構成員の2分の1以上が、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者である団体

【吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付要領 第3条】

第3条 補助の対象となる事業は、令和2年4月1日以後に商工業団体における感染症の予防対策の向上及びその周知のために実施する事業であって、市から他の補助を受けないものとする。

【吹田市商工業団体新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付要領 第4条】

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 感染症予防対策の向上に関する事業にあつては消耗品費及び委託料
- (2) 感染症予防対策の周知に関する事業にあつては消耗品費、印刷製本費及び広告宣伝費

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【14】 すいたエール商品券取扱協力店応援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	すいたエール商品券取扱協力店応援金			
根拠法令・要綱等の名称	すいたエール商品券取扱協力店応援金交付要領			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	中小規模事業者の事業継続の支援			
補助金等の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和2年度吹田市プレミアム付商品券事業における取扱協力店に対し、予算の範囲内において、市が「すいたエール商品券取扱協力店応援金」を交付する。			
関連する事務事業名	商店街等支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	吹田市プレミアム付商品券取扱協力店として登録している事業者のうち中小規模店舗(基準日:令和3年1月29日時点事業継続) 835店舗			
補助金等の算出方法	1店舗あたり20万円			
補助等に対する効果把握の有無	有(令和3年度に新型コロナ影響調査を実施)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	172,000	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	167,000	
交付件数(単位:件)			835	

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、中小規模事業者の事業継続支援を目的として、吹田市商品券事業の取扱協力店に対して応援金を交付するものである。

本補助金の交付対象は以下のとおりである。

交付要領一部抜粋
<p>第3条</p> <p>応援金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する取扱協力店とする。ただし、地方公共団体が運営しているものを除く。</p> <p>(1) 令和3年(2021年)1月29日時点における商品券事業の取扱協力店。</p> <p>(2) 取扱協力店登録決定日から、この要領に基づく申請日までの間において事業を継続するとともに、申請日以降においても引き続き事業を継続する予定であること。</p>

2. 監査の結果及び意見

(1) 履行確認の徹底について

①現状

本補助金は、商品券事業の取扱協力店を対象としているが、商店街を構成する店等、団体登録をしている取扱協力店については、団体代表者が代理で交付申請をしてもよい旨を交付要領第5条に定めている。

交付要綱一部抜粋
<p>第5条</p> <p>応援金の交付を受けようとする取扱協力店(団体登録をしている取扱協力店については、団体代表者)は、市長が別に定める日までに「すいたエール商品券取扱協力店応援金交付申請書兼請求書」(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p>

交付決定については、申請者に通知され、当該申請者に応援金が交付される。

この点、団体代表者が登録をしている取扱協力店については、団体代表者に応援金が交付され、代表者が各構成員に対して応援金を配分する旨を交付要領第7条2項に定めている。

交付要綱一部抜粋
<p>第7条</p> <p>市長は、前条の規定による交付決定後、速やかに当該申請者に応援金を交付するものとする。</p> <p>2 団体登録をしている取扱協力店については、団体代表者に交付するものとし、団体代表者は、その構成員に対し第4条第1項に規定する額を配分しなければならない。</p>

市によれば、団体代表者が構成員に対して応援金を配分済か否かの履行確認は実施していないが、構成員より応援金が配分されていない等の苦情はきていないとのことであった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

代表者が構成員に対して補助金（応援金）を配分する際の履行確認を行うべき

本補助金の目的に照らせば、スピード感を重視し、タイムリーに応援金を交付する必要があったことに異論はない。しかしながら、応援金が構成員に配分されない、不正受領等の可能性もあることから、Eメールでの受領確認等、何らかの形で団体代表者から構成員への市による履行確認は実施すべきと考え、本補助金の設計段階で、効率的かつ効果的な履行確認の方法も検討すべきであった。

本補助金は新型コロナウイルス感染症影響下による一過性の性質を有するが、今後、類似の応援金を交付する場合には履行確認の実施を徹底すべきである。

【15】吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金交付要綱			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	新たに配達や出前に取り組む飲食店に補助金を交付することにより、小規模飲食店のコロナ禍における新しい生活様式への業態転換を支援する。			
補助金等の概要	新たに配達や出前に取り組む小規模飲食店に経費の一部を補助する。			
関連する事務事業名	商工振興事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	市内小規模飲食店 計62件			
補助金等の算出方法	初期経費 補助対象経費×3/4(上限10万円) 経常経費 補助対象経費×3/4(上限30万円)			
補助等に対する効果把握の有無	有(令和3年度に新型コロナ影響調査を実施)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	16,620	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	15,370	
交付件数(単位:件)	-	-	62	

【概要補足等】

本補助金は、店内で調理した飲食料品を利用客が指定する場所に配達するサービスを行う飲食店に対し、新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の流行により利用客の減少している市内の飲食店を支援することを目的とするものである。補助対象者、補助対象事業、補助対象経費は次のとおり定められている。

【吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金交付要綱第2条】

第2条 補助の対象となる者は、市内の飲食店の経営者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飲食店営業に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けている者（令和2年5月7日以後に当該許可を受けた者を除く。）
- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者
- (3) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていない者

【吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金交付要綱第3条】

第3条 補助の対象となる事業は、令和2年2月28日から同年6月30日までの間に新たに開始し、又は対象地域を広げる等の拡充をしたデリバリーとする。

【吹田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店デリバリー支援補助金交付要綱第4条】

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) デリバリー代行事業の利用料（利用の開始に係るものに限る。）、消耗品及び備品の購入費、広告宣伝費等のデリバリーの開始又は拡充の準備（令和2年2月28日から同年6月30日までの間に行ったものに限る。）に要した経費（以下「初期経費」という。）
- (2) デリバリー代行事業の利用料（利用の開始に係るものを除く。）、人件費等のデリバリーの実施（令和2年3月1日から同年9月30日までの間に行ったものに限る。）に要した経費（以下「経常経費」という。）

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【16】吹田市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要領			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、融資を受けるに当たって信用保証料を支払った事業者に対し、補助金を交付することにより、事業者の負担の軽減を図り、経営の安定に資することを目的とする。			
補助金等の概要	府制度融資（セーフティネット保証等）を活用して融資を受けたときの信用保証料相当分を補助する。補助金額は保証料の10/10（上限20万円）。			
関連する事務事業名	商工振興事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	市内事業者 計164件			
補助金等の算出方法	上限20万円			
補助等に対する効果把握の有無	有（令和3年度に新型コロナ影響調査を実施）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	-	-	-	-
最終補正後予算額 （単位：千円）	-	-	37,080	
交付実績額 （単位：千円）	-	-	28,157	
交付件数（単位：件）	-	-	164	

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、融資を受けるにあたって大阪信用保証協会に信用保証料を支払った事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金を交付することにより、事業者の負担の軽減を図り、もって経営の安定に資することを目的とするものである。補助対象者は次のとおり定められている。

【吹田市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要領 第2条】

第2条 補助の対象となる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号及び同項第5号並びに同条第6項に係る融資を受けたことを吹田市長が確認できた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。
- (2) 当該融資の実行と同時にその保証料の全額を一括して支払っていること。
- (3) 市民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に規定する風俗営業又は同条第8項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者その他別に定める者でないこと。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【17】吹田市小規模事業者応援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市小規模事業者応援金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市小規模事業者応援金交付要領			
所管	都市魅力部地域経済振興室			
予算区分	商工費 商工費 商工振興費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に深刻な影響を受ける市内の小規模事業者の事業継続を下支えすることを目的とする。			
補助金等の概要	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に経営に影響を受ける事業者のうち、「休業要請支援金(休業要請支援金(府・市町村共同支援金))」の支給対象外となる小規模事業者(個人事業主)の一部に対して、小規模事業者応援金20万円を交付する。			
関連する事務事業名	商工振興事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	市内小規模事業者 計966件			
補助金等の算出方法	一律20万円			
補助等に対する効果把握の有無	有(令和3年度に新型コロナ影響調査を実施)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	193,200	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	193,200	
交付件数(単位:件)	-	-	966	

【概要補足等】

本応援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に深刻な影響を受ける市内の小規模事業者に対し、吹田市小規模事業者応援金を交付することにより、事業継続を下支えすることを目的とするものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【18】吹田市制施行 80 周年記念事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市制施行80周年記念事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市制施行80周年記念事業補助金交付要領			
所管	都市魅力部シティプロモーション推進室			
予算区分	総務費 総務管理費 シティプロモーション費			
補助金等の目的	市民のまちへの愛着や誇りを一層高める市制施行80周年記念事業に市民とともに取り組むことを目的とする。			
補助金等の概要	吹田市制施行80周年プロジェクト会議が計画及び実施する記念事業を支援する。			
関連する事務事業名	市制施行80周年記念事業			
開始年度	令和元年	から		
終了年度	令和2年	まで		
補助金等の交付先	吹田市制施行80周年プロジェクト会議			
補助金等の算出方法	記念事業の計画及び実施に係る経費のうち、市長が適当と認める経費の総額から、記念事業の実施に係る収入の額を控除した額			
補助等に対する効果把握の有無	有(吹田市制施行80周年記念事業実績報告書の提出)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	18,920	37,500	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	18,920	37,500	
交付実績額 (単位:千円)	-	15,623	20,061	
交付件数(単位:件)		1	1	

【概要補足等】

本補助金は、吹田市制施行 80 周年にあたり、市民のまちへの愛着や誇りを一層高める市制施行 80 周年記念事業に、市民とともに取り組むため、吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議が計画及び実施する記念事業に対し、吹田市制施行 80 周年記念事業補助金を交付するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【19】吹田市国際交流協会事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市国際交流協会事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市国際交流協会事業補助金交付要領 吹田市国際交流協会事業補助金の補助対象経費に関する内規			
所管	都市魅力部文化スポーツ推進室			
予算区分	総務費 総務管理費 都市交流費			
補助金等の目的	多様な文化、言語、習慣、宗教等を互いに認め合い、支え合って共に暮らせる、多文化共生社会の実現を目指す。			
補助金等の概要	上記目的を達成するため、国際理解教育及び外国籍市民をサポートする事業に対し補助を行う。			
関連する事務事業名	多文化共生推進事業			
開始年度	平成21年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	公益財団法人吹田市国際交流協会			
補助金等の算出方法	人件費及び物件費の総額の範囲内。ただし、人件費の上限は物件費の2/3を乗じて得た額とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有(講座実施件数・参加人数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	8,000	8,000	8,000	8,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	8,000	8,000	8,000	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本補助金は、吹田市における多様な文化、言語、習慣、宗教等を互いに認め合い、支え合って共に暮らせる、多文化共生社会の実現を目的とし、国際理解教育及び外国籍市民をサポートする事業を実施している公益財団法人吹田市国際交流協会に対し交付されるものである。

本補助金の対象となる事業、経費及び額は以下のとおりである。

補助対象事業	(1) 在住外国籍市民支援に係る事業 (2) 研修啓発に係る事業 (3) 地域連携に係る事業 (4) 広報及び情報提供に係る事業 (5) 市民の国際交流促進に係る事業 (6) 友好交流促進に係る事業 (7) 国際交流推進事務に係る事業
補助対象経費	人件費：正規職員、非常勤職員及び契約職員に係る給料、手当、賃金、法定福利費及びその他市長が適当と認める経費 物件費：臨時雇用員に係る賃金、旅費、報償費、需用費、役務費、委託料及びその他市長が適当と認める経費
補助金の額	補助対象経費のうち人件費として市長が認める経費の額の上限は、物件費として市長が認める経費の額に3分の2を乗じて得た額とする。

令和2年度において吹田市国際交流協会が実施した事業は以下のとおりである。

事業名	主な事業内容
1. 友好交流都市との交流事業	オーストラリアのカンタベリバンクスタウン市とスリランカのモラトワ市との交流事業。本年度は、ボランティアによる手作りマスクの送付
2. 国際交流情報の収集及び発信	ホームページのリニューアル
3. 市内大学との連携による留学生等との市民の交流	市内の大学等のホストファミリープログラムの支援（本年度は中止）
4. 国際交流ボランティア活動支援	国際交流ボランティア登録、ボランティア講座、ボランティアによる日本語学習支援
5. 異文化理解・啓発事業	多文化共生セミナー
6. 子ども国際理解事業	国際理解の出前授業
7. その他の外国人への支援	外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業、子育て中の外国人支援

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の終期設定について

①現状

本補助金は、平成21年度が開始年度となっているが、それ以前においても、同様の補助金の交付がなされており、実質的に長期に亘って存在している。

また、限度額について、交付要領の第1条に「予算の範囲内において」と規定しており、予算額が上限となる。平成30年度から令和2年度の予算は毎年800万円であったため、800万円で推移している。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

同額の補助金の交付を継続することについて、適宜見直しを行うことが望まれる

特定の団体に対し、補助金が長期に亘って継続的に交付される場合、交付団体においては補助金に依存した事業運営となり、定められた活動に終始した運営となるおそれがある。

補助金としての必要性、公益性は認められるものの、本事業の成果についても検討した上で、社会情勢や環境の変化に伴い、同額の補助金を交付し続けることについて、適宜見直すことが望ましい。

【20】吹田市子育て広場事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市子育て広場事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市子育て広場事業補助金交付要綱			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	子育ての負担感を軽減するため、乳幼児及びその親が気軽に集い、交流し、子育ての喜び及び楽しみを共有できる場を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援事業を行う団体に対し補助金を交付する。			
補助金等の概要	子育て広場を開設し、子育てに関する相談及び関係機関との連絡調整その他の援助、子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会を開催する団体の支援を行う。			
関連する事務事業名	子育て広場助成事業			
開始年度	平成17年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額又は補助基本額のいずれか少ない額			
補助等に対する効果把握の有無	有(実績報告から推移を確認しており、子ども・子育て支援事業計画で策定している計画値、提供量、実績値をもって充足しているか確認している)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	37,153	37,153	37,153	37,153
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	37,056	36,494	34,786	
交付件数(単位:件)	8	8	8	

補助金等の交付先一覧	子育てCoCoステーション
	陽だまりルーム
	NPOこすもすの家
	子育て広場ねっこぼっこ
	子育て広場たけのこ
	NPO「心のオアシス」
	こらぼれチップス
	子育て応援グループ「あおば」

【概要補足等】

国において、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法(※)」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が開始した。

市では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでいる。

本補助金は、当計画の施策の一つに位置づけられており、子育て中の親の子育てへの負担感を緩和することを目的に、親子が気軽に立ち寄り交流し、育児についての相談等ができる「子育て広場」を運営する団体へ助成を行うものである。

また、平成30年度に実施したニーズ調査においては、利用したい子育て支援事業として、市民のニーズが高いことを把握しており、市は、継続・拡充して実施すべき事業として取り組んでいる。

※子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【21】吹田市地域子育て支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市地域子育て支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市地域子育て支援事業補助金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	育児教室の開催等の地域の子育て支援に係る事業を実施する私立保育所等に対し、地域子育て支援事業補助金を交付する。			
補助金等の概要	育児教室、子育てサークル等の育成又は支援、地域の連絡会議等への参加、食育による啓発、定期刊行物の発行等による子育てに関する情報の提供、子育て相談、就学前の児童及びその保護者の交流の場の提供及び交流の支援を行う保育所又は幼保連携型認定こども園に対して補助を行う。			
関連する事務事業名	私立保育所等地域子育て支援センター事業			
開始年度	平成17年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	補助対象経費から寄附金その他の収入の額等を控除した額と補助基準額とを比較して少ない方の額			
補助等に対する効果把握の有無	有(実績報告から推移を確認しており、子ども・子育て支援事業計画で策定している計画値、提供量、実績値をもって充足しているか確認している)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	27,600	29,200	32,400	35,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	27,400	-	30,162	
交付実績額 (単位:千円)	26,654	27,909	20,651	
交付件数(単位:件)	18	19	20	

補助金等の交付先一覧	認定こども園旭ヶ丘学園
	幼保連携認定こども園千里山やまて学園
	稲荷学園
	千里ニュータウンこども園
	認定こども園かんらんこども園
	きりん夜間保育園
	さくら保育園
	吹田どんぐり保育園
	佐井寺たんぽぽ保育園
	双葉保育園
	マーヤ敬愛保育園
	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
	さくらんぼ保育園
	南山田みどり保育園
	保育園千里山キッズ
	吹田くすのきこども園
	南保育園
	吹田保育園
	藤白台保育園
	幼保連携型認定こども園彩つばさこども園

【概要補足等】

市は、保育所にこれまで蓄積されてきた子どもの遊び・生活・健康等に関する経験やノウハウを生かし、クラス担当保育士以外に地域担当保育士を配置し、次の事業を行っている私立保育所等に対して助成を行っている。市は、地域の保護者や子どもたちの支援を行うこれらの保育所等を「地域子育て支援センター」としている。

- (1) 育児教室
- (2) 育児サークルの育成・支援
- (3) 育児相談

(4) 子育て情報の収集・提供

(5) 行事開放

(6) 施設の一部開放

(7) 世代間交流

本補助金は、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」の施策の一つとして位置づけられており、年々当センター事業に取り組む私立保育所等が増加している状況である。また、平成30年度に実施したニーズ調査においては、利用したい子育て支援事業として、市民のニーズが高いことを把握しており、市は、継続・拡充して実施すべき事業として取り組んでいる。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【22】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金

1. 概要

<私立保育所等地域子育て支援センター事業>

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等を購入した者に対し、経費を助成する。			
補助金等の概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入し、納品のあった新型コロナウイルス感染拡大防止の為の備品等の購入費用に対し、経費を助成する。			
関連する事務事業名	私立保育所等地域子育て支援センター事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1事業50万円			
補助等に対する効果把握の有無	無(新型コロナウイルス感染症対策のための補助金であり、指標がない)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	800	1,446	
交付実績額 (単位:千円)	-	335	1,300	
交付件数(単位:件)	-	2	3	

補助金等の交付先一覧	認定こども園南ヶ丘こども園
	第二愛育園
	あやめ保育園

<子育て広場助成事業>

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等を購入した者に対し、経費を助成する。			
補助金等の概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入し、納品のあった新型コロナウイルス感染拡大防止の為の備品等の購入費用に対し、経費を助成する。			
関連する事務事業名	子育て広場助成事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1事業50万円			
補助等に対する効果把握の有無	無(新型コロナウイルス感染症対策のための補助金であり、指標がない)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	80	3,553	
交付実績額 (単位:千円)	-	7	1,534	
交付件数(単位:件)	-	1	8	

補助金等の交付先一覧	子育てCoCoステーション
	陽だまりルーム
	子育て広場こすもすの家
	ねっこぼっこ
	子育て広場たけのこ
	子育て広場オアシス
	こらぼれチップス
	子育て広場キートス

<私立保育所等一時預かり助成事業>

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等購入費助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等を購入した者に対し、経費を助成する。			
補助金等の概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入し、納品のあった新型コロナウイルス感染拡大防止の為の備品等の購入費用に対し、経費を助成する。			
関連する事務事業名	私立保育所等一時預かり助成事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1事業50万円			
補助等に対する効果把握の有無	無(新型コロナウイルス感染症対策のための補助金であり、指標がない)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	2,000	4,495	
交付実績額 (単位:千円)	-	752	2,245	
交付件数(単位:件)	-	6	5	
補助金等の交付先	千里聖愛保育センター			
	きりん夜間愛育園			
	双葉保育園			
	吹田ポッポひかり保育園			
	認定こども園南ヶ丘こども園			

【概要補足等】

本補助金は地域子育て支援拠点事業を実施している私立保育所等、子育て広場、一時預かり事業を実施している私立保育所等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための備品等購入費用を助成するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【23】吹田市立西山田保育園移管に伴う借地料助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市立西山田保育園移管に伴う借地料助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市立西山田保育園移管に伴う借地料助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	吹田市立西山田保育園を民営化するにあたり、民営化移管先事業者が大阪府住宅供給公社と締結する一般定期借地権設定契約で、公社に対して支払う保育所の敷地に係る借地料を予算の範囲内において、市が一定期間助成する。			
補助金等の概要	保育所の敷地に係る借地料の額を助成する。			
関連する事務事業名	公立保育所民営化推進事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和11年度	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人耕心会西山田保育園			
補助金等の算出方法	当該年度の4月分から起算して1年間に係る借地料を一般定期借地権設定契約書等から算出する。			
補助等に対する効果把握の有無	有(移管先事業者による西山田保育園の運営継続)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	6,894	7,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	3,920	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	3,919	
交付件数(単位:件)			1	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【24】吹田市新生児健やか子育て臨時給付金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新生児健やか子育て臨時給付金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新生児健やか子育て臨時給付金支給事業実施要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等を踏まえ、国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子を養育する保護者の経済的負担を軽減するとともに、子の健やかな成長を支援するため。			
補助金等の概要	国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた新生児（R2.4.28～R3.4.1生）がいる世帯に臨時の給付金（新生児1人につき5万円）を支給する。			
関連する事務事業名	子ども・子育て支援推進事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和3年度	まで		
補助金等の交付先	本市に居住し、かつ、対象となる新生児を持つ保護者			
補助金等の算出方法	5万円×対象新生児数			
補助等に対する効果把握の有無	有（活動実績として令和2年度交付件数（対象児童数）2,813件（2,849人）、要件該当者のほぼ全員に交付し、当初想定した効果を得られた）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	-	-	-	-
最終補正後予算額 （単位：千円）	-	-	157,250	
交付実績額 （単位：千円）	-	-	142,450	
交付件数（単位：件）	-	-	2,813	

令和3年度は補正予算で9,900千円を計上

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【25】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金

1. 概要

＜私立保育所等地域子育て支援センター事業＞

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	私立保育所等が新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等購入経費及び職員の研修費等に対して、補助を行う。			
補助金等の概要	私立保育所等が新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等の購入費、新型コロナウイルス感染症対策に係る職員研修費及びかかり増し経費に対して補助を行う。			
関連する事務事業名	私立保育所等地域子育て支援センター事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1事業50万円			
補助等に対する効果把握の有無	無(新型コロナウイルス感染症対策のための補助金であり、指標がない)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	2,000	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	1,459	
交付件数(単位:件)			3	

補助金等の交付先一覧	認定こども園南ヶ丘こども園
	こばと保育園
	あやめ保育園

<私立保育所等一時預かり助成事業>

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	私立保育所等が新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等購入経費及び職員研修費等に対して、補助を行う。			
補助金等の概要	私立保育所等が新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等の購入費、新型コロナウイルス感染症対策に係る職員研修費及びびかかり増し経費に対して補助を行う。			
関連する事務事業名	私立保育所等一時預かり助成事業			
開始年度	令和2年度		から	
終了年度	未設定		まで	
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1事業50万円			
補助等に対する効果把握の有無	無(新型コロナウイルス感染症対策のための補助金であり、指標がない)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	5,500	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	1,722	
交付件数(単位:件)	-	-	4	

補助金等の交付先一覧	吹田くすのきこども園
	千里聖愛保育センター
	双葉保育園
	認定こども園南ヶ丘こども園

<児童会館運営事業>

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	私立保育所等が新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等購入経費及び職員の研修費等に対して、補助を行う。			
補助金等の概要	私立保育所等が新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等の購入費、新型コロナウイルス感染症対策に係る職員研修費及びかかり増し経費に対して補助を行う。			
関連する事務事業名	児童会館運営事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	シャロン千里こども館			
補助金等の算出方法	1事業50万円			
補助等に対する効果把握の有無	無(新型コロナウイルス感染症対策のための補助金であり、指標がない)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	500	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	376	
交付件数(単位:件)	-	-	1	

【概要補足等】

本補助金は地域子育て支援拠点事業を実施している私立保育所等、一時預かり事業を実施している私立保育所等、児童館に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等購入経費及び職員の研修費等を助成するものであり、1事業50万円を一律助成している。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【26】吹田市私立保育所等一時預かり事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等一時預かり事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等一時預かり事業助成金交付要領			
所管	児童部子育て政策室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	一時預かり事業を実施する私立保育所等に対し助成を行う。			
補助金等の概要	一時預かり事業実施にかかる経費のうち、保育士の人件費、給食費、施設管理費、保育材料費、光熱水費等の補助を行う。			
関連する事務事業名	私立保育所等一時預かり助成事業			
開始年度	平成10年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	助成対象経費の総額から助成対象事業に係る利用料、寄附金その他の収入の額を控除した額か子ども・子育て支援交付金交付要綱の補助対象事業において定める当該年度の補助基準額のいずれか少ない額			
補助等に対する効果把握の有無	有(実績報告から推移を確認しており、子ども・子育て支援事業計画で策定している計画値、提供量、実績値をもって充足しているか確認している)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	24,277	24,548	39,428	39,660
最終補正後予算額 (単位:千円)	16,658	19,961	30,485	
交付実績額 (単位:千円)	12,017	16,462	19,797	
交付件数(単位:件)	8	8	10	

補助金等の交付先一覧	認定こども園南ヶ丘こども園
	吹田くすのきこども園
	千里聖愛保育センター
	きりん夜間愛育園
	双葉保育園
	吹田ポップひかり保育園
	吹田ポップ保育園五月が丘校
	小規模園第2ニューリース
	保育ルームG-days
	こぼとっこ保育園

【概要補足等】

一時預かり事業とは、育児の不安や負担感を和らげ、保育所等や地域子育て支援拠点施設において子どもを一時的に預かる等の支援を行うものである。

本事業は、第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」の1施策として位置づけられており、地域型保育事業所等で実施箇所の増加により拡充することを目指している。

本補助金は、本事業を行う私立保育所等に助成を行うものである。

助成対象経費は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、保育士の人件費、給食費、施設管理費、保育材料費、光熱水費等であって、市長が適当と認めるものとなっている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 事業実績報告書における決算数値の報告について

①現状

交付要領第10条において、「助成決定者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに、吹田市私立保育所等一時預かり事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と定められている。様式第5号によれば、関係書類として事業収支決算（見込）書の提出を求めている。

市によれば、事業収支決算（見込）書は年度途中で事業が終了する場合にも対応できるよう「見込」という名称が入っており、年度末に入手している場合は決算額が確定後の数値であることを助成対象先に確認しているとのことであったが、その旨を記録するルールはない状況であった。なお、仮に見込で提出があった場合は、確定分の提出を求めているとのことであった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

事業実績報告書において、決算見込数値が提出される場合には、その事実を明らかにすべき

決算見込額と決算確定額は金額が大きく乖離する場合もあり、補助金交付決定額に影響を及ぼすおそれもある。事業収支決算（見込）書の数値が確定値である旨の記載を助成交付先に求める等、その事実を明らかにすべきである。

【27】吹田市子育て世帯への臨時特別給付金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市子育て世帯への臨時特別給付金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領 〔市〕令和2年度吹田市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要領			
所管	児童部子育て給付課			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童措置費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため。			
補助金等の概要	児童手当(本則給付)を受給する世帯(公務員含む)に対し、臨時特別給付金を支給する。			
関連する事務事業名	子育て世帯への臨時特別給付金事業			
開始年度	令和2年度		から	
終了年度	令和2年度		まで	
補助金等の交付先	児童手当(本則給付)の受給者(公務員を含む)			
補助金等の算出方法	対象児童 1人につき10,000円			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	457,910	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	457,590	
交付件数(単位:件)	-	-	29,196	

【概要補足等】

本給付金は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」(令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施されたものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【28】吹田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱			
所管	児童部子育て給付課			
予算区分	民生費 児童福祉費 母子福祉費			
補助金等の目的	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。			
補助金等の概要	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給する。			
関連する事務事業名	ひとり親家庭等支援事業			
開始年度	平成26年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	市内のひとり親家庭 計17件			
補助金等の算出方法	吹田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱第4条の規定による			
補助等に対する効果把握の有無	有（講座受講終了後の就労状況の聞き取り等を行っている）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	31,200	26,400	27,258	25,830
最終補正後予算額 （単位：千円）	19,700	21,400	22,258	
交付実績額 （単位：千円）	18,202	20,670	22,116	
交付件数（単位：件）	18	18	17	

【概要補足等】

本給付金は、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関の修業課程を履修するひとり親家庭の母及び父に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、履修期間中の経済的負担の軽減及び資格取得の促進を図ることを目的とするものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【29】吹田市ひとり親世帯臨時特別給付金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市ひとり親世帯臨時特別給付金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領 〔市〕吹田市ひとり親世帯臨時特別給付金事業実施要領			
所管	児童部子育て給付課			
予算区分	民生費 児童福祉費 母子福祉費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯への経済的支援を目的とする。			
補助金等の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を早期に支給する。			
関連する事務事業名				
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	市内の低所得のひとり親世帯2,530件			
補助金等の算出方法	基本給付：1世帯5万円、児童2人目以降につき3万円を支給。 追加給付：1世帯あたり5万円。 再支給分：基本給付を受けた人に再度同額を支給。			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位：千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位：千円)	-	-	445,010	
交付実績額 (単位：千円)	-	-	425,280	
交付件数(単位：件)			2,530	

【概要補足等】

本給付金は、令和2年12月11日付一部改正後の「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」（「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」（令和2年6月17日付子発0617第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少等により特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【30】吹田市病児・病後児保育事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市病児・病後児保育事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市病児・病後児保育事業補助金交付要綱			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	保護者の就労等の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難な病気の児童に対する保育を行う者に対し、予算の範囲内において、病児・病後児保育事業補助金を交付すること。			
補助金等の概要	保護者の就労等の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難な病気の児童に対する保育を行う者に対し、予算の範囲内において、病児・病後児保育事業補助金を交付すること。			
関連する事務事業名	病児・病後児保育事業			
開始年度	平成27年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	(医)沖繩徳洲会 吹田徳洲会病院			
補助金等の算出方法	下記、【概要補足等】に記載のとおり			
補助等に対する効果把握の有無	有(利用者数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	17,454	20,320	12,418	13,246
最終補正後予算額 (単位:千円)	13,431	27,320	15,418	
交付実績額 (単位:千円)	9,478	20,809	9,470	
交付件数(単位:件)	1	4	1	

【概要補足等】

病児・病後児保育とは、児童が病気または病気の回復期にあつて、保育所等での集団保育が困難である若しくは与薬等の必要がある等の場合に、医師の判断に基づいて利用できる保育室である。

また、病児・病後児保育室の利用対象は、病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ保護者が勤務等の理由により、家庭で保育することが困難な吹田市在住の小学校1年生までの児童としている。

本補助金は、病児・病後児保育を行う者に対して交付するものであり、吹田市病児・病後児保育事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)別表に補助対象経費を以下のとおり定めている。

【交付要綱別表】

補助種別	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
開設準備費補助	補助対象事業の実施施設の開設に必要な改装工事費、備品の購入費及び備品の設置に伴う附帯工事費並びに広報等に係る経費	初年度に限り 4,000,000 円	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額
運営費補助	補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるもの	次に掲げる額の合計額 (1) 2,417,000 円 (2) 次に掲げる当該年度における補助対象利用児童の延べ人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 10人以上50人未満 504,000 円 イ 50人以上200人未満 2,518,000 円 ウ 200人以上300人未満 4,280,000 円 エ 300人以上400人未満 5,287,000 円 オ 400人以上500人未満 6,294,000 円 カ 500人以上600人未満 7,049,000 円 キ 600人以上700人未満 7,804,000 円 ク 700人以上800人未満 8,811,000 円 ケ 800人以上900人未満 9,818,000 円 コ 900人以上1,000人未満 10,825,000 円 サ 1,000人以上1,100人未満 11,832,000 円 シ 1,100人以上1,200人未満 12,839,000 円 ス 1,200人以上1,300人未満 13,846,000 円 セ 1,300人以上1,400人未満 14,853,000 円 ソ 1,400人以上1,500人未満 15,860,000 円	補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額又は補助基本額のいずれか少ない額

		タ 1,500人以上1,600人未 満 16,867,000円 チ 1,600人以上1,700人未 満 17,874,000円 ツ 1,700人以上1,800人未 満 18,881,000円 テ 1,800人以上1,900人未 満 19,888,000円 ト 1,900人以上2,000人未 満 20,895,000円 ナ 2,000人以上 21,902,000円	
利用料減免 補助	—	当該年度に利用料を減額し、 又は免除した次の各号に掲げ る補助対象利用児童の延べ人 数に、それぞれ当該各号に定 める額を乗じて得た額を合計 した額 (1) 保護者が事業実施要綱第 11条第2項各号に該当する補 助対象利用児童 2,000円 (2) 保護者が事業実施要綱第 11条第3項各号に該当する補 助対象利用児童（前号に掲げ る者を除く。） 1,000円	補助対象利用 児童について 減額し、又は 免除した利用 料の総額又は 補助基本額の いずれか少な い額

備考

- 1 補助種別ごとの補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 運営費補助については、当該年度における補助対象利用児童の延べ人数が10人未満のときは、補助金を交付しないものとする。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【31】吹田市幼稚園型一時預かり事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市幼稚園型一時預かり事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕子ども・子育て支援交付金交付要綱 〔市〕吹田市幼稚園型一時預かり事業助成金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	幼稚園、認定こども園において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園のうち、主に自園の児童に対して、基本教育時間を超えて預かり保育を実施する園に助成金を交付する。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等幼稚園型一時預かり助成事業			
開始年度	平成27年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	預かり保育事業に実施に要する経費から当該事業に係る利用料、寄附金その他の収入の額を控除した額と、国の子ども・子育て支援交付金による一時預かり事業において定める当該年度の補助基準額とを比較し、いずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	5,369	8,718	20,471	23,143
最終補正後予算額 (単位:千円)	5,369	8,718	20,471	
交付実績額 (単位:千円)	2,050	3,268	8,143	
交付件数(単位:件)	3	5	6	

補助金等の交付先一覧	認定こども園南ヶ丘こども園
	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
	認定こども園千里山グレース幼稚園
	幼保連携型認定こども園彩つばさこども園
	幼保連携型認定こども園熊野田幼稚園
	幼保連携型認定こども園豊新聖愛園

【概要補足等】

本補助金は、一時預かり事業のうち幼稚園型を実施する者に対して交付するものである。一時預かり事業とは、保護者の断続的または短時間の就労や保護者の病気等により家庭での保育が一時的に困難となるときに保育を行う事業である。

助成対象経費は一時預かり事業の実施に要する経費のうち、保育士の人件費等の経費である。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【32】吹田市私立幼稚園給食費補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立幼稚園給食費補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立幼稚園給食費補助金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	低所得で生計が困難である世帯等の経済的負担を軽減し、円滑な幼稚園利用を図るため。			
補助金等の概要	低所得世帯等の児童が子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用した場合に、その保護者に対し、給食費のうち副食費相当分(令和元年度のみ主食費分を含む)を補助する。			
関連する事務事業名	特定子ども・子育て支援施設等利用支援事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	保護者が負担した給食費のうち副食費相当額と月額4,500円とを比較し、いずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	15,498	13,863
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	20,331	11,758	
交付実績額 (単位:千円)	-	5,635	8,849	
交付件数(単位:件)	-	468	26	

< 補助金等の交付先一覧 >

	交付先団体名	交付先名
1	学校法人徳永学院	西吹田幼稚園
2	学校法人敬愛学園	岸部敬愛幼稚園
3	学校法人稲荷学園	まこと幼稚園
4	学校法人関西大学	関西大学幼稚園
5	学校法人岡辻学園	山手幼稚園
6	学校法人河辺学園	千里山ナオミ幼稚園
7	学校法人千里丘学園	千里丘学園幼稚園
8	学校法人真和学園	ふじしろ幼稚園
9	学校法人大阪青山学園	青山幼稚園
10	学校法人若竹学園	千里幼稚園
11	学校法人サント・アンゼロ学院	カトリックさゆり幼稚園
12	学校法人敬愛学園	千里敬愛幼稚園
13	学校法人敬愛学園	山田敬愛幼稚園
14	学校法人山野学園	瑞光第二幼稚園
15	学校法人大橋学園	豊里幼稚園
16	学校法人アソカ学園	アソカ幼稚園
17	学校法人小曽根学院	小曽根幼稚園
18	学校法人小曽根学院	ラ・サンテ幼稚園
19	学校法人大阪音楽大学	大阪音楽大学付属音楽幼稚園
20	学校法人大阪成蹊学園	大阪成蹊短期大学附属こみち幼稚園
21	学校法人薫英学園	かおり幼稚園
22	学校法人天王学園	天王学園幼稚園
23	学校法人箕面自由学園	箕面自由学園幼稚園
24	学校法人博陵学園	みくま幼稚園
25	学校法人三島学園	三島幼稚園
26	学校法人豊中稲荷学園	宮山幼稚園

【概要補足等】

本補助金は、低所得で生計が困難である世帯等の経済的負担を軽減し、円滑な幼稚園利用を図るために、給食費のうち副食費相当分として保護者が負担する額を月額4,500円まで補助するものである。

本補助金の対象者は、吹田市から施設等利用給付認定(新1・2・3号認定)を受けて、新制度未移行幼稚園を利用し、以下の条件のいずれかに当てはまる子どもである。

	前期分(4月～8月)	後期分(9月～3月)
1	父母の令和元年度市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満である世帯の子ども	父母の令和2年度市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満である世帯の子ども
2	小学校3年生までのきょうだい(※1)からカウントして第3子以降となる子ども ※1 小学校就学前の子どもは、認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育事業・障がい児通所施設等を利用する子どもに限る。	
3	生活保護受給世帯又は里親に委託されている子ども	

なお、公立幼稚園を含む特定教育・保育施設については、国が定める基準により、低所得世帯等の副食費の徴収を「免除」しているため、市による補助は行っていない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【33】吹田市保育対応・子育て支援型幼稚園預かり保育事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市保育対応・子育て支援型幼稚園預かり保育事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市保育対応・子育て支援型幼稚園預かり保育事業補助金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	3歳以上児の保育の受け皿確保に資するため。			
補助金等の概要	新制度に移行していない吹田市内の私立幼稚園のうち、長時間預かり保育を実施する施設に対し、預かり保育に対する補助金を交付する。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営支援事業			
開始年度	平成29年度	から		
終了年度	令和6年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	預かり保育事業の実施に要する経費から当該事業に係る利用料、寄付金その他の収入(大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金を含む。)の額を控除した額と、吹田市が定める補助基準額とを比較していずれか少ない方			
補助等に対する効果把握の有無	有(長時間の預かり保育事業を実施する施設数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	19,600	15,680	19,100	21,500
最終補正後予算額 (単位:千円)	10,200	15,680	19,100	
交付実績額 (単位:千円)	10,200	10,200	12,500	
交付件数(単位:件)	3	3	5	

補助金等の交付先一覧	西吹田幼稚園
	まこと幼稚園
	山手幼稚園
	千里丘学園幼稚園
	カトリックさゆり幼稚園

【概要補足等】

補助の対象は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 4 条第 1 項の規定による設置の認可を受けた私立の幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行していないものに限る)を市内に設置する者が行う預かり保育事業のうち、教育課程に係る幼稚園の教育時間及びその前後の預かり保育に係る時間の合計が 10 時間以上となる長時間保育を、年間を通じて恒常的に行う事業である。

上記「補助金等の算出方法」に記載の「吹田市が定める補助基準額」は、吹田市保育対応・子育て支援型幼稚園預かり保育事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)において次のとおり定めている。

・ 交付要領

別表

施設区分	施設区分要件	教育時間とその前後の預かり保育に係る時間の合計	配置する職員数	補助基準額
保育対応型	補助対象事業を実施する年間の日数が235日以上であり、かつ、原則として長期休業中、入園式前及び卒園式後の児童についても年度初めから年度末まで預かり保育を実施する施設	10時間以上11時間未満	1人	1,000,000円
			2人	2,600,000円
			3人	4,000,000円
			4人	5,200,000円
		11時間以上	1人	1,200,000円
			2人	2,800,000円
			3人	4,200,000円
			4人	5,400,000円
子育て支援型	保育対応型の要件に満たないが、恒常的に預かり保育を実施する施設	10時間以上11時間未満	1人	600,000円
			2人	1,200,000円
			3人	1,800,000円
		11時間以上	1人	800,000円
			2人	1,400,000円
			3人	2,000,000円

さらに、別表に掲げる施設区分要件のいずれかを満たす施設で、当該補助に係る年度の5月1日時点において、市内の施設等利用給付第2号認定子どもが10人以上在籍し、当該児童に対し長時間の預かり保育を恒常的に実施する施設にあつては、各号に掲げる区分に応じ、次の金額を加えた額とする。

- (1) 別表の施設区分が保育対応型の施設にあつては、900,000円
- (2) 別表の施設区分が子育て支援型の施設にあつては、600,000円

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【34】吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費助成金（施設払い・保護者払い）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費助成金（施設払い・保護者払い）			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策私立保育所等給食費助成金交付要領 吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費助成金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として、子育て世代の負担を軽減するため。			
補助金等の概要	保護者から徴収する給食費の免除又は減額を行った私立保育所等に対し、助成金を交付する。施設での免除又は減額が難しい場合は、直接保護者に対し、助成金を交付する。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	施設への交付件数151件、保護者への交付件数178件（非公開）			
補助金等の算出方法	私立保育所等で定める児童の保護者から徴収する給食費（保護者への助成の場合は、実際に保護者が負担した額）と、月額6,000円（週当たりの給食提供回数により調整）とを比較し、いずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	-	-	-	-
最終補正後予算額 （単位：千円）	-	-	342,023	
交付実績額 （単位：千円）	-	-	338,652	
交付件数（単位：件）	-	-	151	

【概要補足等】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下において大きな影響を受けている市民生活や事業活動、医療・福祉現場を支え、支援を実施するための「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として、様々な取組みを実施した。そのうちの一つとして、令和2年5月から令和3年3月まで当該助成事業である未就学児の給食費の無償化を実施した。

当該助成事業は、保護者から徴収する給食費の免除又は減額を行った私立保育所等に対して交付する「吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策私立保育所等給食費助成金」と、私立保育所等からの給食費の免除又は減額を受けていない利用者に対して交付する「吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費助成金」の2つに分かれる。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付申請書（請求書）の日付について

①現状

申請者から提出された令和3年3月分の給食費に係る交付申請書（請求書）の提出日付がすべて令和3年3月31日となっている。また、本助成金に係る交付決裁文書「吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策私立保育所等給食費助成金の交付決定及び交付について（令和3年3月分）」の起案日付、決裁日付、施行日付、完結日付がすべて令和3年3月31日となっている。

しかし、実際には交付対象事業が令和3年3月下旬に完了した後、同年4月に交付申請書（請求書）が提出されており、交付決定の決裁を受けている。

一方で、吹田市財務規則第44条及び別表第1では、支出負担行為の整理を行う時期を以下のとおり定めている。これにより、令和3年3月の給食費に係る補助金の支出負担行為を令和2年度の予算として行うためには、交付申請書（請求書）の請求日は令和2年度中の日付にする必要がある。

支出負担行為の整理を行う時期

請求のあったとき又は指令若しくは交付決定若しくは交付額確定をするとき

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

特に記載すべき事項はない。

④参考意見

交付申請書（請求書）について実際の受領日付を明らかにすることが望まれる
本補助金の交付要領において、交付申請書（請求書）の提出期限は以下のとおり定められている。

吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策私立保育所等給食費助成金交付要領
(交付の申請及び請求) 第6条 助成金の交付を希望する助成対象者は、原則として月ごとに、次にあげる事項を記載した申請書（請求書）を市長に提出しなければならない。 (1) 申請（請求）者の名称、所在地、代表者の氏名 (2) 交付申請（請求）額及びその内訳 既申請（請求）月の助成対象経費等に変更が生じたときは、次月以降の申請（請求）に当該変更額等を併記して申請（請求）する。なお交付申請（請求）の受付期間は原則として、令和3年4月までとする。
吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策給食費助成金交付要領
(交付の申請及び請求) 第6条 助成金の交付を希望する助成対象者は、次にあげる事項を記載した申請書（請求書）及び給食費領収書（様式第1号）、若しくはそれに類する書類を市長に提出しなければならない。 (1) 申請（請求）者の氏名、住所、児童名、利用施設名 (2) 交付申請（請求）額及びその内訳 既申請（請求）月の助成対象経費等に変更が生じたときは、次月以降の申請（請求）に当該変更額等を併記して申請（請求）する。なお交付申請（請求）の受付期間は原則として、令和3年4月までとする。

上記のとおり、「交付申請（請求）の受付期間は原則として、令和3年4月まで」とされているが、令和3年3月分の給食費に係る交付申請書（請求書）を閲覧したところ、そこに記載された日付はすべて令和3年3月31日となっていた。一方で、市による受付印や書類受領日付の記載が見受けられなかったため、実際に交付申請書（請求書）が同日付けで提出・受領されたかどうかを監査人が客観的に確認することはできなかった。

そこで、今後に向けては、交付申請書（請求書）が提出された際、例えば市による受付印や書類受領日付を記載すること等により、申請者による書類提出の適時の確認、市による補助金の額の適時の確定がなされたことを客観的に確認できるようにしておくことが望まれる。

【35】吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染防止や人材確保の対策などを講じつつ、教育・保育等の子ども・子育て支援体制を支えている市内の保育所等に対し、事業継続を支援するため。			
補助金等の概要	吹田市内の私立保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を行う事業所を除く)			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付一覧のとおり			
補助金等の算出方法	保育所・幼稚園・認定こども園 300,000円 地域型保育事業 200,000円			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	26,600	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	26,600	
交付件数(単位:件)	-	-	103	

補助金等の交付先一覧			
	認定こども園旭ヶ丘学園	さくら保育園	エルエルキッズ！ナチュラル
	幼保連携型認定こども園千里山やまて学園	吹田どんぐり保育園	吹田ポッポ保育園第2江坂校(ぼぶら園)
	認定こども園もみの木保育園	佐井寺たんぼ保育園	吹田ポッポ保育園第3江坂校(かえて園)
	認定こども園南ヶ丘こども園	双葉保育園	フェアリーキッズ保育園山山西
	認定こども園かんらんこども園	マーヤ敬愛保育園	保育所なかよしフレンズ
	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール	千里の丘けいあい保育園	ライフライト
	認定こども園もみの木千里保育園	さくらんぼ保育園	こぼとこ保育園
	千里ニュータウンこども園	南山田みどり保育園	フェアリーキッズ保育園五月が丘北
	吹田くすのきこども園	玉川学園保育園	フェアリーキッズ保育園北千里
	認定こども園千里山グレース幼稚園	保育園千里山キッズ	フェアリーキッズ保育園北千里プラス
	幼保連携型認定こども園彩つばさこども園	トレジャーキッズえのき保育園	ぬくもりのおうち保育五月が丘園
	朝日幼稚園	吹田ポッポひかり保育園	千里山アゼリア保育園
	玉川学園幼稚園	トレジャーキッズあおばおか保育園	駅前アゼリア保育園
	西吹田幼稚園	玉川学園高野公園保育園	こどもなと山田保育園
	岸部敬愛幼稚園	あいの南千里駅前保育園	ちやいれつく江坂保育園
	まこと幼稚園	千里山くじら保育園	ちやいれつく関大前保育園
	藤ヶ丘幼稚園	吹田ポッポたけぞの保育園	蓮美幼児学園千里丘プリメール
	関西大学幼稚園	南保育園	マリービクシー保育園
	山手幼稚園	のんの敬愛保育園	保育園ハイタッチキッズ
	千里山ナオミ幼稚園	吹田保育園	風の保育園
	千里丘学園幼稚園	藤白台保育園	光の保育園
	ふじしろ幼稚園	蓮美幼児学園千里丘北ナーサリー	小規模園 第1ニューリース
	青山幼稚園	万博れんげ保育園	小規模園 第2ニューリース
	千里幼稚園	トレジャーキッズかすが保育園	ぬくもりのおうち保育古江台園
	カトリックさゆり幼稚園	西山田保育園	千里丘いぶき保育園
	千里敬愛幼稚園	ハッピータイム	保育ルームG-days
	山田敬愛幼稚園	あすなる共同保育所	岸辺サンフレンズ保育園
	岸部敬愛保育園	保育所なかよしキッズ	ちびっこ江坂北保育園
	稲荷学園	吹田ポッポ保育園江坂校	アートチャイルドケア吹田けんと保育園
	あやめ保育園	ふじしろ幼稚園 保育部	地方独立行政法人市立吹田市民病院
	千里聖愛保育センター	チャイルドケアPUPPYーぱびー	やまてようちえんやまてっこ
	こぼとこ保育園	蓮美幼児学園五月が丘プリメール	くじら保育園
	第二愛育園	吹田ポッポ保育園五月が丘校	くじら保育園豊津東園
	あびのよん保育園	けいあいレンビニ五月が丘	つなげる保育江坂園
	きりん夜間愛育園		

【概要補足等】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下において大きな影響を受けている市民生活や事業活動、医療・福祉現場を支え、支援を実施するための「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として、様々な取組みを実施した。そのうちの一つとして、保育所等に係る事業を実施している市内事業所に対し、その事業継続を支援するための応援金を支給した。

応援金の額は、児童が通う施設に20万円(保育所、幼稚園、認定こども園は30万円)であり、交付は1保育所等につき1回限りとする。本補助金は、特定教育・保育施設等を対象とするものである。

また、本応援金は使途の制限は設けていない。ただし、本応援金に係る収入及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、市長から帳簿等の提出の指示があったときは帳簿等を速やかに提出しなければならない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【36】吹田市私立保育所等安全対策事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等安全対策事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等安全対策事業補助金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	教育・保育施設における子どもたちの安全確保のため、園門に人員を配置し、不審者の侵入防止・抑制を図り、来園者の受付・チェック機能及び緊急時に迅速な対応を行える体制を整え、子どもたちにとって安全で安心な施設として保護者の不安の解消を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	正門等に警備員等を配置した費用に対して補助金を交付する。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営支援事業			
開始年度	平成27年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	経費の2分の1を補助し、上限額は、開所又は開園が年間289日以上かつ1日8時間以上の施設は年額678,000円、それ以外の施設は年額385,000円			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	12,057	16,458	17,035	19,212
最終補正後予算額 (単位:千円)	13,262	16,458	18,199	
交付実績額 (単位:千円)	13,262	16,133	17,165	
交付件数(単位:件)	25	31	33	

<補助金等の交付先一覧>

	交付先団体名	交付先名
1	社会福祉法人稲荷学園	稲荷学園
2	社会福祉法人愛の園	あやめ保育園
3	社会福祉法人千里聖愛保育センター	千里聖愛保育センター
4	社会福祉法人こぼと会	こぼと保育園
5	社会福祉法人紫峯會	あびによん保育園
6	社会福祉法人成光苑	きりん夜間愛育園
7	社会福祉法人くぬぎ会	吹田どんぐり保育園
8	社会福祉法人くぬぎ会	佐井寺たんぼぼ保育園
9	社会福祉法人くぬぎ会	双葉保育園
10	社会福祉法人こぼと会	さくらんぼ保育園
11	社会福祉法人吹田若竹会	南山田みどり保育園
12	社会福祉法人玉川学園	玉川学園保育園
13	社会福祉法人耀き福祉会	保育園千里山キッズ
14	社会福祉法人玉川学園	玉川学園高野公園保育園
15	社会福祉法人くじら	千里山くじら保育園
16	社会福祉法人こぼと会	南保育園
17	社会福祉法人こぼと会	吹田保育園
18	社会福祉法人耕心会	藤白台保育園
19	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘北ナーサリー
20	社会福祉法人高志会	万博れんげ保育園
21	社会福祉法人耕心会	西山田保育園
22	社会福祉法人旭ヶ丘学園	認定こども園旭ヶ丘学園
23	社会福祉法人旭ヶ丘学園	認定こども園旭ヶ丘学園千一分室
24	社会福祉法人大阪アカシヤ福祉会	認定こども園南ヶ丘こども園
25	社会福祉法人光聖会	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
26	社会福祉法人吹田みどり福祉会	認定こども園もみの木千里保育園
27	学校法人千里山学院	認定こども園千里山グレース幼稚園
28	社会福祉法人博光福祉会	幼保連携型認定こども園彩つばさこども園
29	社会福祉法人南友会	認定こども園かんらんこども園
30	学校法人大阪学院	玉川幼稚園
31	学校法人徳永学院	西吹田幼稚園
32	学校法人サント・アンゼロ学院	カトリックさゆり幼稚園
33	学校法人稲荷学園	まこと幼稚園

【概要補足等】

市は教育・保育施設への不審者の侵入を防止及び抑制し、園児の安全確保を図るため、警備員等を配置する私立保育所等に対してその費用の一部を補助している。事故や事件を防止及び抑止するための事業であることから、補助金を交付したことによる効果の測定は行っていない。

補助対象は、正門等における監視、来園者の要件確認及び受付並びに緊急時の職員への連絡を行う人員1人を施設に配置するために要する費用である。また、補助金の上限額は公益社団法人吹田市シルバー人材センターが設定する人件費及び事務費を基に算定している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の範囲について

①現状

補助対象となる経費は、吹田市私立保育所等安全対策事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に以下のとおり定められている。

補助対象事業
第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、不審者の侵入の防止及び園児の安全の確保を図るため、次に掲げる業務を行う人員1人を施設に配置する事業とする。 (1) 正門等における監視 (2) 来園者の要件確認及び受付 (3) 緊急時の職員への連絡
補助対象経費
第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

交付要領の第4条において、補助対象経費は「補助対象事業の実施に要する経費」とされており、その具体的な範囲は定められていない。このため、警備員等の通勤費用や制服代が補助対象となるかどうかについては、各私立保育所等が提出する補助対象事業に係る契約によることとなっている。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

交付要領において補助対象経費の具体的な範囲を明記すべき

交付要領における補助対象経費の範囲が不明確であると、例えば警備の委託契約に制服代、交通費またはその他の経費を含むか否かにより、補助対象者及び警備事業者間での不公平が生じるおそれがある。また、誤解や拡大解釈等により、補助対象事業の本来の目的とは関連のない経費に対して補助金が交付されるおそれがある。したがって、交付要領に補助対象経費の具体的な範囲または補助対象としない費用を明記すべきである。

(2) 補助金の額の見直しについて

①現状

本補助金の上限額は、平成 27 年度の公益社団法人吹田市シルバー人材センターが設定する人件費及び事務費をもとに設定している。しかし、平成 27 年度以降は補助金の上限額の見直しがなされていない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助金の額の定期的な見直しを行うべき

本補助金の上限額は平成 27 年度以降見直しが行われていないが、賃金水準や社会情勢は一定変化していると考えられるため、現状の把握及び分析を実施の上、定期的に金額の見直しを実施すべきである。

【37】吹田市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	市内の私立保育所等が、ICT化を推進し保育士の業務負担を軽減して働きやすい環境を整備することを目的とする。			
補助金等の概要	保育業務支援システム等の導入経費、通訳・翻訳機器の購入費用を補助する。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営支援事業			
開始年度	平成28年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT化システムの導入費：経費の3/4を補助、上限額は1施設当たり750,000円 ・通訳・翻訳機器の購入費：経費の3/4を補助し、上限額は1施設当たり112,000円 			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位：千円)	-	-	27,825	-
最終補正後予算額 (単位：千円)	-	-	9,825	
交付実績額 (単位：千円)	-	-	7,190	
交付件数(単位：件)	-	-	17	

<補助金等の交付先一覧>

	交付先団体名	交付先名
1	社会福祉法人藍野福祉会	千里ニュータウンこども園
2	社会福祉法人大阪アカシヤ福祉会	認定こども園南ヶ丘こども園
3	学校法人千里山学院	認定こども園千里山グレース幼稚園
4	社会福祉法人敬愛福祉会	岸部敬愛保育園
5	社会福祉法人稲荷学園	稲荷学園
6	社会福祉法人耀き福祉会	保育園千里山キッズ
7	株式会社セリオ	トレジャーキッズえのき保育園
8	株式会社セリオ	トレジャーキッズあおばおか保育園
9	社会福祉法人こぼと会	南保育園
10	社会福祉法人こぼと会	吹田保育園
11	社会福祉法人耕心会	藤白台保育園
12	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘北ナーサリー
13	株式会社セリオ	トレジャーキッズかすが保育園
14	株式会社プロケア	ちゃいれつく江坂保育園
15	株式会社プロケア	ちゃいれつく関大前保育園
16	社会福祉法人清高福祉会	千里丘いぶき保育園
17	株式会社ISKAR	ちびっこ江坂北保育園

【概要補足等】

本補助金は、教育・保育施設の ICT 化を推進し保育士等の業務負担の軽減を図るとともに、保育士等が働きやすい環境を整備するための ICT 推進事業と、外国人の保護者とのコミュニケーションをとる際の通訳や翻訳のための機器設置事業の 2 つに分かれる。

このうち ICT 化推進事業は、保育に関する計画及び記録機能、園児の登園及び降園管理に関する機能並びに保護者との連絡に関する機能のすべてを搭載するシステムの導入費用等を補助対象としている。具体的には、システムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費等が対象となる。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付要領の記載について

①現状

吹田市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）では、ICT化推進事業の補助金の額を以下のとおり定めている。

補助金の額

第6条 補助金の額は、次に定める額を上限とする。なお、算定された額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(1) ICT化推進事業 1施設あたり1,000,000円までとする。

しかし、実際の補助金の額は、補助対象経費または基準額1,000千円のいずれか少ない方の額の4分の3の金額で算定されるため、補助金の額の上限額は750千円である。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

交付要領における補助金の額の記載を見直すべき

交付要領におけるICT化推進事業に係る補助金の額の記載は、「対象経費又は基準額1,000千円のいずれか少ない方の額の3/4の金額を補助する」等のように、実際の補助金の額を記載すべきである。

(2) 補助金の効果把握について

①現状

本補助金は、ICT推進により保育士等が働きやすい環境を整備すること、また、通訳・翻訳機器の設置により外国人の保護者とのコミュニケーションを円滑にすることを目的としているが、市は補助による効果の把握を行っていない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助金の効果把握を行い、より効果的な事業推進に向けた取組みを実施することが望まれる

保育に関する計画及び記録機能、園児の登園及び降園管理に関する機能並びに保護者との連絡に関する機能のすべてを搭載するシステムを導入することは、保育士等の

業務負担軽減や保護者の利便性の向上に一定寄与していると考えられる。しかし、補助金の交付による効果把握を実施しない場合には、補助金の有効性・必要性が適切に検証できないおそれがある。このため、例えばシステムや機器の導入事例を検証し効果の把握を行った上で、導入事例の公表や教育・保育施設間で優良事例の横展開を行う等、効果的な事業推進に向けた取組みを実施することが望ましい。

【38-1】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等
購入費助成金（認可外保育施設）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等 購入費助成金（認可外保育施設）			
根拠法令・要綱等の 名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等 購入費助成金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする。			
補助金等の概要	保育を継続して実施するため新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 に係る備品等の購入費用に対し助成を行う。			
関連する事務事業名	認可外保育施設保育環境改善等事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1施設あたり50万円または事業に要する費用のいずれか低い方			
補助等に対する 効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	17,700
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	8,818	6,937	
交付実績額 (単位:千円)	-	2,457	5,970	
交付件数(単位:件)	-	23	24	

＜補助金等の交付先一覧＞

	交付先団体名	交付先名
1	株式会社Learning Village	グローバルヴィレッジインターナショナルプレスクール千里山田校
2	国立大学法人大阪大学	大阪大学たけのこ保育園
3	NPO法人ばすてる	ひまわり保育園
4	株式会社クローバーコーポレーション	English School CLOVER保育園
5	個人A	RS English Dynamics
6	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうちママサポート保育 江坂園
7	医療法人にしかわ歯科医院	HAPICA保育園
8	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園 千里丘北プリメール
9	個人B	桃山保育園
10	医療法人愛与会	きじま歯科医院チャイルドシステム
11	株式会社スペースインテリジェンス	保育所せんりやまだ園
12	医療法人協和会	協和会病院内保育所
13	株式会社Learning Village	グローバルヴィレッジインターナショナルプレスクール千里丘校
14	株式会社キンダーキッズ	キンダーキッズインターナショナルスクールミリカ校
15	株式会社Varma	ツリーハウス保育園
16	株式会社日伸	せんり桃園保育園
17	株式会社プロシーズ	つなげるKids保育 江坂駅前園
18	大阪北部ヤクルト販売株式会社	江坂保育所
19	株式会社ブラネクション	千里山まるさんかくしかく保育園
20	近畿中央ヤクルト販売株式会社	近畿中央ヤクルト千里の森保育所
21	近畿中央ヤクルト販売株式会社	近畿中央ヤクルト千里山保育所
22	有限責任事業組合 げんきっこランド	幼児教室土居澄子の保育所げんきっこランド
23	株式会社ISKAR	保育所ちびっこランド服部緑地園
24	株式会社ISKAR	保育所ちびっこランド江坂園

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、当該防止のための備品等を購入した市内の私立保育所等に対して、備品等購入費助成金を支給するものである。助成対象経費は令和2年度に購入及び納品を行った感染防止のための備品であり、具体的には子ども用マスク、消毒液、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等である。

本補助金は、認可外保育施設の行う「認可外保育施設保育環境改善等事業」を対象とするものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【38-2】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金
(認可外保育施設)

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金 (認可外保育施設)			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金 交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症対策を目的とする。			
補助金等の概要	私立保育所等が新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等購入経費及び職員の研修費等に対して補助する。			
関連する事務事業名	認可外保育施設保育環境改善等事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1施設あたり50万円または事業に要する費用のいずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	19,500	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	5,064	
交付件数(単位:件)	-	-	12	

<補助金等の交付先一覧>

	交付先団体名	交付先名
1	株式会社Learning Village	グローバルヴィレッジインターナショナルプレスクール千里丘校
2	株式会社Learning Village	グローバルヴィレッジインターナショナルプレスクール千里山田校
3	株式会社スペースインテリジェンス	保育所せんりやまだ園
4	国立大学法人大阪大学	大阪大学たけのこ保育園
5	株式会社ISKAR	保育所ちびっこランド服部緑地園
6	株式会社クローバーコーポレーション	English School CLOVER保育園
7	個人A	RS English Dynamics
8	株式会社Varma	ツリーハウス保育園
9	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうちママサポート保育 江坂園
10	株式会社トータルライフサポート	企業主導型保育園 ohana
11	株式会社ISKAR	保育所ちびっこランド江坂園
12	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園 千里丘北プリメール

【概要補足等】

本補助金は、私立保育所等が新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業を継続実施するために、私立保育所等に対して助成を行うものである。助成対象経費は、令和2年度に購入及び納品を行った新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費用（マスク、消毒液、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等）並びに新型コロナウイルス感染症対策に係る職員研修費用及びかかり増し経費である。

本補助金は、認可外保育施設の行う「認可外保育施設保育環境改善等事業」に対するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【38-3】吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金（認可外保育施設）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金(認可外保育施設)			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染防止や人材確保の対策などを講じつつ、教育・保育等の子ども・子育て支援体制を支えている市内の保育所等に対し、事業継続を支援するため。			
補助金等の概要	吹田市内の認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を行う事業所を除く)			
関連する事務事業名	認可外保育施設保育環境改善等事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	認可外保育施設 200,000円			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	7,000	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	6,800	
交付件数(単位:件)	-	-	34	

<補助金等の交付先一覧>

	交付先団体名	交付先名
1	有限責任事業組合げんきっこランド	幼児教室土居澄子の保育所げんきっこランド
2	株式会社スペースインテリジェンス	保育所せんりやまだ園
3	株式会社LearningVillage	グローバルヴィレッジインターナショナルプレスクール千里丘校
4	個人A	桃山保育園
5	株式会社LearningVillage	グローバルヴィレッジインターナショナルプレスクール千里山田校
6	大阪北部ヤクルト販売株式会社	大阪北部ヤクルト販売(株)江坂保育所
7	医療法人菊秀会	ぼっぼらんど
8	国立大学法人大阪大学	国立大学法人大阪大学たけのこ保育園
9	株式会社ISKAR	保育所ちびっこランド服部緑地園
10	近畿中央ヤクルト販売株式会社	近畿中央ヤクルト 千里の森保育所
11	近畿中央ヤクルト販売株式会社	近畿中央ヤクルト 千里山保育所
12	株式会社クローバーコーポレーション	EnglishSchool CLOVER保育園
13	株式会社キンダーキッズ	キンダーキッズインターナショナルスクールミリカ・吹田校
14	株式会社菅原建設工業	山田の森キッズスクール
15	個人B	RS ENGLISH DYNAMICS
16	関西ホテルメンテ株式会社	キッズガーデン江坂
17	株式会社Varma	ツリーハウス保育園
18	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうちママサポート保育 江坂園
19	医療法人にしかわ、歯科医院	HAPICA保育園
20	株式会社トータルライフサポート	企業主導型保育園ohana
21	株式会社ISKAR	保育所ちびっこランド江坂園
22	社会福祉法人松柏会	りとるぐりーん
23	株式会社ブラネクション	千里山まるさんかくしかく保育園
24	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘北プリメール
25	株式会社日伸	せんり桃園保育園
26	株式会社アイル	もくもく保育園
27	医療法人協和会	協和会病院内保育所
28	医療法人ダイワ会	大和病院内保育所チューリップ園
29	特定医療法人沖繩徳洲会	吹田徳洲会病院院内保育園にこにこ保育園
30	株式会社プロシーズ	つなげるkids保育江坂駅前園
31	医療法人愛与会	きじま歯科医院チャイルドシステム
32	西日本旅客鉄道株式会社	かものはし保育園
33	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会	済生会吹田病院 なのはな保育所
34	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会	大阪府済生会千里病院げんき保育園

【概要補足等】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下において大きな影響を受けている市民生活や事業活動、医療・福祉現場を支え、支援を実施するための「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として、様々な取組みを実施した。そのうちの一つとして、保育所等に係る事業を実施している市内事業所に対し、その事業継続を支援するための応援金を支給した。

応援金の額は、児童が通う施設に20万円(保育所、幼稚園、認定こども園は30万円)であり、交付は1保育所等につき1回限りとする。本補助金は、認可外保育施設を対象とするものである。

また、本応援金は使途の制限は設けていない。ただし、本応援金に係る収入及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、市長から帳簿等の提出の指示があったときは帳簿等を速やかに提出しなければならない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【39-1】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等
購入費助成金（特定教育・保育施設等）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等 購入費助成金(特定教育・保育施設等)			
根拠法令・要綱等の 名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品等 購入費助成金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 特定教育・保育施設等助成費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする。			
補助金等の概要	保育を継続して実施するため新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 に係る備品等の購入費用に対し助成を行う。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営助成事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1施設あたり50万円または事業に要する費用のいずれか低い方			
補助等に対する 効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	36,400
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	19,277	20,343	
交付実績額 (単位:千円)	-	13,421	17,800	
交付件数(単位:件)	-	60	63	

<補助金等の交付先一覧>

	交付先団体名	交付先名
1	社会福祉法人旭ヶ丘学園	認定こども園旭ヶ丘学園 千一分室
2	社会福祉法人千里山山手学園	幼保連携型認定こども園千里山やまて学園
3	社会福祉法人吹田みどり福祉会	認定こども園もみの木保育園
4	社会福祉法人吹田みどり福祉会	認定こども園もみの木千里保育園
5	社会福祉法人藍野福祉会	千里ニュータウンこども園
6	社会福祉法人耕心会	吹田くすのきこども園
7	学校法人千里山学院	認定こども園千里山グレース幼稚園
8	社会福祉法人敬愛福祉会	岸部敬愛保育園
9	社会福祉法人稲荷学園	稲荷学園
10	社会福祉法人千里聖愛保育センター	千里聖愛保育センター
11	社会福祉法人こぼと会	こぼと保育園
12	社会福祉法人成光苑	第二愛育園
13	社会福祉法人成光苑	第二愛育園 分園うさぎ園
14	社会福祉法人紫峯會	あびによん保育園
15	社会福祉法人成光苑	きりん夜間愛育園
16	社会福祉法人こぼと会	さくら保育園
17	社会福祉法人くぬぎ会	吹田どんぐり保育園
18	社会福祉法人くぬぎ会	佐井寺たんぼぼ保育園
19	社会福祉法人くぬぎ会	双葉保育園
20	社会福祉法人敬愛福祉会	マーヤ敬愛保育園
21	社会福祉法人こぼと会	さくらんぼ保育園
22	社会福祉法人吹田若竹会	南山田みどり保育園
23	社会福祉法人玉川学園	玉川学園保育園
24	株式会社セリオ	トレジャーキッズえのき保育園
25	株式会社セリオ	トレジャーキッズあおばおか保育園
26	社会福祉法人玉川学園	玉川学園高野公園保育園
27	社会福祉法人藍野福祉会	あいの南千里駅前保育園
28	社会福祉法人くじら	千里山くじら保育園
29	社会福祉法人こぼと会	南保育園
30	社会福祉法人山田敬愛福祉会	のんの敬愛保育園
31	社会福祉法人こぼと会	吹田保育園
32	社会福祉法人耕心会	藤白台保育園

	交付先団体名	交付先名
33	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘北ナーサリー
34	株式会社セリオ	トレジャーキッズかすが保育園
35	社会福祉法人耕心会	西山田保育園
36	株式会社ベル企画	吹田ポッポ保育園 江坂校
37	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園五月が丘プリメール
38	株式会社ベル企画	吹田ポッポ保育園 五月が丘校
39	社会福祉法人智恩福祉会	けいあいレンビニ五月が丘
40	有限会社トータルライフクリエイト	エルエルキッズ！ナチュラル
41	株式会社ベル企画	吹田ポッポ保育園 第2江坂校
42	株式会社ベル企画	吹田ポッポ保育園 第3江坂校
43	明海興産株式会社	くじら保育園 吹田豊津園
44	有限会社トータルライフクリエイト	ライフライト
45	社会福祉法人こぼと会	こぼとっこ保育園
46	明海興産株式会社	くじら保育園豊津東園
47	地方独立行政法人市立吹田市民病院	地方独立行政法人市立吹田市民病院院内保育所
48	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうち保育 五月が丘園
49	新都共栄株式会社	千里山アゼリア保育園
50	新都共栄株式会社	駅前アゼリア保育園
51	株式会社なーと	こどもなーと山田保育園
52	学校法人岡辻学園	やまてようちえんやまてっこ
53	株式会社プロケア	ちゃいれつく江坂保育園
54	株式会社プロケア	ちゃいれつく関大前保育園
55	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘プリメール
56	株式会社フロムマリー	マリーピクシー保育園
57	株式会社ハイタッチキッズ	保育園ハイタッチキッズ
58	株式会社スペースインテリジェンス	風の保育園
59	株式会社スペースインテリジェンス	光の保育園
60	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうち保育 古江台園
61	サンヨーホームズコミュニティ株式会社	岸辺サンフレンズ保育園
62	株式会社ISKAR	ちびっこ江坂北保育園
63	アートチャイルドケア株式会社	アートチャイルドケア吹田けんと保育園

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、当該防止のための備品等を購入した市内の私立保育所等に対して、備品等購入費助成金を支給するものである。

助成対象経費は令和2年度に購入及び納品を行った感染防止のための備品であり、具体的には子ども用マスク、消毒液、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等である。

本補助金は、特定教育・保育施設等の行う「特定教育・保育施設等運営助成事業」を対象とするものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【39-2】吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金
(特定教育・保育施設等)

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金 (特定教育・保育施設等)			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金 交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 特定教育・保育施設等助成費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症対策を目的とする。			
補助金等の概要	私立保育所等が新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業を継続実施するための感染症拡大防止に係る備品等購入経費及び職員の研修費等に対して補助する。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営助成事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1施設あたり50万円または事業に要する費用のいずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	44,500	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	31,530	
交付件数(単位:件)	-	-	75	

<補助金等の交付先一覧>

	交付先団体名	交付先名
1	社会福祉法人旭ヶ丘学園	認定こども園旭ヶ丘学園
2	社会福祉法人旭ヶ丘学園	認定こども園旭ヶ丘学園 千一分室
3	社会福祉法人千里山山手学園	幼保連携型認定こども園千里山やまて学園
4	社会福祉法人吹田みどり福祉会	認定こども園もみの木保育園
5	社会福祉法人藍野福祉会	千里ニュータウンこども園
6	社会福祉法人大阪アカシヤ福祉会	認定こども園南ヶ丘こども園
7	社会福祉法人光聖会	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
8	社会福祉法人吹田みどり福祉会	認定こども園もみの木千里保育園
9	社会福祉法人耕心会	吹田くすのきこども園
10	社会福祉法人博光福祉会	幼保連携型認定こども園彩つばさこども園
11	学校法人千里山学院	認定こども園千里山グレース幼稚園
12	社会福祉法人敬愛福祉会	岸部敬愛保育園
13	社会福祉法人稲荷学園	稲荷学園
14	社会福祉法人愛の園	あやめ保育園
15	社会福祉法人千里聖愛保育センター	千里聖愛保育センター
16	社会福祉法人こぼと会	こぼと保育園
17	社会福祉法人成光苑	第二愛育園
18	社会福祉法人成光苑	第二愛育園分園うさぎ園
19	社会福祉法人紫峯會	あびによん保育園
20	社会福祉法人成光苑	きりん夜間愛育園
21	社会福祉法人こぼと会	さくら保育園
22	社会福祉法人くぬぎ会	吹田どんぐり保育園
23	社会福祉法人くぬぎ会	佐井寺たんぼぼ保育園
24	社会福祉法人くぬぎ会	双葉保育園
25	社会福祉法人敬愛福祉会	マーヤ敬愛保育園
26	社会福祉法人智恩福祉会	千里の丘けいあい保育園
27	社会福祉法人こぼと会	さくらんぼ保育園
28	社会福祉法人吹田若竹会	南山田みどり保育園
29	社会福祉法人玉川学園	玉川学園保育園
30	社会福祉法人耀き福祉会	保育園千里山キッズ

	交付先団体名	交付先名
31	株式会社セリオ	トレジャーキッズえのき保育園
32	株式会社ベル企画	吹田ポッポひかり保育園
33	株式会社セリオ	トレジャーキッズあおばおか保育園
34	社会福祉法人玉川学園	玉川学園高野公園保育園
35	社会福祉法人藍野福祉会	あいの南千里駅前保育園
36	社会福祉法人くじら	千里山くじら保育園
37	株式会社ベル企画	吹田ポッポたけぞの保育園
38	社会福祉法人こぼと会	南保育園
39	社会福祉法人山田敬愛福祉会	のんの敬愛保育園
40	社会福祉法人こぼと会	吹田保育園
41	社会福祉法人耕心会	藤白台保育園
42	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘北ナーサリー
43	社会福祉法人高志会	万博れんげ保育園
44	株式会社セリオ	トレジャーキッズかすが保育園
45	社会福祉法人耕心会	西山田保育園
46	有限会社ハッピータイム	ハッピータイム
47	一般社団法人あすなろ共同保育所	あすなろ共同保育所
48	株式会社なかよし	保育所なかよしキッズ
49	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園五月が丘プリメール
50	社会福祉法人智恩福祉会	けいあいルンビニ五月が丘
51	明海興産株式会社	くじら保育園 吹田豊津園
52	株式会社なかよし	保育所なかよしフレンズ
53	社会福祉法人こぼと会	こぼとっこ保育園
54	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうち保育五月が丘園
55	新都共栄株式会社	千里山アゼリア保育園
56	新都共栄株式会社	駅前アゼリア保育園
57	株式会社なーと	こどもなーと山田保育園
58	株式会社プロケア	ちゃいれつく関大前保育園
59	株式会社プロケア	ちゃいれつく江坂保育園
60	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘プリメール

	交付先団体名	交付先名
61	株式会社フロムマリー	マリーピクシー保育園
62	株式会社ハイタッチキッズ	保育園ハイタッチキッズ
63	株式会社スペースインテリジェンス	風の保育園
64	株式会社スペースインテリジェンス	光の保育園
65	社会福祉法人耕心会	小規模園 第1ニューリーブス
66	社会福祉法人耕心会	小規模園 第2ニューリーブス
67	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうち保育 古江台園
68	社会福祉法人清高福祉会	千里丘いぶき保育園
69	合同会社イノベーション	保育ルームG-days
70	サンヨーホームズコミュニティ株式会社	岸辺サンフレンズ保育園
71	株式会社ISKAR	ちびっこ江坂北保育園
72	アートチャイルドケア株式会社	アートチャイルドケア吹田けんと保育園
73	株式会社プロシーズ	つなげる保育 江坂園
74	地方独立行政法人市立吹田市民病院	地方独立行政法人市立吹田市民病院院内保育所
75	学校法人岡辻学園	やまてようちえんやまてっこ

【概要補足等】

本補助金は、私立保育所等が新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業を継続実施するために、私立保育所等に対して助成を行うものである。助成対象経費は、令和2年度に購入及び納品を行った新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費用(マスク、消毒液、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等)並びに新型コロナウイルス感染症対策に係る職員研修費用及びかかり増し経費である。

本補助金は、特定教育・保育施設等の行う「特定教育・保育施設等運営助成事業」に対するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【39-3】吹田市特定教育・保育施設等運営助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市特定教育・保育施設等運営助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 特定教育・保育施設等助成費			
補助金等の目的	特定教育・保育施設等の保育内容の充実を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	私立保育所等の運営に対し、発達支援保育対策費、延長保育事業費など各種の助成を行う。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等運営助成事業			
開始年度	平成27年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	別紙1のとおり			
補助金等の算出方法	別紙2のとおり			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	531,328	592,258	661,191	709,583
最終補正後予算額 (単位:千円)	527,379	592,258	660,026	
交付実績額 (単位:千円)	455,925	558,012	620,452	
交付件数(単位:件)	60	60	66	

<別紙1>

	交付先団体名	交付先名
1	社会福祉法人敬愛福祉会	岸部敬愛保育園
2	社会福祉法人稲荷学園	稲荷学園
3	社会福祉法人愛の園	あやめ保育園
4	社会福祉法人千里聖愛保育センター	千里聖愛保育センター
5	社会福祉法人こぼと会	こぼと保育園
6	社会福祉法人成光苑	第二愛育園
7	社会福祉法人紫峯會	あびによん保育園
8	社会福祉法人成光苑	きりん夜間愛育園
9	社会福祉法人こぼと会	さくら保育園
10	社会福祉法人くぬぎ会	吹田どんぐり保育園
11	社会福祉法人くぬぎ会	佐井寺たんぼぼ保育園
12	社会福祉法人くぬぎ会	双葉保育園
13	社会福祉法人敬愛福祉会	マーヤ敬愛保育園
14	社会福祉法人智恩福祉会	千里の丘けいあい保育園
15	社会福祉法人こぼと会	さくらんぼ保育園
16	社会福祉法人吹田若竹会	南山田みどり保育園
17	社会福祉法人玉川学園	玉川学園保育園
18	社会福祉法人耀き福祉会	保育園千里山キッズ
19	株式会社セリオ	トレジャーキッズえのき保育園
20	株式会社ベル企画	吹田ポッポひかり保育園
21	株式会社セリオ	トレジャーキッズあおばおか保育園
22	社会福祉法人玉川学園	玉川学園高野公園保育園
23	社会福祉法人藍野福祉会	あいの南千里駅前保育園
24	社会福祉法人くじら	千里山くじら保育園
25	株式会社ベル企画	吹田ポッポたけぞの保育園
26	社会福祉法人こぼと会	南保育園
27	社会福祉法人山田敬愛福祉会	のんの敬愛保育園
28	社会福祉法人こぼと会	吹田保育園
29	社会福祉法人耕心会	藤白台保育園

	交付先団体名	交付先名
30	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘北ナーサリー
31	社会福祉法人高志会	万博れんげ保育園
32	株式会社セリオ	トレジャーキッズかすが保育園
33	社会福祉法人耕心会	西山田保育園
34	社会福祉法人旭ヶ丘学園	認定こども園旭ヶ丘学園
35	社会福祉法人千里山山手学園	幼保連携型認定こども園千里山やまて学園
36	社会福祉法人吹田みどり福祉会	認定こども園もみの木保育園
37	社会福祉法人大阪アカシヤ福祉会	認定こども園南ヶ丘こども園
38	社会福祉法人南友会	認定こども園かんらんこども園
39	社会福祉法人光聖会	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
40	社会福祉法人吹田みどり福祉会	認定こども園もみの木千里保育園
41	社会福祉法人藍野福祉会	千里ニュータウンこども園
42	社会福祉法人耕心会	吹田くすのきこども園
43	社会福祉法人博光福祉会	幼保連携型認定こども園彩つばさこども園
44	学校法人千里山学院	認定こども園千里山グレース幼稚園
45	個人A	朝日幼稚園
46	有限会社ハッピータイム	ハッピータイム
47	株式会社ベル企画	吹田ポッポ保育園 五月が丘校
48	株式会社ベル企画	吹田ポッポ保育園 第2江坂校
49	社会福祉法人こぼと会	こぼとっこ保育園
50	明海興産株式会社	くじら保育園豊津東園
51	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうち保育五月が丘園
52	新都共栄株式会社	千里山アゼリア保育園
53	新都共栄株式会社	駅前アゼリア保育園
54	株式会社なーと	こどもなーと山田保育園

	交付先団体名	交付先名
55	社会福祉法人光聖会	蓮美幼児学園千里丘プリメール
56	株式会社ハイタッチキッズ	保育園ハイタッチキッズ
57	株式会社スペースインテリジェンス	風の保育園
58	株式会社スペースインテリジェンス	光の保育園
59	社会福祉法人耕心会	小規模園 第1ニューリーブス
60	社会福祉法人耕心会	小規模園 第2ニューリーブス
61	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうち保育 古江台園
62	社会福祉法人清高福祉会	千里丘いぶき保育園
63	サンヨーホームズコミュニティ株式会社	岸辺サンフレンズ保育園
64	アートチャイルドケア株式会社	アートチャイルドケア吹田けんと保育園
65	株式会社プロシーズ	つなげる保育 江坂園
66	学校法人成晃学院	摂津ひかりにこにこ保育園

<別紙2>

助成項目	助成金額の算出方法
発達支援保育等対策費助成	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
認定こども園特別支援教育・保育対策事業費	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
保育特別対策費助成	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
延長保育事業費	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
行事費助成	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
園外保育費助成	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
小規模補修費助成	助成対象経費の支出額1/2に相当する額
保育体制強化費	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
保育士宿舍借上費	月及び借り上げた住居ごとに助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額の3/4
看護師助成	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額
病児保育事業費	助成対象経費の支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額

【概要補足等】

本補助金は、市の児童の保育内容の充実を図るため、私立の特定教育・保育施設等の運営を助成することを目的としている。

補助対象経費は、吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領(以下「交付要領」という。)の別表において次のとおり定めている。

・ 交付要領

別表（第4条関係）

助成種別	助成対象施設	助成対象経費	助成金の額
発達支援保育等対策費助成	認定こども園及び保育所	障害児の保育を行うに当たり必要とする経費	<p>助成対象経費の支出額（助成対象経費の総額から助成対象事業に係る利用料、寄附金その他の収入の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は下記助成基準単価によって算出した助成基準額のいずれか少ない額</p> <p>1 月の初日に在籍するよう障害児に係る月額助成基準単価</p> <p>(1) 介助保育士を必要とするとき 障害児人につき248,240円。ただし、2人以上の障害児の保育を行う場合にあっては、2人目以降の障害児については、1人につき268,920円とする。</p> <p>(2) 介助保育士を必要としないとき 障害児1人につき78,530円</p> <p>(3) 介助看護師を必要とするとき 医療的ケアを必要とする障害児1人につき286,890円</p> <p>2 月の途中に入所させ、又は障害児の認定をした障害児に係る当該月の助成基準単価</p> <p>(1) 2日以降5日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の6</p> <p>(2) 6日以降10日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の5</p> <p>(3) 11日以降15日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の4</p> <p>(4) 16日以降20日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の3</p>

			(5) 21日以降25日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の2 (6) 26日以降に入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の1								
認定こども園特別支援教育・保育対策事業費	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱の要件を満たす、健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2名以上在籍する幼保連携型認定こども園（学校法人立を除く。）	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は多様な事業の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額								
保育特別対策費助成	認定こども園及び保育所	予備保育士の人件費	助成対象経費の支出額又は下記助成基準単価によって算出した助成基準額のいずれか少ない額 月額助成基準単価 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">助成基準単価（円）</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">基本額</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">加算額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">（月額）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 人 目</td> <td style="text-align: center;">248,240円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 150px;">小学校低学年児童の受入事業を行っている場合 40,000円</p>	助成基準単価（円）		基本額	加算額	（月額）		1 人 目	248,240円
助成基準単価（円）											
基本額	加算額										
（月額）											
1 人 目	248,240円										

			<p>(1) 左記要件項目のいずれかを満たす場合 248,240円</p> <p>2 人 目</p> <p>(2) 左記要件項目をいずれも満たさない場合 124,120円</p>
延長保育事業費	認定こども園、保育所及び小規模保育等	延長保育を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は延長保育事業に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額
行事費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	観劇の行事を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は年額15,000円のいずれか少ない額
園外保育費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	園外保育を行うに当たり必要とするバス借上料その他交通費	助成対象経費の支出額又は年額77,700円（利用定員150人以上の園にあっては155,400円）のいずれか少ない額
小規模補修費助成	認定こども園（社会福祉法人又は学校法人が設置するものに限る。）及び保育所	保育環境の改善を図るために必要な次の各号に掲げる工事（自己所有部分に係る工事に限る。）の施工に要する経費（当該経費の総額が500,000円以上5,000,000円未満の場合に限る。）	助成対象経費支出額の2分の1に相当する額

		(1) 保育用施設の補修工事 (2) 保育用施設の附帯設備の補修工事 (3) その他市長が特に必要と認める工事	
保育体制強化費	認定こども園及び保育所	保育支援者の人件費	助成対象経費の支出額又は保育体制強化事業に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額
保育士宿舎借上費	認定こども園、保育所及び小規模保育等	賃借料その他の保育士用の宿舎を借り上げるに当たり必要とする経費	月及び借り上げた住居ごとに次に掲げる額のいずれか少ない額の4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てるものとする） (1)助成対象経費の支出額 (2)保育士宿舎借り上げ支援事業に係る国庫補助基準額
看護師助成	認定こども園及び保育所	年額4,950,000円を超えて支出する看護師、准看護師又は保健師の人件費	助成対象経費の支出額又は年額816,000円のいずれか少ない額
病児保育事業費（体調不良児対応型）	認定こども園、保育所及び小規模保育等	病児保育事業（体調不良児対応型）を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は病児保育事業（体調不良児対応型）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【40】吹田市私立認定こども園整備費助成事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立認定こども園整備費助成事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立認定こども園整備費助成事業助成金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	認定こども園の施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、整備に係る費用の補助を行う。			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等整備支援事業			
開始年度	平成29年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	認定こども園かんらんこども園			
補助金等の算出方法	<p>助成対象経費の総額から助成対象経費に充てられるべき寄附金の額を控除した額に4分の3を乗じて得た額の範囲内において次の各号に掲げる施設部分に応じて当該各号に定める額を合算した額とする。ただし、国府の交付額が当該算定の基準となる額を下回る場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 認定こども園の施設のうち保育を行う部分 次のア及びイに掲げる額のうち、いずれか少ない額から千円未満に係る金額を切り捨てた額 ア 助成対象経費の実支出額と総事業費から助成対象経費に充てられるべき寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額に4分の3を乗じて得た額 イ 国の保育所等整備交付金の交付基礎額と、その交付基礎額に8分の1を乗じて得た本市の交付負担額を足して得た額、又は大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金の基準額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(2) 認定こども園の施設のうち教育を行う部分 次のア及びイに掲げる額のうち、いずれか少ない額から千円未満に係る金額を切り捨てた額 ア 助成対象経費の実支出額と総事業費から助成対象経費に充てられるべき寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額に4分の3を乗じて得た額 イ 大阪府認定こども園施設整備費補助金の補助基準額と、その補助基準額に2分の1を乗じて得た本市の交付負担額を足して得た額</p>			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	344,238	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	375,115	168,802	
交付実績額 (単位:千円)	-	206,313	164,159	
交付件数(単位:件)	-	1	1	

【概要補足等】

本補助金は、国の「認定こども園整備事業」に基づき、待機児童の解消を目的として認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、認定こども園の施設の整備を行う社会福祉法人等に対し助成を行うものである。施設の整備とは、認定こども園へ移行するにあたっての園舎建替えや、認定こども園の現定員の増員を図るための増築等をいい、具体的な助成対象経費は施設の新築等に係る費用、施設の購入に係る費用、開設準備費用、土地の賃借料等である。

本補助金の負担割合は、大阪府(財源は国からの交付金)が2分の1、吹田市が4分の1、事業者が4分の1となっている。

なお、令和2年度の補助金については、補助対象となる整備工事が令和元年度から令和2年度にかけて行われたため、令和元年度と同一の交付先である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付要領の記載について

①現状

本補助金は、国の「認定こども園整備事業」に基づき交付するものであるため、事業者からの申請に対して、「吹田市私立認定こども園整備費助成事業助成金交付要領」(以下「交付要領」という。)のほか、国の「保育所等整備交付金交付要綱」及び大阪府の「大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱」に照らして補助の対象であるかどうかを確認している。その際、市は「保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金協議書」を入手して事業者と事前協議を行っている。

しかし、交付要領には事前協議が必要である旨や、保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金協議書の提出が必要である旨の記載はない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

交付要領において必要な手続及び提出書類を明記すべき

市の担当者及び補助金を申請する事業者の双方が必要な手続を適切に認識し、事務が漏れなく効率的に行われるようにするために、実態に合わせて必要な手続及び提出書類を交付要領に明記すべきである。

なお、本補助金の交付先1件について、交付要領に定める申請書類等は漏れなく入手されている。

【41】吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金交付要領			
所管	児童部保育幼稚園室			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育等の設置による保育の受け皿の確保に必要な措置を総合的に講ずること、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。			
補助金等の概要	私立の保育所又は小規模保育事業所を開設するため建物の改修等を行う者に対し、予算の範囲内において、私立保育施設開設準備に係る建物改修等の補助を行う			
関連する事務事業名	特定教育・保育施設等整備支援事業			
開始年度	平成26年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人くじら 株式会社NOVA			
補助金等の算出方法	助成金の額は、吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金交付要領第5条に規定する助成対象経費の額、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額、別表に定める補助基本額を比較し、最も少ない額に4分の3を乗じて得た額から千円未満に係る金額を切り捨てた額とする。ただし、助成対象者が社会福祉法人等営利を目的としない法人である場合は、その特殊性を考慮し、助成事業に指定する寄付金があった場合であっても控除対象としない。			
補助等に対する効果把握の有無	有(本補助事業により整備される施設の定員数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	41,517	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	38,636	
交付件数(単位:件)			2	

【概要補足等】

本補助金は、国の「保育所等改修費等支援事業」に基づき、待機児童の解消を目的として小規模保育等の設置を促進し、保育の受け皿を確保するために、私立の保育所又は小規模保育事業所を開設する者に対して開設準備に係る経費等を助成するものである。

助成対象経費は、建物改修工事に係る請負費及び原材料費、工事事務費、設計業務委託費並びに施設開所日の前日までの賃借料及び礼金等である。

補助金の交付にあたっては、申請者に対して申請時及び事業実績報告時に改修後の入所(利用)定員数の報告を求めており、補助金の目的である保育の受け皿が確保されることを確認している。

本補助金の負担割合は、大阪府(財源は国からの交付金)が2分の1(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては12分の8)、吹田市が4分の1(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては12分の1)、事業者が4分の1となっている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付要領及び申請書類様式の記載について

①現状

吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金交付要領(以下「交付要領」という。)と、実際に申請事業者に対して提出を求めている申請書類の様式との間で以下の相違がある。

- 申請書類(様式第2号)には「収支予算書」の添付が必要である旨の記載がない。また、交付要領の「交付申請額内訳書」と様式第2号の「申請額算出内訳書」の名称が異なる。

交付要領	申請書類
(交付の申請) 第8条 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 交付申請額内訳書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) その他市長が必要と認める書類	様式第2号(吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金交付申請書) ※ 添付書類 (1) 申請額算出内訳書 (ア) 事業計画書 (イ) その他

- 交付要領には「事業費精算書」の提出が必要な旨の記載がない。また、申請書類(様式第6号)には「収支決算書」、「助成対象経費の支払を証する書類」及び「建物を借り上げる場合にあつては、賃貸借契約書又は使用貸借契

約書の写し」の添付が必要である旨の記載がない。

交付要領	申請書類
<p>(実績報告)</p> <p>第11条 助成決定者は、助成対象事業が完了したときは、助成事業の完了した日から1月を経過した日または3月31日のいずれか早い日までに、私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 収支決算書</p> <p>(3) 助成対象経費の支払を証する書類</p> <p>(4) 建物を借り上げる場合にあっては、賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>様式第6号(吹田市私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業実績報告書)</p> <p>※ 添付書類</p> <p>(1) 事業費精算書</p> <p>(2) 事業報告書</p> <p>(3) その他</p>

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

申請書類様式は交付要領の規定内容と整合させるべき

市の担当者及び補助金を申請する事業者の双方が必要な書類を適切に認識し、事務が漏れなく効率的に行われるようにするために、申請書類様式は交付要領と整合するものとし、実態に合った記載とすべきである。

【42】吹田市障害児通所支援事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市障害児通所支援事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市障害児通所支援事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金交付要領			
所管	児童部こども発達支援センター地域支援センター			
予算区分	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			
補助金等の目的	吹田市内の障害児通所支援事業所に対し、市が応援金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症対策を行い、市民生活を支えている市内事業所の事業継続を支援することを目的とする。			
補助金等の概要	児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業のいずれかを実施している吹田市内の事業所が対象 1事業所につき、20万円の応援金を支給			
関連する事務事業名	障害児通所サービス事業者支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1事業所当たり20万円			
補助等に対する効果把握の有無	無し			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	12,000	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	11,600	
交付件数(単位:件)			58	

補助金等の交付先一覧	児童デイサービスわかば2
	ポピー
	あおぞらクラブ1
	あおぞらクラブ4
	のせ児童デイサービス
	kidsふうめらん江坂町
	児童デイサービス・ココステージ吹田
	児童デイサービスあおい鳥
	児童デイサービスわかば3
	オールケア山田東
	ハッピーテラス山田東教室
	こどもプラス大阪吹田教室
	とらんぼりん
	キッズいちえ
	音楽療法センターコスモスキッズ
	ココステージマーヴェラス吹田
	こどもプラス大阪2nd
	放課後等デイサービスサンティパーブ南吹田教室
	れいんぼー
	ハッピーテラス吹田教室
	児童デイサービスめぐみ
	柿の木坂の家
	児童デイサービス・ココステージ吹田朝日が丘
	児童デイサービスやま
	フォトハウス泉町
	放課後等デイサービスHARU千里
	アートチャイルドケアSEDスクールJR吹田駅前
コベルプラス江坂教室	
放課後等デイサービスこはく	

補助金等の交付先一覧	放課後等デイサービス てちてち
	エミアス江坂
	放課後等デイサービスサンティーパーブ吹田教室
	そらふねfunfunクラブ
	こどもプラス大阪3rd吹田江坂教室
	ハッピーテラス山田東第2
	あったかいデイ山田南
	あったかいデイ山田
	サルビアジュニア 緑地公園教室
	エコルド吹田教室
	放課後等デイサービスHARU千里丘
	児童デイサービス あすか
	児童デイサービス つばさ
	放課後デイらいと
	ねいろの森
	あおぞらクラブ5
	デイサービス アルプスの森
	Kidsさぼーとあかつき
	KID ACADEMY 千里校
	POSSE ぼっせ
	アートチャイルドケアSEDスクール吹田けんと
	フォトハウス泉町キッズ
	エミアス五月
	こねくと
	とこらぼ
	放課後等デイサービス ウィズ・ユー吹田
	KID ACADEMY 吹田校
	カラフル佐竹台
	大阪府済生会吹田療育園

【概要補足等】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下において大きな影響を受けている市民生活や事業活動、医療・福祉現場を支え、支援を実施するための「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として、様々な取組みを実施した。そのうちの一つとして、保育所等に係る事業を実施している市内事業所に対し、その事業継続を支援するための応援金を支給した。

応援金の交付は、児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を行う事業所を対象とし、1事業所につき20万円を1回限り交付する。

また、本応援金は用途の制限は設けていない。ただし、本応援金に係る収入及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、市長から帳簿等の提出の指示があったときは帳簿等を速やかに提出しなければならない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【43】吹田市地域福祉推進活動補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市地域福祉推進活動補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市地域福祉推進活動補助金等交付要領			
所管	福祉部福祉総務室			
予算区分	民生費 社会福祉費 社会福祉総務費			
補助金等の目的	社会福祉活動を行う団体に対し、その活動に要する経費について補助金を交付し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	地域福祉推進活動に要する経費を補助し、地区福祉委員会活動の支援等を行う。			
関連する事務事業名	地域福祉活動推進事業			
開始年度	昭和45年	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会			
補助金等の算出方法	吹田市地域福祉推進活動補助金等交付要領別表に定める、地域福祉推進活動に係る補助限度額の範囲内			
補助等に対する効果把握の有無	有(小地域ネットワーク活動の延べ参加者数(地区福祉委員含む):第4次総合計画の施策指標)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	63,128	66,610	67,454	68,085
最終補正後予算額 (単位:千円)	63,128	66,814	67,454	
交付実績額 (単位:千円)	62,369	66,814	61,042	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本補助金は、社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とし、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会(以下、「吹田市社会福祉協議会」という)に対して補助対象事業に係る経費を交付するものである。

吹田市社会福祉協議会は以下の事業を実施している。

吹田市社会福祉協議会定款一部抜粋	
第2条	
(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	
(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	
(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成	
(4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	
(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡	
(6) 共同募金事業への協力	
(7) 善意銀行に関する事業	
(8) ボランティア活動の振興	
(9) 福祉ボランティア基金設置運営に関する事業	
(10) 各種相談に関する事業	
(11) 生活福祉資金貸付事業	
(12) 権利擁護に関する事業	
(13) その他この法人の目的達成のため必要な事業	

また、交付要領第 2 条別表によれば、本補助金の対象となる活動、補助対象経費は以下のとおりである。

活動	補助対象経費・補助金の額
1. 社会福祉協議会が地域福祉推進のために行う下記の活動 (1)地区福祉委員会等が行う小地域ネットワーク活動への支援 (2)災害時支援事業 (3)権利擁護事業の推進 (4)ボランティア団体等の福祉活動団体支援 (5)福祉施設、関係機関との連携事業 (6)善意銀行の運営 (7)その他、地域福祉の推進に関する事業	○補助対象活動に従事する職員の人件費（6 人を限度とする。） 【補助金の額】 人件費として市長が認める額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額 【補助限度額】 なし ○小地域ネットワーク活動を支援するための経費 【補助金の額】 補助対象経費の支出額 【補助限度額】 小学校の数に 27,000 円を乗じて得た額に 765,000 円を加算した額
2. 地区福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動）	各地区福祉委員会が行う個別援助活動、グループ援助活動、地区福祉委員会等活動の経費 【補助金の額】 補助対象経費の支出額 【補助限度額】 地区福祉委員会の数に 500,000 円を乗じて得た額

ここで、令和2年度の吹田市社会福祉協議会の決算状況は次のとおりであるが、参考までに令和元年度、平成30年度についても記載している。

資金収支計算書

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業活動による収支			
収入			
会費収入	14,002	14,294	11,405
寄附金収入	4,310	5,111	5,417
経常経費補助金収入	86,958	86,584	76,516
市補助金収入	81,898	81,116	71,985
地域福祉活動補助金収入	62,369	66,814	61,043
ふれあい昼食会補助金収入	3,631	2,602	-
日常生活自立支援事業補助金収入	12,926	11,699	10,942
その他の補助金収入	2,972	-	-
共同募金配分金収入	5,060	5,468	4,531
受託金収入	119,726	144,453	157,393
府社協受託金収入	15,100	15,344	26,562
貸付資金受託金収入	4,528	4,495	16,104
日常生活自立支援事業受託金収入	10,572	10,849	10,458
市受託金収入	104,626	129,108	130,830
法外援護事業受託金収入	390	409	339
地域支えあいネットワーク推進事業受託金収入	90,616	101,106	101,526
介護支援サポーター事業受託金収入	2,955	3,330	3,311
生活支援コーディネーター事業受託金収入	10,665	10,153	10,402
生活困窮者自立支援事業受託金収入	-	14,111	14,678
生活困窮者自立支援事業受託金収入(コロナ)	-	-	575
事業収入	3,459	3,711	9,621
介護保険事業収入	66,447	-	-
受取利息配当金収入	7,326	7,326	7,326
その他の収入	443	242	238
流動資産評価益等による資金増加額	-	-	-
事業活動収入計(1)	302,672	261,720	267,915
支出			
人件費支出	222,119	195,270	195,905
事業費支出	7,431	189	51
事務費支出	38,759	23,103	31,734
分担金支出	683	700	660
助成金支出	34,095	35,226	29,258
地区福祉委員会助成金支出	10,888	11,021	8,708
小地域ネットワーク推進助成金支出	16,500	16,500	11,407
ふれあい昼食会事業助成金支出	3,706	2,602	-
福祉団体等助成金支出	2,918	5,068	9,131
大規模災害義援金支出	83	34	11
負担金支出	590	596	610
その他の支出	764	37	-
流動資産評価損等による資金減少額	-	5	1
事業活動支出計(2)	304,442	255,125	258,218
事業活動資金収支差額(3=1-2)	△ 1,770	6,595	9,697

(出所：吹田市社会福祉協議会決算書をもとに加工(千円単位に変換及び四捨五入))

【事業活動計算書】

(単位：千円)

サービス活動増減の部			
勘定科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収益			
会費収益	14,002	14,294	11,405
寄附金収益	4,310	5,111	5,417
経常経費補助金収益	86,958	86,584	76,516
受託金収益	119,726	144,453	157,393
事業収益	3,459	3,711	9,621
介護保険事業収益	66,447	-	-
その他の収益	-	-	-
サービス活動収益計(1)	294,903	254,152	260,351
費用			
人件費	225,953	241,853	211,334
事業費	7,431	189	51
事務費	38,759	23,103	31,734
分担金費用	683	700	660
助成金費用	34,095	35,226	29,258
負担金費用	590	596	610
基金組入額	-	-	14,356
減価償却費	1,205	1,256	1,359
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 191	△ 191	△ 128
徴収不能額	-	5	1
その他の費用	-	-	-
サービス活動費用計(2)	308,525	302,735	289,233
サービス活動増減差額(3=1-2)	△ 13,622	△ 48,583	△ 28,882
サービス活動外増減の部			
収益			
受取利息配当金収益	7,326	7,326	7,326
投資有価証券売却益	-	-	14,356
その他のサービス活動外収益	443	242	238
サービス活動外収益計(4)	7,769	7,568	21,920
費用			
有価証券売却損	-	-	-
投資有価証券売却損	-	-	-
その他のサービス活動外費用	764	37	-
サービス活動外費用計(5)	764	37	-
サービス活動外増減差額(6=4-5)	7,004	7,531	21,920
経常増減差額(7=3+6)	△ 6,618	△ 41,051	△ 6,962
特別増減の部			
収益			
施設整備等補助金収益	-	-	-
固定資産受贈額	-	-	171
その他の特別収益	-	19,283	-
特別収益計(8)	-	19,283	171
費用			
基本金組入額	-	-	-
固定資産売却損・処分損	0	2	0
国庫補助金等特別積立金積立額	-	-	-
災害損失	-	-	-
その他の特別損失	-	-	-
特別費用計(9)	0	2	0
特別増減差額(10=8-9)	△ 0	19,281	170
当期活動増減差額(11=7+10)	△ 6,618	△ 21,771	△ 6,792

(出所：吹田市社会福祉協議会決算書をもとに加工(千円単位に変換及び四捨五入))

【貸借対照表】

(単位：千円)

勘定科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産の部			
流動資産	91,090	86,859	106,384
現金預金	70,037	78,256	89,533
その他	21,053	8,603	16,851
固定資産	847,623	848,311	870,846
基本財産	3,000	3,000	3,000
その他の固定資産	844,623	845,311	867,846
投資有価証券	720,361	720,361	732,095
退職給付引当資産	78,554	79,554	85,662
運用財産積立資産	16,415	34,210	34,210
在宅福祉積立資産	17,795	-	-
その他	11,497	11,185	15,880
資産の部合計	938,712	935,169	977,229
負債の部			
流動負債	39,385	47,429	67,083
固定負債	137,386	147,761	162,731
負債の部合計	176,771	195,190	229,814
純資産の部			
基本金	3,000	3,000	3,000
基金	722,275	722,275	736,630
高橋基金	7,711	7,711	7,853
地域福祉基金	514,564	514,564	528,778
福祉ボランティア基金	200,000	200,000	200,000
国庫補助金等特別積立金	319	128	-
その他の積立金	34,210	34,210	34,210
運用財産積立金	16,415	34,210	34,210
在宅福祉積立金	17,795	-	-
次期繰越活動増減差額	2,138	△ 19,633	△ 26,425
純資産の部合計	761,941	739,979	747,416
負債及び純資産の部合計	938,712	935,169	977,229

(出所：吹田市社会福祉協議会決算書をもとに加工(千円単位に変換及び四捨五入))

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金額の妥当性について

①現状

本補助金の交付実績額 61,042,706 円のうち、職員人件費は 48,505,711 円であり、補助金全体の約 80%を占めている。

補助対象活動	補助対象	補助対象経費 (単位：円)	補助限度額	補助金の額 (単位：円)
社会福祉協議会が地域福祉推進のために行う活動	補助対象活動に従事する職員の人件費(6人分)	57,065,543	該当なし	48,505,711 (57,065,543 ×8.5/10)
	小地域ネットワーク活動を支援するための経費	1,130,228	1,737,000	1,130,228

	会議費、通信運搬費、燃料費、事務消耗品費、印刷製本費、社協だより印刷製本費等			
地区福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動）	各地区福祉委員会が行う個別援助活動、グループ援助活動、地区福祉委員会等活動の経費	11,406,767	16,500,000	11,406,767
合計		69,602,538	—	61,042,706

（出所：吹田市提供資料 令和2年度吹田市地域福祉推進活動補助金 精算内訳書）

また、吹田市社会福祉協議会のサービス区別にみると、本補助金は法人運営事業及び小地域ネットワーク活動推進事業に充当されている。なお、日常生活自立支援事業にも別途、市からの補助金が充当されている。

（単位：円）

収支	法人運営事業	ボランティア活動推進事業	小地域ネットワーク活動推進事業	善意銀行事業	共同募金配分金事業	日常生活自立支援事業
収入 市補助金収入	49,635,939	—	11,406,767	—	—	10,942,116
支出 人件費支出 (合計)	161,902,508 (職員21人)	—	—	—	—	21,644,927 (職員7人)
職員給料支出	101,620,619	—	—	—	—	15,623,868
職員賞与支出	35,633,265	—	—	—	—	3,059,004
非常勤職員給与支出	1,854,090	—	—	—	—	—

法定 福利費 支出	22,794,534	—	—	—	—	2,962,055
-----------------	------------	---	---	---	---	-----------

(出所：吹田市社会福祉協議会 令和2年度サービス区分資金収支計算書)

補助対象経費 57,065,543 円は 6 人分の本棒 27,657,270 円、諸手当 20,991,599 円、福利厚生費 8,398,674 円で構成されており、一人当たり人件費は 9,510,923 円となる。

市によると、人件費について「吹田市社会福祉協議会職員給与規則に基づき適正に支払われているか、同規則に照らし合わせながら妥当性を確認している」とのことであった。なお、同規則は「吹田市一般職の職員の給与に関する条例」等を参照して制定されており、吹田市社会福祉協議会の理事会にて妥当性が検討され、適宜改訂されている。

補助対象活動に従事する職員 6 人は、吹田市社会福祉協議会の事務局職員のうち、局長、次長、総務課長、庶務係 3 名で構成されており、おおよその業務割合については、以下のとおりである。

役職	業務内容
局長	補助対象活動 7 つに統括的に従事
次長	補助対象活動 7 つに統括的に従事
総務課長	補助対象活動 7 つに統括的に従事
庶務係	補助対象活動 7 つのうち、主に、地区福祉委員会等が行う小地域ネットワーク活動への支援及び災害時支援事業に従事
庶務係	補助対象活動 7 つのうち、主に、ボランティア団体等の福祉活動団体支援及び福祉施設、関係機関との連携事業に従事
庶務係	補助対象活動 7 つのうち、主に、権利擁護事業の推進及び善意銀行の運営に従事

(出所：市からのヒアリングにより作成)

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

将来を見据えた組織・事業の在り方を整理・検討の上、補助金制度の在り方についても検討すべき

本補助制度については、交付要領の施行前から補助金として長期間交付されており、終期も定められていない。また、本事業成果について、小地域ネットワー

ク活動の延べ参加者数を指標とされているが、当該指標により「社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る」とされている目的がどの程度達成されているのか、把握しづらい状況にある。

このような状況において、当該補助金の対象となっている人件費について、市は「吹田市一般職の職員の給与に関する条例」等を参照に制定された「吹田市社会福祉協議会職員給与規則」で妥当性を確認しているものの、特に外郭団体としての性格を有する社会福祉協議会であるため、人件費に対して直接補填しているように見える補助金を支給する算定根拠が適切かどうか、高い透明性を確保することが求められる。

補助対象経費に対する 8.5/10 の補助率については、対象者が補助対象事業以外の事業(社会福祉法人としての組織運営に係る業務等)も担っているため、その部分を除いており、各年度の業務の内容を確認した上で適用しているとの状況であるが、昨今の厳しい社会情勢に鑑みれば、福利厚生費も含む一人当たり人件費 9,510,923 円が妥当な水準であるか否か検討する必要がある。

また、補助対象活動に従事する職員 6 人の年齢構成は 59 歳～46 歳、平均年齢は 51 歳である。「吹田市社会福祉協議会職員給与規則」に基づく吹田市社会福祉協議会の人件費は、年功序列の要素が含まれることから、平均年齢が上がるほど人件費は上昇し、他方で平均年齢が下がれば減少する。本補助金は人件費の占める割合が非常に高く、補助対象経費の増減が平均年齢に左右されることになることから、人件費が上昇すれば補助金額も増加する関係になるが、補助金額の増加が必ずしも事業成果の向上につながるとは限らないため、例えば、職階に応じた人件費水準を補助金の算定基礎とすることも考えられる。

さらに、令和 2 年度において、吹田市社会福祉協議会は補助金以外に、市から合計で 130,830 千円の受託事業等の収入がある。市以外からの収入として、会費収入や大阪社協受託金収入等はあるが、事業活動収入合計 267,915 千円に対して、市からの補助金及び受託金収入は約 7 割を占めている。吹田市社会福祉協議会の運営は市からの受託金収入、補助金で大部分が賄われていることから、事業を安定的に継続させるため、市と吹田市社会福祉協議会との間で将来を見据えた組織の在り方、事業の在り方を整理・検討し、それに対応する形で補助金制度の在り方についても検討すべきである。

(2) 補助金交付先に対する委託契約選定過程について

①現状

吹田市社会福祉協議会は、市から本補助金の交付を受けるほか、以下の事業を受託している。

No	委託契約名	契約期間	金額（円）
1	地域支えあいネットワーク推進業務	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	101,525,542
2	吹田市生活困窮者自立相談支援事業業務	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	14,677,763
3	吹田市生活困窮者自立相談支援事業（新型コロナウイルス感染症関連）業務	令和2年6月1日～ 令和3年3月31日	574,542
4	児童養護施設中学校卒業激励行事業務	令和2年12月21日～ 令和3年3月31日	339,000
5	広域型生活支援コーディネーター配置業務	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	10,401,960
6	吹田市介護支援サポーター事業	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	3,311,425

（出所：市提供資料及び吹田市社会福祉協議会提供資料）

このうち、上表 No2「吹田市生活困窮者自立相談支援事業業務」については、プロポーザルにより随意契約にて事業者の選定が行われている。なお、それ以外の契約は1者による随意契約であり、他事業者との競合はない。また、随意契約理由について明らかに適切でないものは見受けられなかった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助金交付先に対する委託契約選定に際しては、対象経費の計上範囲に注意すべき

市によるプロポーザル方式での委託事業者の選定に際しては、事業内容に関する事項の他、収支計画書、決算書等の提出が求められる。ここで、収支計画書には、本事業にかかる直接的な人件費の他、事務経費等として一般的に間接経費が計上されるが、吹田市社会福祉協議会による提案については、直接人件費のみが計上されている。

本事業全体を管理する観点からは、直接従事する職員の人件費の他、全体管理等にかかる管理部門の人件費もゼロではないと考えられる。この点について前述のとおり、管理職の人件費については市からの補助を受けている割合が多く、管理に関する人件費を除いた経費計上を行うことで、他の事業者よりも経費水準が抑えられているとすれば、事業者の選定において公平性が損なわれる可能性があると考えられる。

本業務のプロポーザルの評価項目は事業実績、委託業務に関する事項の他、経営状態、価格点で構成されており、配点は事業実績:5点、委託業務に関する事項:75点、経

営状態 5 点、価格 15 点、合計:100 点であり、プロポーザルの応募は吹田市社会福祉協議会他 1 者であった。本件については、配点に占める価格点の割合が低いことや、価格要素以外での点数差が大きいことから、結果として、管理部門の人件費計上の有無が最終的な事業者の選定に影響を与えることはなかったが、今後、市が補助金を交付する先とそれ以外の事業者がプロポーザル等で競合するケースも想定されるため、補助金等の交付の状況も踏まえて、間接経費の計上が適切に行われるよう留意が必要である。

(3) 社会福祉協議会への過去の補助金支出について

①現状

吹田市社会福祉協議会の令和 2 年度の決算書をみると、投資有価証券 732,095 千円の資産が計上されている。主な内容は地域福祉基金 528,778 千円、福祉ボランティア基金 200,000 千円である。地域福祉基金は、基金の運用益を法人運営で活用することを目的としており、福祉ボランティア基金は、基金の運用益をボランティア団体に助成することを目的としている。基金はいずれも国債で運用されており、このうち過去の市からの補助金によるものは次のとおりである。

基金名称	令和 2 年度末 残高	市からの補助金を原資とするもの
地域福祉基金	528,778 千円	平成 7 年度、平成 8 年度に各 150,000 千円、合計 300,000 千円
福祉ボランティア基金	200,000 千円	昭和 61 年度、平成 3 年度に各 100,000 千円、合計 200,000 千円

②結果

市から吹田市社会福祉協議会への過去の補助金支出のうち、当該団体に留保されているものについては網羅的に情報開示を行うべき

市がホームページで公表している「令和 3 年度外郭団体活動状況評価シート」のうち、吹田市社会福祉協議会分について、市から団体への支出のうち、ストックは福祉ボランティア基金 200,000,000 円のみが記載されているが、上記のとおり地域福祉基金 300,000,000 円もあるため、網羅的に情報開示すべきである。

③意見

市から吹田市社会福祉協議会への過去の補助金支出のうち、当該団体において基金等として留保されているものについても、当初意図した補助の目的が達成されているか、検証を行うことが必要である

過去に市が補助金として支出し、吹田市社会福祉協議会において地域福祉基金、ボランティア基金として積み立てられ、その運用益を原資に事業が行われているものがある。当該基金の運用益の水準は、令和2年度においてそれぞれ約5百万円(地域福祉基金は市の補助金以外を原資とする部分もあるため、市の補助金を原資とする部分の運用益に限定すると約3百万円)と約2百万円である。補助金交付当時と比べると、金利水準等の運用利回りの低下により基金の運用益も金額が小さくなる傾向にある。そのため、過去に団体への補助を行ったもののうち、交付先において基金等として留保されているものについても、当初意図した補助の目的が達成されているか、検証を行う必要がある。

【44】吹田市民生委員・児童委員活動補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市民生委員・児童委員活動補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市地域福祉推進活動補助金等交付要領			
所管	福祉部福祉総務室			
予算区分	民生費 社会福祉費 社会福祉総務費			
補助金等の目的	社会福祉活動を行う団体に対して、活動に要する経費について補助する。			
補助金等の概要	民生委員活動に要する経費を補助し、地域福祉の推進を図る。			
関連する事務事業名	地域福祉活動推進事業			
開始年度	平成13年	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	吹田市民生・児童委員協議会			
補助金等の算出方法	吹田市地域福祉推進活動補助金等交付要領にて定める11,300千円の範囲内			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	11,300	11,300	11,300	11,300
最終補正後予算額 (単位:千円)	11,300	11,300	11,300	
交付実績額 (単位:千円)	11,300	11,300	11,300	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本補助金は、民生委員活動により地域福祉の推進を図ることを目的とし、吹田市民生・児童委員協議会に対して補助対象事業に係る経費を交付するものである。

本補助金の対象となる活動、補助対象経費は以下のとおりである。

活動名	補助対象経費
1. 委員活動	民生児童委員活動費、地区活動費、主任児童委員連絡会活動費、役員活動費、部会活動費等及び会議費（総会費を除く。）
2. 児童健全育成等に係る啓発活動	各種啓発行事の実施に要する経費
3. 自己研鑽活動	研修に要する経費
4. 組織連携強化活動	全国民生委員・児童委員協議会連合会負担金、大阪府民生委員・児童委員協議会連合会負担金及び大阪府児童福祉協会三島支部負担金

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金額の妥当性について

①現状

交付要領第2条別表において本補助金の限度額は11,300,000円と規定されている。

市によれば、本補助金が平成13年から開始した以降、交付実績は上限である11,300,000円で推移しており、実質的に定額補助がなされている状況である。

また、平成13年度以前から吹田市民生・児童委員協議会に対する補助金は長期間交付されており、終期も定められていない。

【吹田市民生・児童委員協議会：一般会計決算】

収支		金額（円）	
収入	補助金	11,300,000	
	会費	2,360,400	
	諸収入	688,936	
	繰越金	3,292,785	
	計	17,961,121	
支出	補助対象経費	活動費(※1)	8,421,000
		印刷費	516,032
		啓発事業費	623,260
		研修費	692,898
		負担金	2,072,850
	補助対象経費以外	消耗品費	73,741
		印刷費	264,478
		備品費	176,000
		会議費	5,221

	協力費	13,000
	負担金	925,300
	諸費	631,138
	90周年記念 事業積立金	150,000
	計	14,564,918
収支差額		3,396,203

※1：民生委員活動費 2,950,000 円、地区活動費 5,250,000 円が主な内容
(出所：吹田市提供資料 令和2年度一般会計決算)

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

同額の補助金の交付を継続し続けることについては、適宜見直しを行うことが望まれる

補助金交付先の収支決算資料をみると、期間内での増減はあるものの、相当額の繰越金や会費収入等が存在していることが認められる。

それらの収入は市補助金対象経費の不足分に充当しているほか、市補助金対象外の経費に充当し、残額が繰越金となっている。このような事情に照らせば、今後も同額での補助を継続することに合理性が認められるのかについては疑問がある。定額補助は、補助金ありきの経費支出につながる可能性があり、適切な補助対象経費の積上げにより補助金の必要額を決定し、その範囲内で金額を決定することが必要であると考ええる。

市によれば、数ヵ月間の運営資金として繰越金は必要なものと判断し返還を求めていなかったが、繰越金を従来の3,000千円から1,000千円程度に縮小されるよう令和2年度予算編成から内容見直しを行い、今後5年内を目途に取組みを進めるとのことであった。

補助金としての必要性、公益性は認められるものの、本事業の成果についても検討した上で、社会情勢や環境が変化していることから、同額の補助金を交付し続けることについて、適宜見直すことが望ましいと考える。

【45】日常生活自立支援事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	日常生活自立支援事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	社会福祉法人に対する助成に関する条例 社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則			
所管	福祉部福祉総務室			
予算区分	民生費 社会福祉費 社会福祉総務費			
補助金等の目的	日常生活自立支援事業に要する経費の一部を助成することで、日常生活の判断力が十分でない人に対し、地域での自立した生活の支援を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	認知症、知的障がいや精神障がい等により、日常生活の判断能力が十分でない人への援助事業に対して助成を行う。			
関連する事務事業名	地域福祉活動推進事業			
開始年度	平成12年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会			
補助金等の算出方法	交付対象事業の実施に要する経費のうち市長が適当と認めるものの総額から(福)大阪府社会福祉協議会が支払う委託料その他の交付対象事業に係る収入の額を控除した額の範囲内の額			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	13,243	14,017	13,799	16,719
最終補正後予算額 (単位:千円)	13,243	14,017	13,799	
交付実績額 (単位:千円)	12,925	11,699	10,942	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本助成金は、日常生活自立支援事業に要する経費の一部を助成することで、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない人に対し、地域での自立した生活が送れるよう支援をすることを目的とするものである。

なお、日常生活自立支援事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準としている。

【日常生活自立支援事業に基づく援助の内容】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・福祉サービスの利用援助・苦情解決制度の利用援助・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等 |
|---|

上記に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）・定期的な訪問による生活変化の察知 |
|---|

（出所：厚生労働省ホームページ）

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【46】吹田市軽費老人ホーム事務費補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市軽費老人ホーム事務費補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市軽費老人ホーム事務費補助金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	市内において軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対して、事務費を補助することで、当該施設を利用する高齢者の利用料の軽減を図る。			
補助金等の概要	市内において軽費老人ホームを運営する社会福祉法人を対象として事務費を補助する。			
関連する事務事業名	高齢者福祉施設補助事業			
開始年度	令和2年度		から	
終了年度	未設定		まで	
補助金等の交付先	社会福祉法人 緑地福祉会 社会福祉法人 藍野福祉会 社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会			
補助金等の算出方法	事務費支出額と事務費基準額のいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いた残額(減免額)とする。			
補助等に対する効果把握の有無	無(補助金を交付することにより施設の安定経営が図れ、高齢者が低額な料金で利用することが可能となる。)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	66,425	66,425
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	66,425	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	64,834	
交付件数(単位:件)			3	

【概要補足等】

軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設である。入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額は、利用者の所得により決定される。

令和2年度の中核市移行に伴い、軽費老人ホームの所管が大阪府から市へ移譲された。本補助金は軽費老人ホーム運営に欠かせない補助金であり、市は、同施設が存在する限りは補助を行う必要性があると考えているとのことである。

なお、令和元年度以前は大阪府にて同様の補助制度を実施していた。

本補助金は軽費老人ホームを運営している社会福祉法人に対し、サービスの提供に要する費用として支出した額(以下「事務費」という。)を助成するものであり、事務費とは、職員の給料、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金、利用者保健衛生費等に充当する経費をいう。

2. 監査の結果及び意見

(1) 事業実績報告書における決算数値の報告について

①現状

補助金交付要領第13条において「補助決定者は、市長が指定する期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。」と規定されている。添付書類とは、以下のとおりである。

- | |
|------------------------|
| 1)別表1 補助金所要額調書 |
| 2)別表2 決算状況内訳表 |
| 3)別表3 階層別・月別利用人員内訳 |
| 4)別表4 利用料納付額及び事務費基準額内訳 |
| 5)別表5 職員の状況表 |
| 6)その他の添付書類 |
| ア 令和2年度決算(見込)書(施設会計分) |
| イ 年度月別・階層別入居者名簿 |

上記の別表2決算状況内訳表において、決算見込額の報告を受けており、これに基づき補助金額を確定している。

各種書類の閲覧及び市への質問を行ったところ、以下の状況が見受けられた。

- 別表2決算状況内訳表における決算見込額の金額を補正後予算の金額で報告している団体(社会福祉法人A)があった。
- 決算確定後の決算書の提出期限を令和3年7月30日としていたが、すべての補助交付先から令和3年9月1日付で決算確定額の報告を受けている状況であった。なお、補助金交付要領において、決算確定額を報告する旨の規定はなされていない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

決算見込額で事業実績報告が行われる場合、交付要領に「決算確定額の報告を速やかに行う旨」の規定を行うべき

補助交付先の状況により、事業実績報告書の提出時期に決算確定額の報告が間に合わず、決算見込額での報告になってしまうことは致し方がないと考えられるが、交付先の補正後予算額の報告をもって補助金額を確定することは望ましくない。

また、決算確定額を確認することは、決算見込額に基づき決定した補助確定額に影響がないかを確認するために重要であり、補助交付先の決算が確定次第、速やかに提出を受ける必要がある。したがって、補助金交付要領に「決算確定額の報告をすみやかに行う旨」の規定を行うべきである。

【47】吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	吹田市域に所在する介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援する。			
補助金等の概要	吹田市内に介護サービス事業所等を有する法人に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、通常の介護サービス提供時では想定されなにかかり増し経費等を補助する。			
関連する事務事業名	高齢者施策推進事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	国府の補助及び新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて検討する。	まで		
補助金等の交付先	非公表			
補助金等の算出方法	事業所等の介護サービスの種別により、補助上限金額を設定 補助上限額または実支出額のいずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	有(サービスの継続状況)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	55,290
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	62,565	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	62,389	
交付件数(単位:件)	-	-	22	

【概要補足等】

本補助事業は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」に基づく事業であり、市は当事業の実施要綱に基づき、市の補助金交付要領を策定している。本補助金は市の補助金交付要領に基づき、

「事業所等が関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費」を助成するものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金交付要領の規定の整備について

①現状

本補助金の実績報告について、補助金交付要領第 11 条に以下のとおり規定されている。

第 11 条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、補助金に係る実績報告書（様式 7）に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出決算報告書（様式 7 別添）
- (2) 事業完了報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

しかし、本補助金では新型コロナウイルス感染症の発生後にサービスを継続するために必要となる緊急一時的なかかり増し経費が対象となるため、対象事業の性格上、事業実施前における事業計画書の提出及び (2) 事業完了報告書を求めている状況であった。(1) 歳入歳出決算報告書においてその事業が完了したことの確認を行っており、国の交付要綱においても (2) 事業完了報告書の提出を求められていない状況である。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

交付要領が実態に即しているかどうかについて定期的に見直しを行うべき

補助金交付要領には補助金を交付するにあたり重要かつ必要な事項が規定され、それに基づき各種手続き等が行われるべきであり、規定内容が実態と合っているかについて定期的に見直しを行う必要がある。

なお、令和 3 年度に規定整備を行い、(2) 事業完了報告書については、必要書類から削除されている。

(2) 補助対象経費の確認について

①現状

補助金交付申請書を確認したところ、団体 A の補助対象経費において、液晶テレビや増設 SSD（フラッシュメモリを用いた記憶装置であり、パソコン等に使用されるもの）の購入に係る経費 150,332 円が含まれていた。

市によれば、感染拡大を防ぎ、密を避けるためテレビ会議等に使用する目的のため設置されたものであり、サービス継続に欠かせないものであること、厚生労働省老健局「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する Q&A（第 2 版）」Q27 に、「どこからどこまでがかかり増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な経費であれば対象として差し支えありません。」との回答があるため、これらを補助対象経費として認めているとのことであった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助対象経費の認定について慎重に検討した上で、その根拠を残すことが望まれる

本補助金の交付対象経費の判断にあたり、「感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な経費」か否かを確認することは非常に重要である。

マスクや消毒液であれば感染拡大防止のための経費であることが明らかであるが、液晶テレビや SSD はその目的以外にも使用することが可能な物品である。このような物品については、それがどこに配置され、どのように使用されているか、感染拡大防止目的での使用頻度はどの程度か、他の目的に使用することはないか等、使用実態について詳細にヒアリング等を行い、慎重に補助対象経費として認めてよいか検討すべきである。あわせて、補助対象経費を妥当であると判断した検討結果について確認証跡を残すことが望ましい。

(3) 実績報告書に添付の領収書について

①現状

実績報告書に添付の領収書を確認したところ、団体 B 及び団体 C において、領収書が再発行のもの、内容が不明な領収書が見受けられた。

市によれば、前者については「補助金交付要領第 4 条第 2 項第 1 号により、他の補助金等の対象となる経費は補助対象経費としないと明記しており、他の補助金に領収書が使用されることはないものと考えている。なお、再発行の理由につ

いては、領収書の紛失であることを確認済である」、後者については「領収書とは別に提出を受けている経費内訳表において内容を確認している」とのことであった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

実績報告書に添付する領収書について、原則として再発行の領収書は認めるべきではない。また、品目等の内訳が把握可能な領収書を入手すべき

領収書は補助対象経費の支払を証する書類であり、他の補助金と同じ領収書が使用される等不正使用されるおそれがあるため、原則として再発行の領収書は認めるべきではない。例外的に再発行のものを認める場合は、再発行の理由を慎重に確認するとともに、同交付先に支給されている他の補助金の実績報告書、添付資料等を確認し、不正な報告がなされていないことを確認すべきである。

なお、監査人がサンプル抽出し、確認した再発行された領収書を確認する限りにおいて、対象品目や記載内容に不適切な内容は見受けられなかった。

また、金額の内訳が把握可能な領収書を入手すべきである。レシート等で内訳が不明な場合には、余白等に対象品目、数量等の記入を求めることが望ましい。

<領収書の記載例>

良くない例	良い例
(●●薬局) 100円商品 91円×3=273円 消費税 27円 合計 300円	(●●薬局) マスク 1,000円 消毒液 800円 消費税 180円 合計 1,980円

【48】吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金（整備）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金(整備)			
根拠法令・要綱等の名称	〔府〕大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱 〔市〕吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標達成に向け、社会福祉法人等による地域密着型サービスの整備を促進することを目的とする。			
補助金等の概要	吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)に基づき、地域密着型サービスの提供に係る基盤整備を推進するため、地域密着型サービスに係る施設整備等を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、地域密着型サービスに係る施設整備等補助金を交付する。			
関連する事務事業名	高齢者福祉施設補助事業			
開始年度	平成18年度	から		
終了年度	(※欄外に記入)	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人恩徳福祉会			
補助金等の算出方法	地域密着型サービス等整備補助事業の補助金の額は、吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金交付要領別表1の「1.対象施設等」の欄に掲げる施設の区分に応じ、補助基準額の合計額と補助対象経費の合計額とを比較して少ない方の額と、実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有(実績報告による)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	39,200	253,911	468,311
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	41,151	41,151	
交付実績額 (単位:千円)	-	33,600	33,600	
交付件数(単位:件)	-	1	1	

※本補助金は、府の財源を活用していること、3年1期の計画で設定される必要整備数を充足させるためのものであることから、府の動向や施設整備の必要性によって、終了年度を判断する。

【概要補足等】

本補助金は地域密着型サービスに係る施設整備費を助成するものである。補助対象経費は、市町村等の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）である。ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含むとされている。補助基準額は地域密着型サービスごとに設定されている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【49】吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金（開設準備）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金（開設準備）			
根拠法令・要綱等の名称	〔府〕大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱 〔市〕吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標達成に向け、社会福祉法人等による地域密着型サービスの整備を促進することを目的とする。			
補助金等の概要	吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、地域密着型サービスの提供に係る基盤整備を推進するため、地域密着型サービスに係る施設整備等を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、地域密着型サービスに係る施設整備等補助金を交付する。			
関連する事務事業名	高齢者福祉施設補助事業			
開始年度	平成18年度	から		
終了年度	（※欄外に記入）	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人恩徳福祉会			
補助金等の算出方法	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助金の額は、吹田市地域密着型サービスに係る施設整備等補助金交付要領別表2の「1.対象施設等」の欄に掲げる施設の区分に応じ、補助基準額と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有（実績報告による）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	-	39,200	253,911	468,311
最終補正後予算額 （単位：千円）	-	41,151	41,151	
交付実績額 （単位：千円）	-	7,551	7,551	
交付件数（単位：件）	-	1	1	

※ 本補助金は、府の財源を活用していること、3年1期の計画で設定される必要整備数を充足させるためのものであることから、府の動向や施設整備の必要性によって、終了年度を判断する。

【概要補足等】

本補助金はNo. 48と同様に地域密着型サービスに係る施設整備費を助成するものであるが、本補助金は施設整備費のうち、開設準備に係る経費を助成するものである。

補助対象経費は、地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費である。補助基準額は地域密着型サービスごとに設定されている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【50】吹田市高齢クラブ活動補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市高齢クラブ活動補助金			
根拠法令・要綱等の名称	老人福祉法第13条 〔国〕在宅福祉事業費補助金交付要綱 〔国〕老人クラブ活動等事業運営要綱 〔市〕吹田市高齢クラブ活動補助金交付要綱 〔市〕吹田市高齢クラブ活動補助金交付要綱に規定する申請書等の様式を定める要領 〔市〕吹田市高齢クラブ結成要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	高齢者の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として活動を行う高齢クラブに対し、予算の範囲内において、高齢クラブ活動補助金を交付する。			
補助金等の概要	補助金の額は、会員の数が30人以上50人未満である高齢クラブにあっては2,880円に、会員の数が50人以上である高齢クラブにあっては4,800円に補助対象事業を実施した月数を乗じて得た額又は補助対象経費の総額のいずれか少ない額とする。			
関連する事務事業名	高齢者生きがい対策事業			
開始年度	昭和50年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり 別途交付先別補助金額資料			
補助金等の算出方法	年度当初に12か月分を交付し、年度末に精算する。			
補助等に対する効果把握の有無	有(高齢クラブ活動実績報告書から把握している。)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	12,049	11,819	11,450	11,358
最終補正後予算額 (単位:千円)	11,612	11,278	11,185	
交付実績額 (単位:千円)	11,612	11,278	11,185	
交付件数(単位:件)	204	199	197	

補助金等の交付先一覧	第2楠会、第2楠会、吹一吹六地区高齢クラブ第4楠会、第5楠会、第6楠会、第7楠会、第8楠会、吹一吹六地区第10楠会、吹一吹六地区楠会連合会第12楠会、吹一吹六地区高齢クラブ第13楠会、第14楠会、吹一吹六地区第16楠会、第17楠会、吹一吹六地区第18楠会、第19楠会、第22楠会、第23楠会、第25楠会、第26楠会
	六地藏六瓢会、吹三地区庄ヶ前第一シルバークラブ、庄が前第二シルバークラブ、吹三地区神境町長楽第1クラブ、吹三地区神境町長楽第2クラブ、神境町長楽クラブ、ときわ円寿会第一クラブ、ときわ円寿会第二クラブ会、南寿会第一クラブ、南寿会第二クラブ、東旭青春クラブ、東旭悠々クラブ、城前長生会、二つ池長生会、吹三長生会高畑つくし会、東町長生会第一クラブ、東町長生会第二クラブ、東城前第一双寿会、吹三東城前第二双寿会、若葉第一寿会、若葉第二寿会、吹三地区末広老友会、芙蓉ロイヤル長生会
	第一東寿会、第二東寿会、第三東寿会、東地区第四東寿会、東地区第五東寿会、東地区高齢クラブ第六東寿会、東地区第七東寿会、第八東寿会、第九東寿会、第十東寿会、第十一東寿会、東地区第十二東寿会、第十三東寿会、第十四東寿会、第十六東寿会、第十七東寿会
	吹二地区西の庄長寿会、吹二地区北泉1・2長寿会、西泉高齢クラブ、吹二地区北泉三長寿会、金田住友高齢クラブ、出口町長寿会、新泉長寿会、泉一長寿会、南泉長寿会
	上新田親友会、乾町自治会高齢クラブ親友会、下新田寿会、若葉会、穂波町みず穂の会
	垂水第一豊寿会、吹田市高齢クラブ垂水第二豊寿会、垂水第三豊寿会、豊一地区雉子啜高齢クラブ、玉の井豊寿会、北之町豊寿会
	豊寿会、豊津住宅豊寿会
	山手地区友交会第一クラブ、山手地区友交会第二クラブ、吹田市山手地区友交会第三クラブ
	第一千寿会、第二千寿会、高齢クラブ第三千寿会、千一地区第四千寿会、千一地区高齢クラブ第五千寿会、千一地区第六千寿会、千一地区高齢クラブ第七千寿会、第八千寿会、第九千寿会、第十千寿会、千一地区第十一千寿会、千一地区高齢クラブ第十二千寿会、千一地区第十三千寿会、第十四千寿会
	千二第一福寿会、千二第二福寿会、千二第三福寿会、千二第四福寿会、千二第五福寿会、千二第六福寿会、千二第七福寿会
	千三地区第二福寿会、千三地区第三福寿会、千三地区第四福寿会、千三地区第五福寿会
	千新福寿会、和交会、コスモスクラブ、みどり
	五月が丘南栄寿会、東北栄寿会、みどり会
	佐井寺地区高齢クラブ佐井寺第一福寿会、佐井寺地区高齢クラブ佐井寺第二福寿会、佐井寺地区高齢クラブ佐井寺第三福寿会、竹谷町福寿会
	片山地区高齢クラブ寿連合会第二寿会、片山地区連合第四寿会、第六寿会、片山地区高齢クラブ第七寿会、第十寿会

補助金等の交付先一覧	岸部地区宝寿会小路高齢クラブ、岸部地区岸部東高齢クラブ、岸部南高齢クラブ、錦寿クラブ、岸部宝寿会七尾高齢クラブ、岸部駅前高齢クラブ、岸部光明町高齢クラブ
	山田中白寿会、山一地区別所白寿会高齢者クラブ、山田下第一白寿会、山田下第二白寿会、山田下第三白寿会、千里台白寿会
	千里丘シニアクラブ、新芦屋シニアクラブ新成会、翠会
	第一晴朗会、第二晴朗会
	山五第一ハッピー会、山五第二ハッピー会
	長野美杉会、松葉会、スカイタウンかしの木会、櫻切山さつき会、北山田第一寿会、北山田友遊クラブ、千里ガーデンクラブ、山田上第二寿会、山田上第三寿会、山田上第四寿会、第一茜会、第二茜会、茜会第三クラブ、第一百睦会、佐竹台老人クラブ第二百睦会、OPH千里佐竹台きらく会、第2高砂会、第4高砂会、第5高砂会、第6高砂会、津雲台第1明朗会、津雲台第3明朗会、津雲台第5明朗会、白桃会、桃二百越会、桃友会、桃源会、桃令会、A1千竹会、コスモス千竹会、ひまわり千竹会、古江台第1寿楽会、古江台第2寿楽会、古江台第4寿楽会、古江台第5寿楽会、古江台第6寿楽会、古江台第7寿楽会、藤寿会第一クラブ、藤寿会第二クラブ、藤寿会第三クラブ、藤寿会第四クラブ、藤寿会第五クラブ、藤寿会第六クラブ、藤寿会第七クラブ、藤寿会第八クラブ、第1青寿会、第2青寿会、第3青寿会、第4青寿会、第5青寿会、第6青寿会、高齢クラブあおば会、吹田盲老人クラブ

【概要補足等】

本補助事業は昭和50年度から現在に至るまで47年間継続して実施されている。補助団体の活動は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画である「第8期吹田健やか年輪プラン」の施策方向に合致しており、高齢者の生きがいづくりの充実・地域支えあい活動・介護予防等に貢献しているとのことである。

また、高齢社会が進行し社会保険料が年々増大していく中で、施設介護での経費がかかることから、高齢者が要支援や要介護へ介護ステージを進めないため、外出支援、介護予防を实践・主導する高齢クラブの役割はますます重要であると考え、市は補助金の終期の設定を行っていない。

2. 監査の結果及び意見

(1) 収支決算書の確認について

①現状

市は、実績報告書の添付書類として、事業報告書、収支決算書、補助対象経費の支払を証する書類等の提出を求めている。補助対象経費の支払を証する書類等として提出されている領収書を確認したところ、領収書の添付のないものや領収書の金額の内訳が判然としないものが見受けられた。

<領収書の金額の内訳がわからないものの一部>

団体 A	活動名：社会奉仕活動 購入先：C 社 購入日：2020 年 7 月 11 日 金額：26,710 円 但し書き：商品代
	活動名：社会奉仕活動 購入先：D 社 購入日：2020 年 8 月 20 日 金額：37,800 円 但し書き：品代
団体 B	活動名：社会奉仕活動 購入先：E 社 購入日：2020 年 7 月 30 日 金額 4,599 円 但し書き：なし

市によると、「領収書の貼付については、補助金交付額分を付ければよいとしており、従前からこの方法で取り扱っている。当時の指導官庁である大阪府に確認をして取り扱っていると考えているが、それを記録したものはない。」とのことであった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

品目等の内訳が把握可能な領収書を入手するとともに、経費の内訳表の提出を求め、報告金額の妥当性について検討すべき

補助金額は収支決算書に計上されている金額に基づき算定されるため、計上されている経費のうち、補助対象経費に含めるべきではないものが含まれていないか確認する必要がある。

市として必要な確認を行うための必要書類等については、前例踏襲するのみでなく改めて検討することが必要である。具体的には、経費の内訳表の提出を求め、領収書と突合の上、報告金額の妥当性について検討を加える必要がある。また、領収書は補助対象経費の支払を証する書類であるため、基本的に金額の内訳がわかる領収書を入手すべきである。内訳が不明な領収書の場合には、その余白に対象品目、数量等の記入を求めることが望ましい。その際には、高齢者が申請する場合にもわかりやすいような報告マニュアル（手引き）を作成・配付することもあわせて検討されたい。

【51】 公益社団法人吹田市シルバー人材センター運営補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	公益社団法人吹田市シルバー人材センター運営補助金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分) 交付要綱 〔市〕吹田市シルバー人材センター運営補助金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	公益社団法人吹田市シルバー人材センターに対し、予算の範囲内において、公益社団法人吹田市シルバー人材センター運営補助金を交付することにより、センターの円滑な運営を促進し、高齢者の生きがいと福祉の増進に資することを目的とする。			
補助金等の概要	市内に居住する60歳以上の定年退職後等の高齢者に対して、就業の機会を確保する事業を行う同センターの活動に必要な人件費及び基本運営費(通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険料、諸謝金、委託料等)について、予算の範囲内で補助を行う。			
関連する事務事業名	シルバーワークプラザ管理事業			
開始年度	昭和55年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	公益社団法人吹田市シルバー人材センター			
補助金等の算出方法	補助対象経費の支出額のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額			
補助等に対する効果把握の有無	有(実績報告書から把握している。)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	20,128	20,128	20,128	16,329
最終補正後予算額 (単位:千円)	20,128	20,128	20,128	
交付実績額 (単位:千円)	20,128	20,128	20,128	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

シルバー人材センターは、地域に密着した、臨時的かつ短期的又は軽易な高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から請負・委託により引き受け、会員(原則 60 歳以上)に提供する都道府県知事認可の公益法人である。会員は就業を通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保持し、自らの生きがいの充実や、地域社会に貢献することを目指している。

補助交付先の活動は、第 8 期吹田健やか年輪プランの施策方向にも合致しており、高齢者の雇用促進等への貢献、生きがいづくりの場の提供が行えているとのことである。

現在補助金の終期の設定は行っていないが、吹田健やか年輪プランの施策の評価において、今後の見通し等を検討している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 提出書類の確認について

①現状

補助金交付要領第 8 条に基づき、実績報告書に関係書類を添えて、提出を受けている。その関係書類である歳入歳出決算書を確認したところ、歳入歳出決算書の 2 ページが欠落している状況であった。

市によれば、提出を受けたか否か、記憶が定かではないが、交付先は提出したと言及しているとのことであった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

実績報告書の関係書類は漏れなく保管すべき

市が提出を求めている書類は補助金交付にあたり重要な書類である。市は書類の提出を受けた際、欠落がないか必ず確認するとともに、その書類を漏れなく保管すべきである。

【52】吹田市街かどデイハウス事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市街かどデイハウス事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市街かどデイハウスに関する事業補助金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	介護予防又は生活支援を要する高齢者を対象に、健康チェック、給食、健康体操、筋力トレーニング等の介護予防、閉じこもり予防、趣味・創作活動、レクリエーション活動等のサービスを提供している民間の非営利団体への支援を目的とする。			
補助金等の概要	事業費・施設借上費・初度設備費補助			
関連する事務事業名	通いの場補助事業			
開始年度	平成11年度	から		
終了年度	未設定(事業方針の検討中)	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	吹田市街かどデイハウスに関する事業補助金交付要領別表のとおり			
補助等に対する効果把握の有無	有(延通所者数8,599人)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	35,732	35,845	36,287	29,456
最終補正後予算額 (単位:千円)	35,732	35,845	36,287	
交付実績額 (単位:千円)	32,021	30,277	22,793	
交付件数(単位:件)	8	8	7	

補助金等の交付先一覧	街かどデイハウスいずみ (NPO生活ネットワーク虹)
	吹田トンプマウル (吹田同胞生活相談総合センター)
	街かどデイハウス・コメット
	街かどデイハウス ひまわり大阪(NPOひまわり大阪)
	街かどデイハウス照一隅
	ハナ・集いの家サラン
	街かどデイハウスきしべ

【概要補足等】

街かどデイハウスは、概ね 65 歳以上の市民で、要介護(要支援・基本チェックリスト該当者)認定を受けていない方、介護保険で非該当と認定された方や、介護が必要にならないように予防をする必要のある方等を対象とする通所施設である。

市の補助を受けて民間の非営利団体が運営している施設(小規模で家庭的な雰囲気)であり、少人数のグループで介護予防活動、体操、給食、レクリエーション等のサービスを実施している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 今後の在り方について

①現状

街かどデイハウス事業は大阪府の主導のもと始まった事業である。令和 2 年 4 月 1 日に中核市に移行したことに伴い、大阪府から事務の移管を受け、市の単独事業として実施している。

所管室課は、次の 4 つに場合分けを行い、それぞれのメリット、デメリット、業務負担、継続性、課題等について、検討を行っているところである。

- ・ 終期を定める
- ・ 総合事業通所型サービス B への移行
- ・ ふれあい交流サロンへの転換
- ・ 新たな街かどデイハウス事業の構築

近隣他市の状況を調べたところ、以下のとおりであった。

高槻市	段階的に補助金額を削減し、平成 30 年度を以って廃止 (高槻市ホームページ参照)
茨木市	総合事業の通所型サービス B (住民主体による支援) コミュニティ デイハウスに 18 施設 (令和 3 年 4 月時点) が移行している (茨木市ホームページ参照)

豊中市	街かどデイハウスを総合事業の一般介護予防事業に位置づけている (介護予防・日常生活支援総合事業パンフレット(豊中市発行)参照)
-----	--

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

特に記載すべき事項はない。

④参考意見

補助対象事業の目的を明確にした上で、補助金の要否及び補助金の設定内容の更なる検討を行うことが望まれる
--

所管室課では今後の在り方について検討を進められているところではあるが、街かどデイハウス事業の目的を明確にした上で、運営面、利用者に与える影響や他市の状況を参考に、終期を定めること、総合事業通所型サービスBへの移行、ふれあい交流サロンへの転換、新たな街かどデイハウス事業の構築の4つの種類ごとに、補助金の要否及び補助金の設定内容の更なる検討を行うことが望まれる。

【53】吹田市新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等における PCR 検査等実施支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等におけるPCR検査等実施支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等におけるPCR検査等実施支援事業補助金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	高齢者に係る入所施設及び居住系サービス事業所における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生及びクラスターの発生を未然に防ぐ。			
補助金等の概要	高齢者施設等が新規入所者等のPCR検査等の費用を負担した場合に補助を行う。			
関連する事務事業名	高齢者福祉施設補助事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和3年度	まで		
補助金等の交付先	市内の高齢者施設等			
補助金等の算出方法	PCR検査等1回につき20,000円と補助対象経費の実支出額の少ない方の額			
補助等に対する効果把握の有無	有(検査実施件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	33,800	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	4,691	
交付件数(単位:件)			29	

令和3年度は補正予算で67,600千円を計上

【概要補足等】

本補助金は、入所施設及び居住系サービス事業所の新規入所者等を対象に医療機関等を通じて実施した PCR 検査等に要する費用を助成するものであり、PCR 検査等 1 回につき 20,000 円と補助対象経費の実支出額を比較し少ない方の額を助成している。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【54】吹田市介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策応援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策応援金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策応援金交付要領			
所管	福祉部高齢福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 老人福祉費			
補助金等の目的	市内の介護サービス事業所等(以下「事業所等」という。)に対し、市が新型コロナウイルス感染症対策応援金を交付することにより、感染症対策を講じながら市民生活を支えている事業所等の事業継続を支援する。			
補助金等の概要	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設 1施設につき30万円 2 上記以外の事業所等 1事業所等につき20万円			
関連する事務事業名	高齢者施策推進事業			
開始年度	令和2年		から	
終了年度	令和2年		まで	
補助金等の交付先	株式会社You I 他546事業所等			
補助金等の算出方法	事業所等の介護サービスの種別により、補助金額を予め設定			
補助等に対する効果把握の有無	令和3年11月5日時点で、交付先の547事業所等のうち、543事業所等の事業継続を確認			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額(単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額(単位:千円)	-	-	114,600	
交付実績額(単位:千円)	-	-	112,200	
交付件数(単位:件)	-	-	547	

【概要補足等】

本応援金は、新型コロナウイルス感染症対策のための応援金であり、介護サービスを提供する事業所等に一律 20 万円若しくは 30 万円支給するものであり、令和 2 年度のみ単年度補助である。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【55】吹田市指定障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市指定障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市指定障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善事業助成金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者支援交流センター費			
補助金等の目的	本市の委託を受けて行う生活介護及び短期入所に係る指定障害福祉サービスにおいて、福祉・介護職員の賃金の改善等を図る。			
補助金等の概要	障害者総合支援法において、福祉・介護職員の処遇改善を図る事業者に対し、障がい福祉サービスの介護報酬と合わせ福祉・介護職員の処遇改善加算金として、国が事業者を支払うもの。 本市が委託により実施している指定障がい福祉サービスについては、市が事業者であることから市に当該加算金が支払われるため、補助すべき額を算出の上、受託事業者へ支払うもの。			
関連する事務事業名	障害者支援交流センター運営事業			
開始年度	平成24年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人 さつき福祉会			
補助金等の算出方法	本市の委託を受けて行う生活介護及び短期入所に係る指定障害福祉サービスの実施における福祉・介護職員の賃金等改善（以下「助成対象事業」という。）に要する人件費の総額から、助成対象事業に係る委託料の額を控除した額又は指定障害福祉サービス等費用額算定基準に基づき算定した助成対象事業に係る福祉・介護職員処遇改善加算金のいずれか少ない額とする。なお、助成金の額の算定の基礎となる期間は2月から翌年1月までの間とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有（当該補助金が福祉・介護職員の処遇改善に対し用いられているかを、事業者指導監査部局へ提出する書類にて確認している。）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	8,649	8,657	13,642	14,306
最終補正後予算額 （単位：千円）	8,649	8,657	13,642	
交付実績額 （単位：千円）	6,656	7,548	9,497	
交付件数（単位：件）	1	1	1	

【概要補足等】

福祉・介護職員処遇改善加算金とは、福祉・介護職員の処遇改善を図ることを目的に、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスの介護報酬と合わせて、国が事業者を支払うものである。生活介護及び短期入所に係る指定障害福祉サービスの事業者である市は、本補助金交付先である社会福祉法人さつき福祉会へ本事業を委託している。本加算金は国から事業者である市へ交付されるため、本加算金部分を委託費とは別に補助金として交付しているものである。このため、市が委託を継続する限り、本補助金は継続する。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【56】吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金（障害福祉分野のICT導入モデル事業）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金(障害福祉分野のICT導入モデル事業)			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 〔国〕令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱 〔市〕吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障がい福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。			
補助金等の概要	障害福祉サービス事業者等がICT機器を導入する際の経費を助成し、障がい福祉の支援現場における生産性の向上を支援する。			
関連する事務事業名	障害福祉サービス等人材確保・養成事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	未設定(国の動向を見て検討)	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	1事業所あたり上限100万円 負担率: 国3分の2、市3分の1			
補助等に対する効果把握の有無	実績報告書の添付書類(補助対象事業の完了後に提出)にて業務削減時間数やその他質的效果を確認			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	7,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	17,217	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	16,696	
交付件数(単位:件)			33	

補助金等の交付先一覧	(医)いちえ サポートいちえ
	(株)エナジーワン ケアステーションありす
	(福)さつき福祉会 生活支援センターあおぞら
	(福)さつき福祉会 暮らしの支援センターみんなのき
	(福)さつき福祉会 障害児・者地域生活支援センターめい
	(福)のぞみ福祉会 シード
	(株)ぱびるす 株式会社ぱびるす
	(福)英芳会 千里みおつくの杜かしのみ寮
	(福)英芳会 千里みおつくの杜くりのみ寮
	(特非)花音 花音工房
	(福)コミュニティキャンパス コミキャン就労総合センター
	(特非)フルハウス サポートセンターフルハウス
	(株)あもる あもるケアサービス
	(株)プレア かすみそうホームケア
	(福)ぶくぶく福祉会 スマイルぶくぶく
	(福)ぶくぶく福祉会 リターン工房
	(福)ぶくぶく福祉会 きらきらきしべ
	(福)ぶくぶく福祉会 ドリーマーぶくぶく
	(一社)ユニオンブックス ほんのきもち
	RETRIEVEHOUSE(株) リトハウス江坂
	(有)ハントン グループホームパレット616
	シンセイ開発(株) あーす
	(特非)以和貴 以和貴ホーム1
	(特非)Will プラム
	(特非)Will Nigella
	(特非)Will 第2Nigella
	(株)フロンティア あっとワーク
	(同)日本ライフサポート 相談支援センターにじいろ
	(福)さつき福祉会 集いの場ふりーばーど

【概要補足等】

本補助事業は、厚生労働省のICT導入事業実施要綱に基づく国の事業であり、国の地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱と吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金交付要領に基づき、障がい福祉サービス事業者に対して助成するものである。

本補助金は国の今後の動向をみて、終期の設定を検討するとのことである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 実績報告書における補助金対象経費から控除すべき金額の明確化について

①現状

吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金交付要領第5条において、補助対象経費は以下のとおり定められており、補助対象経費は厚生労働省の補助金交付要綱等に基づいている。

【吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金交付要領】

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、厚生労働省の補助金交付要綱、厚生労働省のロボット等導入支援事業実施要綱及び厚生労働省のICT導入事業実施要綱のとおりとする。

1 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 他の補助金等の対象となる経費
- (2) その他市長が不相当と認める経費

次に、厚生労働省の補助金交付要綱5(3)②において、交付額の算定方法は以下のとおり定められている。

【厚生労働省の補助金交付要綱】

5(3)② 市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

市は、補助金を交付するにあたり、上記アに記載のとおり、別表の「第3欄に定める基準額」と「第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入

額を控除した額」と比較して少ない方の額を確認する必要があるが、実績報告書及びその添付書類において、「寄付金その他の収入額」が控除されているかの確認ができなかった。

市は、事業者から国庫補助金の申請を受ける際に、事業者に対し市の補助金交付要領を通知しており、第6条の規定（国の補助金交付要綱により算出した額）により申請を行うよう案内しているとのことであった。

【吹田市障害福祉サービス等人材確保・養成事業補助金交付要領】

第6条 補助金の額は、厚生労働省の補助金交付要綱、厚生労働省のロボット等導入支援事業実施要綱及び厚生労働省のICT導入事業実施要綱により算出した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

実績報告書において補助対象経費から控除する内容及び金額を明らかにすべき

市の補助金交付要領及び厚生労働省の補助金交付要綱において、補助対象経費の算定方法が明確にされており、これらの交付要領等に基づき補助対象経費が適切に報告されているかを確認することは補助金交付金額を確定するにあたり重要であるが、この点に関する記録が確認できなかった。

実績報告書の様式に「寄付金その他の収入額」の記載欄を設ける等、補助対象経費から控除すべき内容及び金額を明らかにすべきである。

【57】心身障害児短期入所事業助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	心身障害児短期入所事業助成金			
根拠法令・要綱等の名称	社会福祉法人に対する助成に関する条例 社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	短期入所を実施する社会福祉法人の運営に対し助成を行い、在宅で障がい者(児)の介護を行っている方の負担の軽減を図る。			
補助金等の概要	心身障がい児を在宅介護している家族が病気等で介護できない場合に障がい児を一時的に保護することを目的とする短期入所事業を実施する社会福祉法人に対して支援を行う。			
関連する事務事業名	障害福祉サービス等事業者支援事業			
開始年度	昭和59年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	社会福祉法人 大阪西本願寺常照園			
補助金等の算出方法	年額3,500,000円×定員3人			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	10,500	10,500	10,500	10,500
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	10,500	10,500	10,500	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

心身障害児短期入所事業とは、自宅で介護者が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時等に、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を提供するサービスである。

昭和 59 年 4 月に本市と豊中市が心身障がい児の短期入所事業を充実させるため児童養護施設「常照園」に障がい児の短期入所事業の実施を依頼し、緊急時の受入れ体制の充実を図るために、ともに運営助成を開始し、その後、豊中市は短期入所事業助成を廃止したものの、本市においては、緊急受入れが可能な短期入所が必要な状況が続いており、助成を継続するという判断を行った。それ以降は、毎事業年度ごとに必要性を判断してきたとのことである。

短期入所事業は第 6 期吹田市障がい福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)の 1 施策として位置づけられており、重点取組として「医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、サービスの確保に向け取り組みます。」と記載されている。

また、同じく「緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効的に活用する方策等、引き続き支援体制の検討を進めます。」「親元からの自立に向けたステップとして、1 人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。」と記載されている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 助成金の目的の明瞭化について

①現状

本補助金については、社会福祉法人に対する助成に関する条例第 2 条において、「市長は、社会福祉法人が本市域内（本市が他の地方公共団体と共同の事業を実施する場合は、市域外を含む。）において行う事業に対して必要があると認めるときは、助成することができる。」と規定されている。

助成金の交付要件及び助成金の額は、以下のとおりである。

【社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則】 別表（第 2 条関係）

交付対象事業	助成金の交付の要件	助成金の額
心身障害児 短期入所事業	(1) 大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）第6章又は吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（令和元年吹田市条例第35号）に定める基準に適合する心身障害児短期入所事業を行う事業者として大阪府知事又は吹田市長の指定を受けており、かつ、在宅重度心身障害児の短期入所に	(1) 施設整備に係る助成金にあつては、知的障害児施設を整備する場合における国の補助基本額に相当する額を補助基本額としてその額の3分の1の範囲内の額 (2) 運営に係る助成金にあつては、利

	<p>必要な設備及び人員の配置をしていること。</p> <p>(2) 施設の運営に要する費用について財源措置が確実であり、かつ、事業の効果が十分期待できるものであること。</p> <p>(3) 在宅重度心身障害児の短期入所を必ず実施するもので、その定員は1日3人以上であること。</p> <p>(4) 大阪府が実施していた心身障害児（者）短期入所事業について委託を受けていたことがあり、かつ、事業所が本市内にあるものであること。</p>	<p>用定員の数（3人を限度とする。）に3,500,000円を乗じて得た額の範囲内の額</p>
--	--	---

市は、心身障害児が家庭の事情により急遽在宅で介護できなくなったときのために備えて、社会福祉法人大阪西本願寺常照園（以下「常照園」）に緊急枠として3床を確保してもらっている。これにより空床時は介護報酬が補助交付先に入ってこないため、その補償の目的もあり、「運営に係る助成金にあつては、利用定員の数（3人を限度とする。）に3,500,000円を乗じて得た額の範囲内の額」と設定しているとのことである。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

条例等において助成の目的を明記すべき

社会福祉法人に対する助成に関する条例において、上記のとおり、市長が必要と認める場合は助成することができるとなっているが、助成の具体的な目的は定められておらず、不明瞭である。

実績報告書を確認したところ、短期入所事業全体にかかった支出に対して、緊急枠の空床補償の目的で設定している上限額まで助成が行われているが、これが、本来の緊急枠の空床補償のための助成であるか、短期入所事業の円滑な遂行のための助成であるか判然としない状況にある。

したがって、条例等において助成の目的を明確にすべきである。また、その上で事業の効果測定方法についても決定すべきである。

(2) 助成対象の見直しについて

①現状

本助成金の交付の要件の一つに「大阪府が実施していた心身障害児（者）短期入所事業について委託を受けていたことがあり、かつ、事業所が本市内にあるものであること。」という要件があるため、現在の助成対象となる事業所は常照園のみである。

他に市が短期入所の緊急枠確保を依頼している民間事業所は市内に1カ所あり、緊急枠はないが、市内で短期入所事業を行っている民間事業所は6カ所ある。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

助成対象事業所及び交付要件の見直しを検討すべき

「(1) 助成金の目的の明瞭化について」に記載のとおり、助成の対象団体は助成の目的により影響を受けると考えられる。緊急枠の空床補償を目的とするのであれば緊急枠を設定している他の1事業所も対象に含める必要がないか、短期入所事業の円滑な遂行を目的とするのであれば、緊急枠を設定していない事業所を対象に含める必要がないかといった検討を行うとともに、助成金の交付の要件が目的に合致しているかの検討を行うことが必要である。

(3) 助成金の額の見直しについて

①現状

常照園の短期入所の定員は10名（緊急枠3名分を含む）であり、過去2年間の年間利用実績は以下のとおりである。

	市内		市外		合計	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
実利用者数 (人)	114 (0)	93 (4)	102 (0)	94 (0)	216 (0)	187 (4)
延べ利用日数 (日)	566 (0)	518 (80)	728 (0)	618 (0)	1,294 (0)	1,136 (80)

※かっこ書きは緊急対応の実利用者数及び延べ利用日数である。

年間の緊急枠を含む最大利用可能日数を定員 10 名×365 日で計算すると 3,650 日であるが、令和 2 年度の年間の利用は利用可能枠の 3 割程度であり、市内の利用者は約 5 割である。そして、緊急枠の利用は極めて低い状況である。

また、常照園の令和 2 年度実績報告書添付の資金収支計算書（短期入所事業決算書）の状況を確認すると、収支の状況は以下のとおりであった。

	決算
支出総額 (①)	27,519 千円
収入総額 (②)	27,519 千円
(内訳)	
自立支援給付費収入 (③)	13,339 千円
利用者負担金収入 (④)	683 千円
補助金事業収入 (吹田市) (⑤)	10,500 千円
繰入金 (法人からの繰入分) (⑥)	2,997 千円

支出総額 (①) から自立支援給付費収入 (③)、利用者負担金収入 (④) を除いた金額 13,497 千円の約 8 割を吹田市からの補助金で賄っている状況である。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

助成金の額の見直しを検討すべき

「(1) 助成金の目的の明瞭化について」に記載のとおり、助成金の額の設定は助成の目的により影響を受ける。

助成金の目的を明瞭にした上で、吹田市外の利用も半数を占める状況であることに対し、自立支援給付費収入や利用者負担金収入で賄えない支出の約 8 割を吹田市が助成していること、短期入所そのものの稼働率が低い状況であること、緊急枠の利用が極めて低い状況であること等を勘案し、助成金の額（吹田市の助成の程度や上限額の設定等）を見直す必要がある。

【58】吹田市障害者グループホーム運営事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市障害者グループホーム運営事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市障害者グループホーム運営事業補助金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	障がい者の自立生活の場を確保する。			
補助金等の概要	障がい者が世話人等の支援を受け、住み慣れた地域の中で共同生活をするグループホーム運営の支援を行う。			
関連する事務事業名	障害福祉サービス等事業者支援事業			
開始年度	平成5年度	から		
終了年度	未設定(障がい福祉計画の進捗状況により見直し)	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	補助対象経費の支出額又は市が定める補助基本額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額			
補助等に対する効果把握の有無	有(事業実績報告(当該年度の補助対象事業完了後に提出)及び障がい福祉計画に対する実績により利用者数などを確認。)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	53,609	55,863	51,758	43,418
最終補正後予算額 (単位:千円)	51,609	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	51,172	54,215	34,390	
交付件数(単位:件)	125	112	53	

補助金等の交付先一覧	特定非営利活動法人 Will
	特定非営利活動法人 ウイング
	社会福祉法人 コミュニティキャンパス
	社会福祉法人 さつき福祉会
	特定非営利活動法人 ネクスト
	社会福祉法人 のぞみ福祉会
	社会福祉法人 はあて
	社会福祉法人 ふくぶく福祉会
	特定非営利活動法人 ホット
	特定非営利活動法人 以和貴
	特定非営利活動法人 グローバルハッピー

【概要補足等】

グループホームとは、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービスである。

本補助金は、グループホーム運営を行う事業所に対して、助成するものである。

障がい福祉計画において、以下のとおり説明されており、重点取組事項となっている。

・地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援護のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。**重点取組**

なお、増加するグループホームの見込量は、現状と今後3年間の整備見込みを踏まえ算出していますが、障がい者の高齢化及び重度化、親亡き後の生活の場である共同生活援助の必要数を考えると、まだまだ十分な見込量とはなっていません。今後、詳細な必要数を算出する仕組みを構築するとともに、整備にあたっては、課題となっている場所の確保、世話人等の人材不足の解消に取り組みます。

本補助金の終期は設定されていないが、本計画の進捗状況により見直しを行うとのことである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【59】吹田市障害福祉サービス等事業所賃借料補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市障害福祉サービス等事業所賃借料補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市障害福祉サービス等事業所賃借料補助金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	市内への事業所開設を促し、整備促進を図る。			
補助金等の概要	市内で事業所を新規開設等する場合に、新規開設後12か月間の事業所賃借料の一部を助成する。			
関連する事務事業名	障害福祉サービス等事業者支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和3年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	月額賃借料×補助率1/2で得た額と、市が定める補助上限額のうち、どちらか低い額			
補助等に対する効果把握の有無	有(事業実施報告(補助対象期間完了後に提出)及び障がい福祉計画に対する実績により利用者数及び利用量などを確認。)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額(単位:千円)	-	-	11,088	10,464
最終補正後予算額(単位:千円)	-	-	-	
交付実績額(単位:千円)	-	-	5,615	
交付件数(単位:件)	-	-	7	

補助金等の交付先一覧	
	株式会社 令和福祉会
	特定非営利活動法人 Will
	株式会社 オールケアライフ
	株式会社 シジマコーポレーション
	一般社団法人 幸仁福祉会
	合同会社 らいと

【概要補足等】

本補助金は市内の障害福祉サービス等事業所の整備促進を目的として、市において新たに事業所を開設し、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、日中一時支援事業を実施する事業を行う事業所に係る年間の賃借料(共益費を含む。)の一部を補助するものである。

補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は、以下のいずれか低い額とされている。

(1) 行動援護 52,000円

(2) 生活介護、自立訓練(生活訓練)及び日中一時支援事業 128,000円

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【60】吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕障害者総合支援事業補助金（新型コロナウイルス感染症対応に係る特別事業及び災害時情報共有システム整備事業分）交付要綱 〔国〕障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱 〔市〕吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス等事業所が障害福祉サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費について、その一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。			
補助金等の概要	障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。			
関連する事務事業名	障害福祉サービス等事業者支援事業			
開始年度	令和2年度		から	
終了年度	未設定		まで	
補助金等の交付先	非公表			
補助金等の算出方法	通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費			
補助等に対する効果把握の有無	有（障害福祉サービス等提供実績）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	-	-	-	-
最終補正後予算額 （単位：千円）	-	-	9,942	
交付実績額 （単位：千円）	-	-	4,508	
交付件数（単位：件）			8	

【概要補足等】

障害福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。

本補助事業は国における「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」であり、国の事業実施要綱等に基づき実施される。

本補助金は国の事業実施要綱に基づき、市の補助金交付要領が策定されており、これに基づき補助金が交付される。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金交付要領の規定について

①現状

本補助金の交付要領第 11 条において、実績報告書に次に掲げる添付書類を添えて提出しなければならないと定められている。

- (1) 歳入歳出決算報告書
- (2) 事業完了報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

しかし、本補助金では新型コロナウイルス感染症の発生後にサービスを継続するために必要となる緊急一時的なかかり増し経費が対象となるため、対象事業の性格上、事業実施前における事業計画書の提出及び(2)事業完了報告書を求めている状況であった。(1)歳入歳出決算報告書においてその事業が完了したことの確認を行っており、国の交付要綱においても(2)事業完了報告書の提出を求められていない状況である。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

実態に即した事務処理が行われるよう交付要領を見直すべき

補助金交付要領には補助金を交付するにあたり重要かつ必要な事項が規定され、これに基づき各種手続き等が行われるべきであり、規定内容が実態と合っているかを定期的に見直す必要がある。なお、令和 3 年度に見直しを行い、(2)事業完了報告書については、必要書類から削除されている。

【61】吹田市障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	感染症対策を講じながら市民生活を支えている事業所の事業継続を支援すること。			
補助金等の概要	吹田市内の障害福祉サービス事業所に対し、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染対策応援金を交付する。			
関連する事務事業名	障害福祉サービス等事業者支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	市内の障害福祉サービス事業所 計246事業所			
補助金等の算出方法	200,000円／1事業所			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	49,600	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	49,200	
交付件数(単位:件)			246	

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら市民生活を支えている事業所の事業継続を支援することを目的に、1事業所につき20万円を応援金として交付するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【62】吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	重度障がい者の受入れ推進及び処遇の充実を図る。			
補助金等の概要	障害者総合支援法に規定する通所型障害福祉サービスを実施する市内の事業者を助成する。			
関連する事務事業名	重度障害者支援事業			
開始年度	平成20年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	加配従業員の人件費又は月額249,436円に加配従業員の人数を乗じて得た額のいずれか少ない額			
補助等に対する効果把握の有無	有(事業実績報告(年度末に提出)により、重度障がい者の通所日数や提供できたサービスの内容を確認。)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	299,825	218,465	197,145	172,401
最終補正後予算額 (単位:千円)	280,533	-	187,438	
交付実績額 (単位:千円)	262,240	190,103	160,696	
交付件数(単位:件)	44	46	37	

補助金等の交付先一覧	社会福祉法人 さつき福祉会
	社会福祉法人 コミュニティキャンパス
	社会福祉法人 のぞみ福祉会
	社会福祉法人 ぶくぶく福祉会
	社会福祉法人 ヒューマン福祉会
	合同会社 らいと
	株式会社 令和福祉会
	社会福祉法人 アリス福祉会
	特定非営利活動法人 Will
	特定非営利活動法人 フルハウス
	特定非営利活動法人 花音
	特定非営利活動法人 自立生活センター・FREE
	特定非営利活動法人 ゆうハウス
	一般社団法人 フレイ
	株式会社 江坂一起業家支援センター

【概要補足等】

本補助金は重度障害者に対し通所型障害福祉サービスを実施する指定障害福祉サービス事業者に対し、助成するものである。

本補助金交付要領における「通所型障害福祉サービス」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護
- (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練
- (3) 法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）

本補助金の終期は設定されていないが、障がい者の社会参加を促進するため、障がい福祉計画の1施策として位置づけられており、本計画の進捗状況により見直しを行うとのことである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金交付要領の規定について

①現状

交付要領第5条において、「補助金の額は、加配従業者の人件費又は月額249,436円に加配従業者の人数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）のいずれか少ない額とする。」と定められている。

団体A及び団体Bの加配対象職員給与一覧を確認したところ、以下の項目が人件費に含まれていた。

団体A	基本給、資格手当、処遇改善、通勤手当、法定福利費
団体B	基本給、業務手当、職務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当

市は、加配従業者の人件費には、基本給のほか、通勤手当、時間外手当、役職手当、法定福利費法人負担分等を含めているとのことであるが、これらについて具体的に示された資料等はなかった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

交付要領において、補助対象経費となる人件費について、一定の判断基準を示すべき

人件費には基本給、各種手当等様々な項目で構成されており、一定の判断基準がなければ、補助交付先による誤解や拡大解釈等がなされるおそれがある。現に、①現状に記載の団体Bは法定福利費を含めて申請できると考えられるが、法定福利費は申請していない。したがって、補助対象経費となる人件費について、一定の判断基準を示すべきである。

【63】吹田市障害者就労支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市障害者就労支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市障害者就労支援事業補助金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	障がい者の働く場の拡充、工賃の向上、及び市民の障がい者に対する理解の啓発を目的とする。			
補助金等の概要	一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団が実施する障がい者の授産工賃の向上、働く場の拡充に資する事業に要する経費を補助することにより、障がい者の就労を支援する。			
関連する事務事業名	障害者就労支援事業			
開始年度	平成29年	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	一般社団法人 吹田市障がい者の働く場事業団			
補助金等の算出方法	総事業費から事業収入を差し引いた額と店舗従事者等の人件費の総額とを比較して少ない額とし、10,800,000円を上限とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有(実績報告内容(売上額、目標達成率、外販回数等)及び障がい福祉計画に対する実績(就労継続支援B型事業所における工賃の平均額など)の把握)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	10,800	10,800	10,800	10,800
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	10,800	10,800	10,800	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団(以下「事業団」という。)は市内で障がい福祉サービス等を実施する法人等が社員となり、授産製品の常設展示販売店の運営や役務の共同受注窓口として包括的な業務を行っており、一事業所では果たすことが難

しい役割を担っている。本補助金は、市内において、事業団と同様の事業を行っている法人等は他にないことから、事業団のみに助成を行っている。

補助対象事業は以下のとおりであり、補助対象経費は店舗従事者、役務現場指導者等の人件費となっている。

【補助金交付要領第3条】

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において行う事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1)授産製品常設展示販売店「HAPPY&SMILE」の運営を行うものであること。
- (2)授産製品共同受注に関する業務を実施するものであること。
- (3)店舗以外のイベント等に出向き、外販活動による販売促進を行うものであること。
- (4)授産製品販売を通じ、市民への障がい者の理解促進に資するものであること。
- (5)障がい者が行う役務を代表して請負い、作業を分割して各障がい者事業所に分配し、その進捗を総合的に管理するものであること。

障がい福祉計画において、本補助事業に関連する施策を掲げ、「障がい者の工賃向上のため、引き続き授産製品の販売の拡充を促進します。」とし、「就労継続支援B型事業所における工賃の平均額」を成果目標とし計画の進捗を確認している。本補助金の終期は設定されていないが、本計画の進捗状況により見直しを行うとのことである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【64】吹田市生産活動活性化支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市生産活動活性化支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱 〔国〕令和2年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業及び災害時情報共有システム整備事業分）交付要綱 〔市〕吹田市生産活動活性化支援事業補助金交付要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	民生費 社会福祉費 障害者福祉費			
補助金等の目的	就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用等について支援を行い、障がい者の働く場及び利用者の工賃確保を目的とする。			
補助金等の概要	障がい者の働く場及び工賃を確保するため、新型コロナウイルス感染症により生産活動収入が相当程度減収している事業所に対し、生産活動の存続等に必要な費用を助成する。			
関連する事務事業名	障害者就労支援事業			
開始年度	令和2年	から		
終了年度	令和2年	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱に定めのある基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して低いほうの額。			
補助等に対する効果把握の有無	有（補助前の生産活動収入と補助後の生産活動収入の比較により把握）			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	-	-	-	-
最終補正後予算額 （単位：千円）	-	-	3,500	
交付実績額 （単位：千円）	-	-	3,500	
交付件数（単位：件）	-	-	7	

補助金等の交付先一覧	(福)大阪聴覚障害者福祉会 北摂聴覚障害者センターほくほく
	(福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会 ワークセンター千里
	(株)SP UNIT レモン
	(株)SP UNIT ライム
	(福)あかね福祉会 あかね共同作業所
	(福)さつき福祉会 就労支援センターみち
	(特非)ぱれっと 第二かぼちゃのお家

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図るとともに、在宅生活が長くなった障害者等の職場復帰・再就職に向け、障害者就業・生活支援センターの生活支援体制を強化することを目的に交付される国庫補助金を財源とする令和2年度のみ補助金である。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【65】吹田市健康づくり活動推進事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市健康づくり活動推進事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市健康づくり活動推進事業補助金交付要領			
所管	健康医療部健康まちづくり室			
予算区分	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費			
補助金等の目的	健康寿命の延伸の実現に向けて、市民一人ひとりの自主的かつ継続的な健康づくりの取組みを促進、又は支援することを目的とする。			
補助金等の概要	(公財)吹田市健康づくり推進事業団が実施する「運動」、「栄養」、「休養」の均衡のとれた生活習慣の形成を目的とした、市民一人ひとりの健康意識の向上を図り、健康づくりの活動を推進する事業に対する補助。			
関連する事務事業名	健康づくり活動推進事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団			
補助金等の算出方法	補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるもの。			
補助等に対する効果把握の有無	有(事業参加者のアンケートにより把握)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	37,127	36,894	34,680
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	37,127	36,894	
交付実績額 (単位:千円)	-	34,266	28,444	
交付件数(単位:件)		1	1	

【概要補足等】

本補助金は、健康寿命の延伸の実現に向けて、市民一人ひとりの自主的かつ継続的な健康づくりの取組みを促進、又は支援することを目的とし、市民の健康増進に寄与するための事業を実施する吹田市の外郭団体である公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団に対し交付されるものである。

本補助金の対象となる事業、経費及び額は以下のとおりである。

補助対象事業	事業団が実施する「運動」、「栄養」、「休養」の均衡のとれた生活習慣の形成を目的とした、市民一人ひとりの健康意識の向上を図り、健康づくりの活動を推進する事業
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるもの
補助金の額	補助対象経費の総額（参加料を徴収する活動にあつては、補助対象経費の総額から徴収した参加料の総額を控除した額）

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費について

①現状

本補助金は、吹田市の外郭団体である公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団（以下「事業団」という。）に対する補助金であり、令和2年度交付額28,444,758円は事業団の収入全体の92%を占めている。また、補助対象経費のうち、事業団の役員及び職員人件費が21,587,411円と75%を占め、これは人件費全体の95%にあたる。これにつき、事業団は、人件費について、補助事業に従事する時間数により算出し、補助対象経費に含める処理を行っている。

この点、交付要領では、「補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。」（交付要領第3条）と規定するのみで、補助対象経費の具体的内容は明示されていない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

交付要領において一定の人件費水準を示す等補助対象を明確にし、補助対象経費に関する規定を行うべき

本補助金は、交付要領第2条において補助対象事業を、同第3条において補助対象経費を規定していることから、団体が行う公益事業に必要な経費に対する補助であり、事業費補助金である。

しかし、前述のように、事業団の人件費の95%が補助金によって賄われていること、また、これが補助対象経費の75%を占めることに鑑みると、実質的に、事業団の運営に必要な基礎的経費の補助、すなわち、団体運営補助金としての性格も有していると考えられる。

本件の補助金額確定については、副市長までの決裁を経ており、交付確定額についての承認は行われているが、交付要領において一定の人件費水準を示す等補助対象を明確にし、補助対象経費としてどのような内容を認めるのかについての規定を行うべきである。

(2) 補助金による事業の成果について

①現状

本補助金による令和2年度及び、直近年度の主な事業の実施状況は次のとおりである。本補助金の効果測定に関しては、事業参加者のアンケートによる把握のほか、事務事業評価が行われている。

【令和2年度の主な事業内容】

事業内容	参加者数等
1. みんなの健康展：健康づくりのための講演の動画発信	視聴件数 6,298件
2. 健康すいた：情報紙「健康すいた」の市内全戸配布(年1回)	配布部数 181,918件
3. レディース健康フェスティバル：女性の美と健康をテーマとした講座等の開催	視聴件数1,143件
4. ウォーク&ノルディックウォークフェスタ in 万博：健康づくりのためのウォーキングイベントの開催	中止
5. スポーツフェスティバル：吹田市立総合運動場でのスポーツイベント	参加者94人 (※)スタッフ含む
6. チャレンジDAY：健都レールサイド公園でのスポーツイベント	参加者86人 (※)スタッフ含む
7. 休養に関する講座：休養に関する健康講座の動画配信	視聴件数把握不可
8. ロコモティブシンドローム予防教室：ロコモティブシンドローム予防に関する講座の動画配信	視聴件数1,143件
9. 食生活応援事業：「免疫力向上」にポイントをおいた栄養相談	参加者40人
10. 循環器病予防市民の集い：循環器病予防に関する講座の動画配信	視聴件数1,476件

【直近年度の主な事業内容(平成28年度～令和元年度)】

事業概要	参加者数等			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
みんなの健康展				
展示及び講演会の実施	2,429	783	1,736	1,667
吹田市民健康づくりフェスティバル				
ノルディックウォーキング講習会	68			
吹田万博国際ふれあいマラソン	1,049	1,982		
スカイクロス&シャトルゴルフ	223	196		
てくてくハイク	144	75	111	143
スポーツフェスティバル	1,164	1,123	935	954
ノルディックウォークラリー			113	71
チャレンジDAY			2,633	2,708
平和・健康リレーマラソン	713	760		
各種教室開催				
ヘルストレーニング教室	1,862	1,842	1,173	1,299
レディースヘルストレーニング教室	2,714	1,978	2,104	2,422
シェイプアップ体操教室	1,632	1,159	1,093	1,214
ヘルシーウォーキング教室	2,041	2,073	2,219	1,485
ウォーキング会員事業	615	443	424	380
健康づくり実践教室				
ヘルシーお弁当の会	33			中止
ノルディックウォーキング&ヘルシーランチの会		31		
ノルディックウォーキング&ヘルシーお弁当の会			28	
公園健康教室			395	
ノルディックウォーキング			20	164
公民館依頼事業			12	
セーフティーウォーキング講習会・復習会				117
健都レールサイド公園1DAYフィットネス				34
健康づくり講演会	184	235	149	243
情報誌「健康すいた」の市民全戸配布(年2回)	346,170	349,606	354,113	357,146

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助金支出に対する成果が不十分であり経済性に欠ける。補助事業そのものを抜本的に見直す必要がある

本補助金の成果については、事業参加者のアンケートのほか、事務事業評価により次のとおり評価されている。事務事業評価では、実施事業ごとの評価はなく、事業団の活動全体の定性的評価にとどまっており、市民ニーズや持続可能性への課題が認識されているが、今後の実施計画の方向性・内容については「継続」と判断されている。

【令和2年度事務事業評価における評価コメントより】

- スポーツを中心とした事業体系から、日常生活の中で自然と健康になれるよう、「運動・栄養・休養」のバランスのとれた事業体系へと改善を図った。
- 令和2年度までの2年間、市職員の派遣により組織の企画調整力の向上を図ってきたところであり、今後は組織内での伝承等、定着を図る必要がある。

(出所：市作成資料)

ここで、令和2年度における事業の実施状況と事象経費、直近年度の事業状況を整理すると次のとおりである。

【令和元年度、令和2年度の主な事業内容と実施経費】

事業内容	令和元年度			令和2年度		
	参加者数等	事業費(円)	単位当たりコスト	参加者数等	直接事業費(円)	単位当たりコスト
○みんなの健康展: 令和2年度は動画配信	1,667人	9,296,175円	5,577円/人	視聴件数 6,298件	5,602,971円	889円/件
○健康すいた: 情報紙「健康すいた」の市内全戸配布(年1回)	357,146部	13,265,220円	37円/部	配布部数 181,918件	6,104,606円	@33円/部
○レディース健康フェスティバル: 女性の美と健康をテーマとした講座等の開催	-	-	-	視聴件数 1,143件	3,003,364円	2,627円/件
○女性の健康に関する情報発信	-	1,024,779円	-	-	-	-
○てくてくハイク	143人	521,979円	3,650円/人	-	-	-
○ウォーク&ノルディックウォークフェスタin 万博:健康づくりのためのウォーキングイベントの開催	71人	750,185円	10,566円/人	中止	1,725,409円	-
○スポーツフェスティバル: 吹田市立総合運動場でのスポーツイベント	954人	779,384円	817円/人	94人	2,014,227円	21,427円/人
○チャレンジDAY: 健都レールサイド公園でのスポーツイベント	2,708人	9,379,153円	3,463円/人	参加者86人 (※)スタッフ含む	3,253,462円	37,830円/人
○休養に関する講座: 休養に関する健康講座の開催	-	-	-	-	774,189円	-
○ロコモティブシンドローム予防教室: ロコモティブシンドローム予防に関する講座の動画配信	-	-	-	視聴件数 1,143件	1,238,014円	1,083円/件
○食生活応援事業: 「免疫力向上」にポイントをおいた栄養相談	-	-	-	参加者40人	779,175円	19,479円/人
○循環器病予防市民の集い: 循環器病予防に関する講座の動画配信	-	-	-	視聴件数 1,476件	3,369,309円	2,282円/件
		35,016,876円			27,864,726円	

※令和元年度については、人件費等の共通経費が事業ごとに把握できないため、直接経費の割合で各事業に配賦し、事業費の総額を算定している。

※令和2年度の直接経費は、当該事業に係る事業経費及び人件費のみを計上し、消耗品費等の各事業で共通して発生する経費については計上していない。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実地でのイベントを縮小し、オンラインへの切り替え等により対応されている状況を考慮するとしても、吹田市の人口規模を考慮した場合に、各種健康づくりに関する啓発効果が十分に発揮されているか疑問がある。

事業経費の観点からは、例えば、チャレンジDAYの実施コスト(直接事業費のみ)は令和元年度が9,379千円、令和2年度は3,253千円である。また、スポーツフェスティバルの実施コスト(直接事業費のみ)は令和元年度が779千円、令和2年度は2,014千円である。参加者一人当たりで算定すると令和元年度は817円/人、令和2年度は21,427円/人となる。

数値のみでは把握できない成果もあることは理解できるが、その他の事業の状況をも最小の経費で最大の効果が挙げられているか、経済性の観点からも十分な成果が挙げられているとは評価しづらい状況にある。

また、市民の健康への関心は高まっていると考えられるが、平成28年度から令和元年度における主な事業の実施状況をも、各種イベントの参加者が増加している状況にはない。イベントの内容についても、健康教室やランチ会等独自性に乏しく、民間業者においても類似のイベント等は実施されており、市民ニーズにマッチした企画についても検討の余地がある。

現状の補助金支出に対する成果は、補助金の目的達成の観点からは不十分でありかつ経済性に欠ける。補助金支出の見直し、より一層民間の知見やノウハウの活用を促す等、補助事業そのものを抜本的に見直すことが必要である。

(3) 補助金の終期設定について

①現状

本補助金は、令和元年度において補助金要領を見直し再構築したため、当該年度が開始年度となっている。平成3年に一般財団法人吹田市健康づくり推進事業団が設立され、平成25年度に公益財団法人に移行登記されているが、同様の補助金の交付がなされており、実質的に長期に亘って存在している。本補助金が事業団の収入に占める割合は90%を超えており、補助金なくして事業活動が立ち行かない状況である。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助事業の効果や必要性等について評価、見直しを行うべき

特定の団体に対し、補助金が長期に亘って継続的に交付される場合、交付団体においては補助金に依存した事業運営となり、定められた活動に終始した運営となるおそれがある。

補助金の実効性を高め、既得権化を防止するため、事業の効果や必要性等について評価、見直しを行い、評価結果を明示する必要がある。

あわせて、市内には健康づくりと関連性の高い医療機関や、スポーツクラブ、民間事業者等も多く存在することから、こうした関係機関やNPO等の民間事業者での代替性についても絶えず検証する必要がある。

【66】 地方独立行政法人市立吹田市民病院の患者送迎用バス運行補助金

1.概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	地方独立行政法人市立吹田市民病院の患者送迎用バス運行補助金			
根拠法令・要綱等の名称	地方独立行政法人市立吹田市民病院の患者送迎用バス運行補助金交付要領			
所管	健康医療部健康まちづくり室			
予算区分	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費			
補助金等の目的	(地独)市立吹田市民病院の患者送迎用バスの定員超過により乗車できない状況を解消することを目的としている。			
補助金等の概要	市の施策として健都に移転した経緯を踏まえ、移転直後で経営難である同病院への支援を目的に補助金を交付するもの。			
関連する事務事業名	地方独立行政法人市立吹田市民病院関連事業			
開始年度	令和元年	から		
終了年度	令和3年度	まで		
補助金等の交付先	地方独立行政法人市立吹田市民病院			
補助金等の算出方法	人件費、燃料油脂費、車両リース費、又は車両運行をタクシー会社等に委託する場合にあつては、その委託に要する費用、自動車損害賠償保険料、その他市長が必要と認める経費について、予算の範囲内において10分の10を補助する。ただし、市民病院患者送迎用バスの運行にかかっている費用を上限とするものとする。			
補助等に対する効果把握の有無	有(乗り漏れ件数を含む運行状況報告)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	4,681	4,738
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	1,791	5,103	
交付実績額 (単位:千円)	-	1,791	5,103	
交付件数(単位:件)	-	1	1	

【概要補足等】

地方独立行政法人市立吹田市民病院の患者送迎用バス運行補助金(以下「補助金」という。)は、地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下「市民病院」という。)の患者送迎用バスの定員超過により乗車できない状況を解消するための対策を実施する当該市民病院に対し、患者送迎用マイクロバスの運行補助として交付されるものである。

本補助金は、平成30年(2018年)12月に市民病院が移転したことにより、市民病院行きの路線バスが従来よりも混雑した路線となり、路線バスによる通院が困難となったことにより、当該状況を解消するため、令和元年度(2019年度)より令和3年度(2021年度)まで時限的に交付するものである。

補助対象事業	市民病院が実施するバス等の運行事業
補助対象経費	(1) 人件費 (2) 燃料油脂費 (3) 車両リース費、又は車両運行をタクシー会社等に委託する場合にあっては、その委託に要する費用 (4) 自動車損害賠償保険料 (5) その他市長が必要と認める経費
補助金の額	事業対象事業に係る補助対象経費について、予算の範囲内で全額

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【67】吹田市新型コロナウイルス対策に係る特定病院への緊急支援補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新型コロナウイルス対策に係る特定病院への緊急支援補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新型コロナウイルス対策に係る特定病院への緊急支援補助金交付要領			
所管	健康医療部保健医療室			
予算区分	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症患者の治療にあたっている帰国者・接触者外来設置病院に対し、用途を定めた直接補助を行うことで、医療現場の緊急的支援を行う。			
補助金等の概要	上記対象医療機関に新型コロナウイルス感染症患者の検査又は治療に必要な消耗品、設備等の購入費を補助する。			
関連する事務事業名	地域医療推進事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	帰国者・接触者外来設置病院(市内3カ所)			
補助金等の算出方法	設備、備品及び消耗品の購入費(1,100万円を限度とする)			
補助等に対する効果把握の有無	有			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	33,000	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	33,000	
交付件数(単位:件)			3	

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症患者の治療にあたっている帰国者・接触者外来設置病院に対し、用途を定めた直接補助を行うことで、医療現場の緊急的支援を行うことを目的としている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の変更について

①現状

本補助金の交付申請に際しては、事業計画書、事業所要額調書等を記載した新型コロナウイルス対策に係る特定病院への緊急支援補助金交付申請書提出することとされている。また、当該補助金の交付申請等に係る注意点を説明された文書にて、『交付申請の事業計画と事業報告に相違がある場合は、原則として、交付決定で認められた品目等の経費が実績報告における補助対象経費となり、それ以外の品名等の経費が実績報告の「事業報告書」にあったとしても原則は補助対象経費にはならない』旨が示されている。

本補助金の交付申請と実績報告書の内容について確認を行ったところ、以下の事案が見受けられた。なお、補助対象経費の変更については、電話で連絡があり、市の担当者が了承している。

【交付先 A に含まれる経費の内容】

- 交付申請時の経費名称：陰圧式エアートント 6,885,600 円（税抜）
- 実績報告書に記載されている品目：臨時診察室設置工事 6,490,000 円（税込）

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助対象経費を変更する際には、その旨を記録し承認を行うべき

本補助金の交付対象経費について、当初計画での申請内容と、実績報告書において記載されている品目名が異なっている。

本件については、対象経費が感染者隔離を目的とする内容である点、医療機関の変更申請の負担を可能な限り軽減する観点からやむを得ない側面は否定できないものの、補助金の交付申請時の留意点として、『品目等の経費が実績報告における補助対象経費となり、それ以外の品名等の経費が実績報告の「事業報告書」にあったとしても原則は補助対象経費にはならない』旨が示されていることから、例外的に口頭での品目変更を了承する場合にはその旨について記録を残し、必要に応じて内部決裁をとることも必要であったと考えられる。

【68】吹田市医療機関に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市医療機関に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市医療機関に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金支給要領			
所管	健康医療部保健医療室			
予算区分	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域医療に係る事業を実施し、市民生活を支えている市内医療機関に対し、市としての謝意と敬意を表し、事業継続を支援する。			
補助金等の概要	市内医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症対策応援金を支給する。			
関連する事務事業名	地域医療推進事業			
開始年度	令和3年2月19日	から		
終了年度	令和3年3月31日	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	医療機関の規模により一律支給			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	178,000	
交付件数(単位:件)				

補助金等の交付先一覧	病院 11件
	診療所 280件
	歯科 166件
	調剤薬局・薬店 126件

【概要補足等】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染症防止等の対策を講じつつ、地域医療に係る事業を実施し、市民生活を支えている市内の医療機関に対し、市としての謝意と敬意を表し、事業継続を支援することを目的として交付されている。応援金の交付は、1 医療機関につき 1 回限りで、医療機関の規模により次のとおり定められている。

- ・吹田市医療機関に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金支給要領別表（第 4 条関係）

区分	金額
令和 3 年 2 月 1 日時点で救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により大阪府知事が二次救急告示医療機関として認定している病院	200 万円
上記以外の病院	100 万円
診療所	30 万円
薬局等	20 万円

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【69】吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金交付要領			
所管	健康医療部地域保健課			
予算区分	衛生費 保健衛生費 母子保健事業費			
補助金等の目的	高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。			
補助金等の概要	国庫補助(2分の1補助)により、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成する。			
関連する事務事業名	不妊治療支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	夫婦のどちらかで吹田市に住民登録がある方			
補助金等の算出方法	医師作成の証明書に記載された治療ステージによる。			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	133,830	264,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	213,421	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	126,111	
交付件数(単位:件)			743	

【概要補足等】

本助成金は、不妊治療を受けた者に対し、不妊治療に係る自己負担額助成金を交付するものである。助成金額、回数は次のとおり定められている。

<吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金交付要領 第4条 >

第4条 特定不妊治療のうち夫に対する治療以外の治療に係る助成金の額は、当該治療を受ける際に指定医療機関に支払った費用の額とし、1回の特定不妊治療につき、300,000円を上限とする。ただし、胚移植のみを実施した場合又は採卵のみを実施した場合の上限額は、100,000円とする。

2 特定不妊治療のうち夫に対する治療に係る助成金の額は、当該治療を受ける際に指定医療機関に支払った費用の額とし、1回の特定不妊治療につき、300,000円を上限とする。ただし、胚移植のみを実施した場合又は採卵のみを実施した場合を除く。

3 助成金の交付は、6回（初めて助成金又は他市補助金の交付を受けた特定不妊治療の開始の日における妻の年齢が40歳以上の場合にあっては、3回）（他市補助金の交付を受けた場合にあっては、他市補助金の交付を受けた回数を控除した回数）を限度とする。ただし、出産した後又は妊娠12週以後の死産の後に申請する場合は、それまでの助成回数を算入しない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【70】吹田市新型コロナウイルス感染症検体回収センター運営事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症検体回収センター運営事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市新型コロナウイルス感染症検体回収センター運営事業補助金交付要領			
所管	健康医療部地域保健課			
予算区分	衛生費 保健衛生費 予防費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の検査数を増やすため。			
補助金等の概要	市内の医療機関によりPCR検査が必要とされた患者が自宅等で採取した検体を回収する拠点を運営する事業者に対する補助金			
関連する事務事業名	感染症予防事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	一般社団法人吹田市医師会			
補助金等の算出方法	事業に要する経費の全額を補助			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	- ※1
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	7,660	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	7,660	
交付件数(単位:件)			3	※2

※1 令和3年度は補正予算3,101千円を計上。

※2 令和2年度の交付件数について

期間を定めて事業を開始したが、感染が続いたため、2回延長することとなり、当初分1回、延長分2回、合計3回同じ相手に補助金を交付している。

【概要補足等】

本補助金は、市内において吹田市医師会所属の医師により、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、PCR 検査が必要と判断された患者が自宅で検体を採取したのちに検体を回収する拠点を運営する事業に対し、人件費、感染性廃棄物の処理費、消耗品の購入費等を補助するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【71】吹田市結核対策費補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市結核対策費補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市結核対策費補助金交付要領			
所管	健康医療部地域保健課			
予算区分	衛生費 保健衛生費 予防費			
補助金等の目的	定期の結核健康診断事業の実施を促進することにより、結核の早期発見及び蔓延防止を図る。			
補助金等の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき、私立学校長、施設長が実施する結核健康診断事業に要する経費に対し、補助金を交付する。			
関連する事務事業名	結核予防事業(感染症対策)			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり口			
補助金等の算出方法	事業に要する実支出額等と補助金交付基準により算定した額とを比較して、少ない方の額の3分の2を補助			
補助等に対する効果把握の有無	有(結核罹患率) 罹患率＝一年間に発病した患者数を人口10万人対率で表したもの。			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	6,748	6,748
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	-	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	3,564	
交付件数(単位:件)			9	

補助金等の交付先	千里金蘭大学
	青藍荘
	メルヴェイユ吹田
	吹田竜ヶ池ホーム
	ちくりんの里
	関西大学、関西大学第一高校
	大阪学院大学
	緑風会イサベル
	明治東洋医学院専門学校

【概要補足等】

本補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 法律第 114 号。)に基づく結核に係る定期の健康診断を実施する学校又は施設の設置者に対し、補助対象事業に必要な経費を補助するものである。

令和 2 年度に中核市に移行したことに伴い、大阪府から事務の移管があったものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【72】吹田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査に係る自己負担額助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査に係る自己負担額助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査に係る自己負担額助成金交付要領			
所管	健康医療部保健センター			
予算区分	衛生費 保健衛生費 母子保健事業費			
補助金等の目的	妊婦、胎児、乳児の健康保持及び経済的負担の軽減を図るため。			
補助金等の概要	吹田市に住民票のある者が大阪府外の医療機関で妊産婦健診又は新生児聴覚検査を受診する場合に自己負担額の一部を助成する。			
関連する事務事業名	母子健診事業			
開始年度	平成9年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	吹田市に住民票がある妊産婦			
補助金等の算出方法	受診券(全14枚)に記載された補助額と病院窓口で自己負担した額のいずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	有(妊婦健診等延受診件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	31,953	30,430	28,337	24,095
最終補正後予算額 (単位:千円)	31,953	24,735	28,337	
交付実績額 (単位:千円)	22,184	20,881	28,227	
交付件数(単位:件)	858	982	4,955	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【73】吹田市不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成金交付要領			
所管	健康医療部保健センター			
予算区分	衛生費 保健衛生費 母子保健事業費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦は、自らの健康のみならず胎児への影響等についても懸念するなど、妊婦特有の不安を抱いて生活を送っており、出産前のPCR検査の費用を一部助成することにより、その不安を解消するため。			
補助金等の概要	PCR検査を受診した妊婦に対し、自己負担額の一部を助成する。			
関連する事務事業名	妊娠・出産包括支援事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和3年度	まで		
補助金等の交付先	吹田市に住民票がある妊婦			
補助金等の算出方法	基準額(20,000円)と病院窓口で自己負担した額のいずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	有(妊婦PCR検査費用助成件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	48,000	11,040
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	10,000	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	8,345	
交付件数(単位:件)	-	-	418	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【74】吹田市予防接種に係る自己負担額助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市予防接種に係る自己負担額助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市予防接種に係る自己負担額助成金交付要綱			
所管	健康医療部保健センター			
予算区分	衛生費 保健衛生費 予防費			
補助金等の目的	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延防止のため、市民の予防接種機会の確保と健康増進を目的とする。			
補助金等の概要	吹田市内及び予防接種に関する覚書を締結している近隣市町を除く市区町村で予防接種を受けた者に対し、接種に係る自己負担額助成金を交付する。			
関連する事務事業名	予防接種事業			
開始年度	平成13年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	市民			
補助金等の算出方法	予防接種を受ける際に支払った総額または本市が定める助成基準額のいずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	4,147	3,915	7,333	10,346
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	14,733	
交付実績額 (単位:千円)	5,199	6,325	14,295	
交付件数(単位:件)	280	370	775	

【概要補足等】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、予防接種のニーズが高まったため、交付件数、金額が増加している。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【75】吹田市風しん予防接種に係る自己負担額助成金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市風しん予防接種に係る自己負担額助成金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市予防接種に係る自己負担額助成金交付要綱			
所管	健康医療部保健センター			
予算区分	衛生費 保健衛生費 予防費			
補助金等の目的	風しんの発生、まん延防止及び先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的とする。			
補助金等の概要	風しん抗体検査の結果、風しんの感染予防に十分な免疫を保有していない者が予防接種を受けた際に、接種に係る自己負担額助成金を交付する。			
関連する事務事業名	予防接種事業			
開始年度	平成25年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	市民のうち ・妊娠を希望する者 ・妊娠を希望する者の配偶者 ・妊娠している者の配偶者			
補助金等の算出方法	予防接種を受ける際に支払った総額または本市が定める助成基準額のいずれか低い方			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	1,615	2,160	4,717	4,282
最終補正後予算額 (単位:千円)	4,295	5,253	-	
交付実績額 (単位:千円)	4,295	5,015	3,098	
交付件数(単位:件)	702	743	557	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【76】吹田市既存分譲マンション耐震化補助金（耐震診断）

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市既存分譲マンション耐震化補助金(耐震診断)			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕社会資本整備総合交付金交付要綱 〔府〕大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱 〔市〕吹田市既存分譲マンション耐震化補助金交付要綱			
所管	都市計画部開発審査室			
予算区分	消防費 消防費 災害対策費			
補助金等の目的	市内の既存分譲マンションの耐震診断、耐震設計又は耐震改修を実施する当該分譲マンションの管理組合に対し、吹田市耐震改修促進計画に基づき、既存分譲マンション耐震化補助金を交付することにより、分譲マンションの耐震改修の実施を促進することを目的とする。			
補助金等の概要	昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震化の促進のため、所有者の経済的負担の軽減を図る。			
関連する事務事業名	建築物等防災対策事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	吹田市耐震改修促進計画の進捗に応じて見直し	まで		
補助金等の交付先	千里一条池スカイハイツ管理組合			
補助金等の算出方法	事業に要した費用の3分の2に相当する額または2,000,000円のいずれか少ない方の額			
補助等に対する効果把握の有無	有(年間の補助実績件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	2,000	2,000	2,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	8,000	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	8,000	
交付件数(単位:件)		-	4	

【概要補足等】

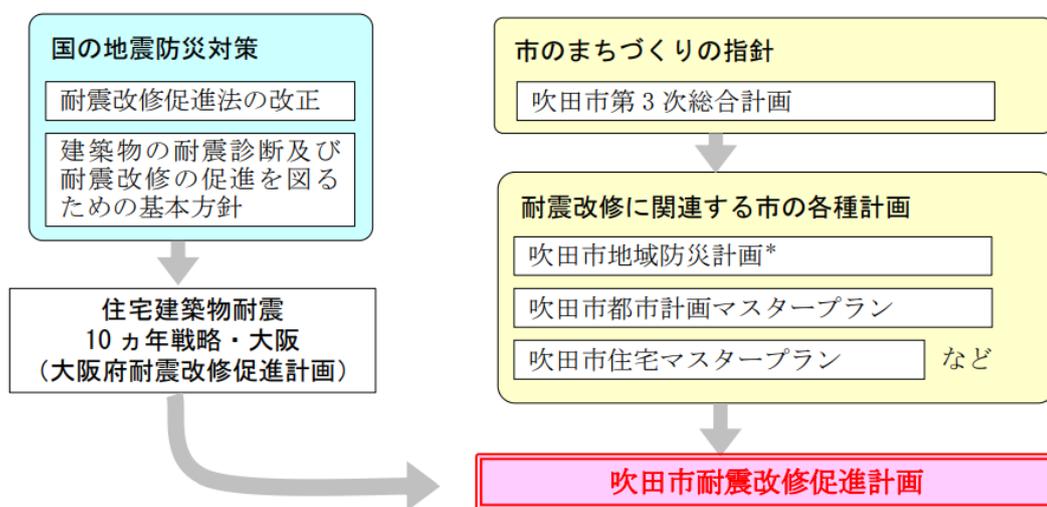
本補助金は、市内の既存の分譲マンション(国、都道府県、市町村等以外の者が所有する分譲マンションに限る。以下同じ。)の耐震診断、耐震設計又は耐震改修を実施する

当該分譲マンションの管理組合に対し、吹田市耐震改修促進計画に基づき、補助金を交付することにより、分譲マンションの耐震改修の実施を促進することを目的としている。

「吹田市耐震改修促進計画」については、平成 23 年の東日本大震災や平成 25 年の耐震改修促進法の改正等、社会情勢の変化を踏まえ、大阪府が改定した「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」との整合を図りつつ見直し、策定している。

「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」は、計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度としており、その間に住宅の耐震化率を 95%にまで向上させることを目的とし、概ね 5 年毎に見直しが図られる予定である。「吹田市耐震改修促進計画」もこれに準じた内容となっている。なお、令和 2 年度に大阪府の「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」の中間見直しが行われ、本補助金制度についてもこれに準じた見直しが行われる予定である。

本補助金の交付実績については、制度開始年度の令和元年度から令和 2 年度末までに計 8,000,000 円(4 件)であり、うち 2 件について耐震改修が必要と判定されている。吹田市内における賃貸住宅を含む共同住宅等の耐震化率は 83.7% (直近平成 27 年調べ)となっていることから、防災面から更なる耐震化率向上が必要とされている。そのため、本補助金制度について、該当するマンション管理組合への案内やチラシの配布等により、周知を図っているところである。



(出典:「住宅建築物耐震化計画」)

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【77】吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕社会資本整備総合交付金交付要綱 〔府〕大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱 〔市〕吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金交付要綱			
所管	都市計画部開発審査室			
予算区分	消防費 消防費 災害対策費			
補助金等の目的	市内の既存民間木造住宅の耐震改修を実施する当該民間木造住宅の所有者に対し、吹田市耐震改修促進計画に基づき、既存民間木造住宅耐震改修補助金を交付することにより、木造住宅の耐震改修の実施を促進することを目的とする。			
補助金等の概要	昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震化の促進のため、所有者の経済的負担の軽減を図る。			
関連する事務事業名	建築物等防災対策事業			
開始年度	平成22年度	から		
終了年度	吹田市耐震改修促進計画の進捗に応じて見直し	まで		
補助金等の交付先	民間木造住宅の個人所有者(23件)			
補助金等の算出方法	事業に要する費用が70万円(低所得世帯90万円)いずれか少ない額 ※除却の場合は40万円			
補助等に対する効果把握の有無	有(補助実績件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	18,000	18,000	18,000	18,000
最終補正後予算額 (単位:千円)	21,600	40,450	27,600	
交付実績額 (単位:千円)	21,100	36,950	20,100	
交付件数(単位:件)	36	49	23	

【概要補足等】

本補助金は、市内の既存の民間木造住宅(国、都道府県、市町村等以外の者が所有する木造住宅をいう。以下同じ。)の耐震改修を実施する当該民間木造住宅の所有者に

対し、「吹田市耐震改修促進計画」に基づいて、補助金を交付することにより、木造住宅の耐震改修の実施を促進することを目的としている。

「吹田市耐震改修促進計画」については、平成 23 年の東日本大震災や平成 25 年の耐震改修促進法の改正等、社会情勢の変化を踏まえ、大阪府が改定した「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」との整合を図りつつ見直し、策定している。「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」は、計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度としており、その間に住宅の耐震化率を 95%にまで向上させることを目的とし、概ね 5 年毎に見直しが図られる予定である。吹田市耐震改修促進計画もこれに準じた内容となっている。なお、令和 2 年度に大阪府の「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」の中間見直しが行われ、本補助金制度についてもこれに準じた見直しが行われる予定である。

本補助金の交付対象は、建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)に適合しない木造住宅であるが、吹田市内においては約 9,000 戸が該当し、木造住宅の耐震化率は 72.7%となっていることから(直近平成 27 年調べ)、防災面から更なる耐震化率向上が必要とされている。

本補助金の交付実績については、制度開始の平成 22 年度から令和 2 年度までの間に、耐震改修が計 123,619,000 円(162 件)、除却が計 29,150,000 円(63 件)となっている。なお、直近 5 ヶ年の交付実績は以下のとおりである。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
耐震改修	件数	21	12	17	32	16
	金額 (千円)	17,270	9,200	13,100	26,600	17,300
除却	件数	3	9	19	17	7
	金額 (千円)	1,200	3,600	8,000	10,350	2,800

2. 監査の結果及び意見

(1) 終期の設定について

①現状

市の耐震改修促進計画では令和 7 年度(2025 年度)の住宅の耐震化率 95%を目標に事業を推進しており、令和 2 年度時点では目標の耐震化率を達成していない状況も踏まえ、事業全体の進捗を考慮しながら本補助金の今後の方向性を検討することとしている。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

終期を設定し補助金の利用促進を行うことが望まれる

本補助制度について、市の耐震改修促進計画の進捗に応じて今後の在り方を検討するとされているが、具体的な終期の設定はなされていない。耐震化率を向上させることが重要な施策であることに異論はないが、本補助金の対象は、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合しない木造住宅であり、令和2年度末時点では、対象となる木造住宅が建築されてから約40年程度経過している。

一定程度老朽化が進んだ建物に対する耐震改修についての効果は限定的であるとの側面もあるほか、市内の対象住宅は平成27年度時点の約9,000戸から令和2年度で約1,500戸減少していると推計されており、そのうち補助申請がなされた件数は、平成28年度から令和2年度で153件（170戸）である。引き続き補助金の効果を検証しつつ、本補助金については、旧耐震基準時代の木造住宅が対象であり、一般的な住宅の耐用年数を過ぎていることを考慮すれば、今後5年～10年といった終期を設定し、その間に補助金の利用促進を行うことが望まれる。

【78】吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金交付要領			
所管	土木部総務交通室			
予算区分	土木費 道路橋梁費 交通対策費			
補助金等の目的	鉄道利用者のプラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ安全性の向上を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	市内の鉄道駅舎について、可動式ホーム柵を整備する鉄道事業者に対し補助金を交付する。			
関連する事務事業名	公共交通施設等対策事業			
開始年度	平成28年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	大阪市高速電気軌道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社			
補助金等の算出方法	補助対象経費に6分の1を乗じた額（大阪市高速電気軌道株式会社の場合は、補助対象経費に102%を乗じた額の80%に相当する額の35%に相当する額に2分の1を乗じて得た額）の範囲内			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	60,216	36,406	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	60,216	36,406	
交付実績額 (単位:千円)	-	59,451	29,035	
交付件数(単位:件)	-	3	1	

【概要補足等】

本補助金は、市内の鉄道駅舎について可動式ホーム柵を整備する鉄道事業者に対し補助金を交付するものであり、鉄道利用者のプラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ安全性の向上を図ることを目的とするものである。

なお、市単費事業ではあるが、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び大阪府でも同様の補助金があり、事業費の負担の割合は次のとおりである。

(1) 大阪市高速電気軌道株式会社の場合

国（機構）：事業費× $1.02 \times 0.8 \times 0.35 \times 0.9$ （25.704%）以下

大阪府：事業費× $1.02 \times 0.8 \times 0.35 \times 1/2$ （14.28%）以下

吹田市：事業費× $1.02 \times 0.8 \times 0.35 \times 1/2$ （14.28%）以下

事業者：45.736%以上

(2) 大阪市高速電気軌道株式会社以外の事業者の場合

国（機構）：事業費× $1.02 \times 0.8 \times 0.35 \times 0.9$ （25.704%）以下

大阪府：事業費× $1/6$ （16.667%）以下

吹田市：事業費× $1/6$ （16.667%）以下

事業者：40.962%以上

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【79】吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金交付要領			
所管	土木部総務交通室			
予算区分	土木費 道路橋梁費 交通対策費			
補助金等の目的	今後発生が予想される大規模地震や劣化による鉄道施設等の被害の未然防止や拡大防止、災害発生時の緊急応急活動の機能の確保を図る。			
補助金等の概要	市内の鉄道駅舎について、耐震補強を行う鉄道事業者に対し補助金を交付する。			
関連する事務事業名	公共交通施設等対策事業			
開始年度	平成21年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	大阪市高速電気軌道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社			
補助金等の算出方法	補助対象経費に6分の1を乗じた額（大阪市高速電気軌道株式会社の場合は、補助対象経費に102%を乗じた額の80%に相当する額の35%に相当する額に2分の1を乗じて得た額）の範囲内			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	4,899	31,853	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	4,899	31,853	
交付実績額 (単位:千円)	-	4,079	21,064	
交付件数(単位:件)	-	1	2	

【概要補足等】

本補助金は、市内の鉄道駅舎について、耐震補強を行う鉄道事業者に対し補助金を交付するものであり、災害発生時の被害防止を目的とするものである。

なお、本補助金は市単費事業ではあるが、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国及び大阪府でも同様の補助金があり、大阪府とは協調補助となっ

ている。国とは協調補助となっているわけではないが、市は補助金の交付の要件として、国及び大阪府の補助金の交付を受けることを求めている。

事業費の負担の割合は以下のようになっている。

(1) 大阪市高速電気軌道株式会社の場合

国（機構）：事業費×1.02×0.8×0.35×0.9（25.704%）以下

大阪府：事業費×1.02×0.8×0.35×1/2（14.28%）以下

吹田市：事業費×1.02×0.8×0.35×1/2（14.28%）以下

事業者：45.736%以上

(2) 大阪市高速電気軌道株式会社以外の事業者の場合

国：事業費×1/3（33.334%）以下

大阪府：事業費×1/6（16.667%）以下

吹田市：事業費×1/6（16.667%）以下

事業者：33.333%以上

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付要領の見直しについて

①現状

補助金の交付決定にあたっては、「吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金交付要領」第6条第1項に従って、「鉄道施設等耐震補強事業費補助金交付申請書」に「国及び大阪府の補助金交付決定の写し又は国及び大阪府の補助を受ける事が確認できる書類」を添付することとされている。

しかし、令和2年度に申請された「鉄道施設等耐震補強事業費補助金交付申請書」を閲覧したところ、「国及び大阪府の補助金交付決定の写し又は国及び大阪府の補助を受ける事が確認できる書類」が添付されておらず、代わりに国及び大阪府への補助金交付申請書が添付されていたものがあり、当該案件では交付決定通知書は実績報告書の審査時に確認されていた。

【案件1】

市への交付申請時には国（機構）の交付決定書、大阪府への補助金交付申請書を添付。

- 市への交付申請日：令和2年5月7日
- 国（機構）の交付決定日：令和2年4月1日
- 大阪府の交付決定日：令和2年5月27日（申請日は令和2年5月7日）

【案件2】

市への交付申請時には国及び大阪府への補助金交付申請書を添付。

- 市への交付申請日：令和2年5月29日

- 国の交付決定日：令和2年6月4日（申請日は令和2年5月29日）
- 大阪府の交付決定日：令和2年6月4日（申請日は令和2年5月29日）

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

実態に即した事務処理が行われるよう交付要領を見直すべき

国及び大阪府と同一事業の補助をしていることから、事業者から市への補助金申請時点では国及び大阪府の交付決定がされていないことが多く、実態として事業者は国、大阪府、市へほぼ同時に申請していることが大半であると推察される。

そのため、申請時には国及び大阪府への補助申請の事実の確認に留めるように交付要領を見直し、事務の実態と整合させるべきである。

【80】吹田市コミュニティバス運行事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市コミュニティバス運行事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市コミュニティバス運行事業補助金交付要領			
所管	土木部総務交通室			
予算区分	土木費 道路橋梁費 交通対策費			
補助金等の目的	コミュニティバスの運行により、市内の公共交通不便地域の緩和、高齢者等の移動手段の確保、主要施設へのアクセス手段の確保等を図る。			
補助金等の概要	コミュニティバスを運行するための経費（人件費、燃料油脂費、車両購入費、車両管理費、自動車諸税等、自動車損害賠償保険料、バス停留所の設置費及び維持管理費）を補助するもの。			
関連する事務事業名	公共交通施設等対策事業			
開始年度	平成18年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	阪急バス(株)			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額から補助対象事業により生ずる収入を控除した額			
補助等に対する効果把握の有無	有（利用者数により効果把握（利用者は、開始年度から現在まで概ね右肩上がりで推移））			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予算）
当初予算額 （単位：千円）	31,285	30,671	30,331	35,281
最終補正後予算額 （単位：千円）	31,285	31,198	30,331	
交付実績額 （単位：千円）	30,669	31,198	30,246	
交付件数(単位：件)	1	1	1	

【概要補足等】

本補助金は市との協定に基づき市内でコミュニティバスを運行する事業者に対し、予算の範囲内において、コミュニティバス運行事業補助金を支出するものである。補助の目的は、市内の公共交通不便地域の緩和、高齢者等の移動手段の確保、主要施設へのアクセス手段の確保等を図るためであり、補助対象者は、道路運送法第4条に規定する一般

旅客自動車運送事業の許可を受けている者で、市とコミュニティバスの運行に関する協定を締結しているものとされている。

補助対象者は平成 22 年度にプロポーザル公募により、阪急バス(株)が選定された。補助金の終期は定められていないものの、事業者選定後は 3 年毎に運行事業評価会議により、運行事業、運行事業者の評価を行い、継続の可否を判断されている。事業継続の可否の判断基準は「収支率(※1)30%かつ乗車率(※2)60%を 2 年連続で下回ると事業を廃止する」とされている。

令和 2 年度の収支率は 37.7%(下表: (B+C)/A)、乗車率は 93.5%となっており、事業継続の判断基準は満たしており、事業継続について問題となる状況にはない。

【吹田市コミュニティバス運行に係る収支計算書（令和 2 年度）】

科目	金額	
運送費（人件費、走行経費、その他経費）	44,715,642 円	経費
一般管理費	3,398,389 円	経費
運行経費合計（ア）	48,114,031 円	
乗務員待機所賃借料	420,000 円	
経費総合計(A)	48,534,031 円	
運行収入(B)	18,137,231 円	
広告掲載料(C)	150,480 円	
(B)+(C)-(A)	△30,246,320 円	
補助金の額	30,246,320 円	

（出所：当該補助金の実績報告書）

走行キロ（イ）	90,488.1km	キロ当たり経費（ア÷イ）	531.7 円/キロ
---------	------------	--------------	------------

(※1) 収支率：運行収入（運賃、車外広告料）÷ 運行経費等（人件費、燃料費、事務費）
 (※2) 乗車率：（1 便あたりの利用者数）÷（バスの座席数）

2. 監査の結果及び意見

(1) より効果的かつ経済的な補助支出が行われるような仕組みの検討について

①現状

本補助金の金額については、交付要領の第 6 条にて「補助金の額は、補助対象経費の総額から一般運賃収入、回数券等の販売収入その他の補助対象事業により生ずる収入を控除した額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が定める。」とされており、実際には、補助対象経費の総額から一般運賃収入、回数券等の販売収入その他の補助対象事業により生ずる収入を控除した額の全額が補助対象となっている。

当該事業の実施結果については、事業者選定後3年ごとに市における運行事業評価会議にて評価されるとともに、対象経費の妥当性については、所管室課においても、前年度と金額が変わるものについては、事業者にヒアリングを行い、その理由を確認している。

②結果

特に指摘すべき事項はない。

③意見

より効果的かつ経済的な補助支出が行われるような仕組みを検討することが望まれる

本事業の実施主体は、平成22年度にプロポーザル公募により選定され、その後は3年毎に運行事業評価会議により、運行事業、運行事業者の評価を行い、継続の可否を判断されているが、直近の運行状況等を確認する限りにおいて、利用状況の低迷は見受けられず、同一の事業者が継続して事業を実施する状況が続いている。

このような状況下で、補助対象経費の総額から一般運賃収入等の収入を控除した額の全額が交付されるとすると、事業者側の経費削減や運営の効率化に向けたインセンティブが働きづらい状況である。なお、令和3年度に国土交通省より示されている「地域公共交通確保維持改善事業費補助金の計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用」は、京阪神地区では540.75円/キロとされており、これに照らすと現行事業者の経費水準531.7円/キロが著しく高い水準にあるとの状況にはない。

以上の状況も踏まえると、現時点で大きな課題は見られないものの、今後に向けては、例えば定期的に国土交通省の示す標準経常費用との比較検証を行う、補助金額の上限を設定する、若しくは、一定期間経過後に改めて事業者の公募を行う等、より効果的かつ経済的な補助支出が行われるような仕組みを検討することが望まれる。

(2) 実績報告書及び補助金交付額確定報告書の日付について

①現状

本補助金の交付に際しては、当該年度の補助対象事業完了後、速やかに、コミュニティバス運行事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することとされている。

【吹田市コミュニティバス運行事業補助金交付要領】

第10条 補助決定者は、当該年度の補助対象事業完了後、速やかに、コミュニティバス運行事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 契約書等の写し
- (4) 工事完成検査完了証又はこれに類する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第11条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、コミュニティバス運行事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該報告をした補助決定者に通知するものとする。

本実績報告書には、該当年度の3月分までの輸送実績のほか、収支計算書が添付されている。令和2年度分については、令和3年3月31日付けの「吹田市コミュニティバス運行事業実績報告書」を収受している。そして、実績報告書に基づき補助金の額の確定を行うべく、市は実績報告書受領後に決裁を行っている。

ここで、市の文書処理カード（文書番号：第335-2号）において、本報告書の収受は令和3年3月31日、供覧完結は令和3年3月31日とされている。その上で、令和3年3月31日付けで、「吹田市コミュニティバス運行事業補助金額確定通知書」の通知を行っている。

しかし、実際には交付対象事業が令和3年3月末に完了した後、同年4月に交付申請書兼請求書が提出されたものと考えられ、それ以後に支出命令書の決裁を受けているものと思われる。

一方で、吹田市財務規則第44条及び別表第1では、支出負担行為の整理を行う時期を以下のとおり定めている。これにより、令和3年3月の補助金の支出負担行為を令和2年度の予算から支出するためには、交付額確定通知書の日付を令和2年度中の日付にするとともに、実際に令和2年度中に履行確認を行っておくことが前提となる。

支出負担行為の整理を行う時期
請求のあったとき又は指令若しくは交付決定若しくは交付額確定をするとき

②結果

特に指摘すべき事項はない。

③意見

特に指摘すべき事項はない。

④参考意見

実態に即した事務処理が行われるよう交付要領を見直す等の対応が望まれる

前述のとおり、当該補助金の事業実績報告書には3月末までの実績と収支計算書が添付されているが、実績報告書の実際受領時期を監査人が特定することができなかったことに加え、実態として、市における供覧完結も令和3年3月31日に完了する状況にはなかったと考えられる。また、補助金の交付額確定通知書の日付は令和3年3月31日とされているが、これについても同様に、実態に即していないのではないかとと思われる。

現状では、実際に事業実績報告書が「当該年度の補助対象事業完了後、速やかに」提出・受領されたかどうかを監査人が客観的に確認することはできなかったため、仮に令和3年4月以降に申請書を受領し、履行確認を行い、補助金の額を確定させていたとして、令和2年度予算ではなく、明らかに令和3年度予算から支出すべきとまでは言えない状況にあった。

そこで、今後に向けては、事業実績報告書が提出された際、例えば市による受付印や書類受領日付、あるいは供覧完結日付を記載すること等により、申請者による書類提出の適時の確認、市による補助金の額の適時の確定がなされたことを客観的に確認できるようにしておくことが望まれる。これにより、事後的にも書類がしかるべきタイミングで提出されているか、決裁が適切なタイミングで行われているか等の検証が可能になると考えられる。

あるいは、例えば「吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策私立保育所等給食費助成金」の例のように、原則として月ごとに進捗状況を記載した月次報告書を提出してもらうことで適時に履行確認を行うとともに、3月末日まで実施された事業結果を踏まえ、1年間の状況を取りまとめた事業実施報告書を翌4月中に提出してもらい、それに基づき補助金の額を確定させることで、実態に即した事務処理につながるものと考えられる。

【81】吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金交付要領			
所管	土木部総務交通室			
予算区分	土木費 道路橋梁費 交通対策費			
補助金等の目的	道路運送事業車両の車内において衛生的な環境を確保し、市民の日常生活に必要不可欠なバス、タクシーの運行継続と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止との両立を図る。			
補助金等の概要	感染拡大防止対策に資する経費に対して補助金を交付する。			
関連する事務事業名	公共交通施設等対策事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	申請時点で支払いが完了している補助金の対象となる経費 ただし、以下の額を限度とする。 (バス事業者：市内を1日あたり運行する運行車両数に1万円を乗じた額) (タクシー事業者：市内の事業者等で保有する車両に1万円を乗じた額)			
補助等に対する効果把握の有無	有(バス事業者2件、タクシー事業者23件)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位：千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位：千円)	-	-	6,680	
交付実績額 (単位：千円)	-	-	3,708	
交付件数(単位：件)			25	

補助金等の交付先一覧	阪急バス(株)、近鉄バス(株)
	タクシー事業者(法人)
	(株)GT吹田駅前営業所、(株)日本タクシー吹田車庫事務所
	梅田交通(株)吹田江坂営業所、ダイヤ交通(株)吹田営業所
	阪急タクシー(株)吹田営業所、日本交通(株)吹田営業所
	(株)スマイルタクシー
	介護搬送響、てらす介護タクシー、(有)アイ・アート・ドットコム
	ぱらけあライフサービス合同会社、エステイエス(株)
	ケアタクシー想、合同会社輝ホールディングス、ぶーぶー福祉タクシー
	さくら介護タクシー、(有)せんり、アース介護タクシー、(有)サンエス
	タクシー事業者(個人)
	深沢タクシー、奥広タクシー、個人R・Kタクシー、長田タクシー
	TJTAXI、西浦タクシー

【概要補足等】

本補助金は、市内においてバス、タクシーを運行する事業者に対し、道路運送事業車両の車内において衛生的な環境を確保し、市民の日常生活に必要なバス、タクシーの運行継続と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止との両立を図ることを目的とするものであり、令和2年度限定の補助金である。

国の「令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業」の一つに位置付けされており、当該補助金額については、全額臨時交付金措置されている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【82】吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金交付要領			
所管	土木部総務交通室			
予算区分	土木費 道路橋梁費 交通対策費			
補助金等の目的	緊急事態措置を実施すべき期間においても事業継続が必要な道路運送事業を支援することで、市民の交通利便性の確保及び福祉の増進を図る。			
補助金等の概要	本市の区域内においてバスを運行する事業者に対し、吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金を交付することにより、緊急事態措置を実施すべき期間においても事業継続が必要な道路運送事業を支援する。			
関連する事務事業名	公共交通施設等対策事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	阪急バス(株)、近鉄バス(株)、京阪バス(株)			
補助金等の算出方法	運行単価×平日ダイヤ運行での営業距離と休日ダイヤ運行での営業距離との差×輸送力維持した日数			
補助等に対する効果把握の有無	有(3件)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	22,510	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	25,481	
交付件数(単位:件)			3	

【概要補足等】

本補助金は、市の区域内においてバスを運行する事業者に対し、緊急事態措置を実施すべき期間においても事業継続が必要な道路運送事業を支援し、市民の交通利便性の確保及び福祉の増進を図ることを目的として補助を行うものであり、令和2年度限定の補助金である。

国の「令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業」の一つに位置付けされており、当該補助金額については、全額臨時交付金措置されている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【83】吹田市立小中学校校外学習他バス借上げ等補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市立小中学校校外学習他バス借上げ等補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市立小中学校校外学習他バス借上げ等補助金交付要領			
所管	学校教育部学校管理課			
予算区分	教育費 小学校費 小学校管理運営費 教育費 中学校費 中学校管理運営費			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症のリスク低減を図るため、校外学習等の交通手段に変更が生じ、経費が増加することによる、児童・生徒の保護者が負担することとなる経費の軽減を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	吹田市立小中学校に対し、校外学習、遠足等の学校外施設を活用した教育活動及び修学旅行等の特別活動の行事において、公共交通機関からバスへの変更やバスの増便などの交通手段の変更に伴う経費の増加金額を補助する。			
関連する事務事業名	小学校管理事業 中学校管理事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	公共交通機関からバスへの変更やバスの増便などの交通手段の変更に伴う経費と当初予定経費との差額による。			
補助等に対する効果把握の有無	有(補助金を活用した校外学習等の実施件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	8,877	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	7,437	
交付件数(単位:件)			40	

補助金等の交付先一覧	吹田第二小学校
	吹田第三小学校
	吹田東小学校
	吹田第六小学校
	千里第三小学校
	千里新田小学校
	岸部第一小学校
	江坂大池小学校
	山手小学校
	片山小学校
	山田第一小学校
	山田第二小学校
	東山田小学校
	佐竹台小学校
	藤白台小学校
	桃山台小学校
	千里たけみ小学校
	山田中学校
	西山田中学校
	青山台中学校

【概要補足等】

市立の小中学校は校外学習等を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、電車等の公共交通機関から貸切バスへの変更や貸切バスの増便等の対策を行った。本補助金は、対策に伴う経費の増加分を補助するものである。交付は市立小中学校 20 校の校外学習等 40 件に対して行った。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【84】吹田市高等学校等学習支援金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市高等学校等学習支援金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市高等学校等学習支援金支給要綱			
所管	学校教育部学務課			
予算区分	教育費 教育総務費 学習支援費			
補助金等の目的	経済的理由により高等学校等の修学を継続することが困難である者に対し、予算の範囲内において、高等学校等学習支援金を支給することにより、その者の修学の達成に資することを目的とする。			
補助金等の概要	申請者(高校生等)又は申請者と生計を一にしている方が吹田市内に居住しており、要件を満たしている者に対し、学習用図書等の購入費用の支援を目的とした学習支援金[月額4,000円(年間48,000円)]を支給する。			
関連する事務事業名	高等学校等学習支援金支給事業			
開始年度	平成22年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	対象申請者521名			
補助金等の算出方法	月額4,000円〔年間48,000円(年度途中申請は月割り支給)〕			
補助等に対する効果把握の有無	有(前年度受給していた者に対し、本補助金申請書内の「前年度分受給報告書」欄にて報告を受け、結果を集計している。)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	30,432	30,768	27,936	25,536
最終補正後予算額 (単位:千円)	28,032	26,268	24,936	
交付実績額 (単位:千円)	26,964	25,500	23,704	
交付件数(単位:件)	596	565	521	

【概要補足等】

本補助金は、経済的理由により高等学校等の修学を継続することが困難である高等学校・特別支援学校の高等部・高等専門学校(第3学年まで)・中等教育学校の後期課程又は専修学校の高等課程等に在学中の者に対し、学習用図書等の購入費用を支援することにより、その者の修学の達成に資することを目的としている。

また、支給対象者は、経済的理由により高等学校等の修学を継続することが困難であることのほか、長期欠席や素行不良等がなく、支援金を受けることが適当である者として学校長の推薦があることが要件となっている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の効果把握及び在り方について

①現状

本補助金は、吹田市高等学校等学習支援金支給申請書（以下「支給申請書」という。）内に以下の質問項目を設け、申請者である生徒に対して報告を求めている。

支給申請書「前年度分受給報告書」	
前年度も、この支援金を受給していましたか。 <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> していない	
※受給した、とされた方は以下の設問であてはまるものをお答えください。	
支援金を受給したことで学校生活に意欲的に取り組みましたか。	
<input type="checkbox"/> とてもそう思う <input type="checkbox"/> ある程度そう思う <input type="checkbox"/> あまり学校生活に影響はなかった	
<input type="checkbox"/> その他（自由記述）	
受給した支援金は主に下記に使用しました。	
<input type="checkbox"/> 教科書 <input type="checkbox"/> 学校指定の副読本・教材等	
<input type="checkbox"/> 授業に必要な文房具類・実験実習教材費 <input type="checkbox"/> 参考書・辞書・問題集等	
<input type="checkbox"/> その他（自由記述）	

また、市は前年度分受給報告書の内容を集計しており、その結果は以下のとおりである。

	質問項目	令和元年度		令和2年度	
		回答数	割合	回答数	割合
受給効果	とても意欲的に学校生活に取り組めた	261	84.7%	254	86.4%
	ある程度意欲的に学校生活に取り組めた	44	14.3%	39	13.3%
	あまり学校生活上の影響はなかった	3	1.0%	1	0.3%
	その他	0	0.0%	0	0.0%
用途 (複数回答あり)	教科書	186	60.4%	177	60.2%
	学校指定の副読本・教材等	116	37.7%	94	32.0%
	授業に必要な文房具類・実験実習材料費	175	56.8%	164	55.8%
	参考書・辞書・問題集等	105	34.1%	121	41.2%
	その他	27	8.8%	11	3.7%

※割合は受給報告件数に対する回答数である。

本補助金は一定の要件を満たした市内の生徒に対し、学習用図書等の購入費用を支援するものである。一方で、大阪府においても「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金」及び「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金」（以下「大阪府の給付金」という。）があり、市の補助金と類似する点がある。

本補助金及び府の給付金の主要な内容は以下のとおりであり、主として市町村民税及び道府県民税の所得割が非課税である世帯の生徒に対し、授業料以外の学習に係る費用を支援するという点で共通する。

【市の補助金と府の給付金の主要な内容】

	本補助金	大阪府の給付金
目的	学習用図書等の購入費用を支援し、修学の達成に資することを目的とする。	授業料以外の教育費に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。
支給対象者	次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 高等学校等に入学した年における4月1日現在の年齢が17歳以下であること。 (2) 本人又は本人と生計を一にする者が本市に居住していること。 (3) 本人の属する世帯の前年の所得の額が地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の3第4項に規定する額（生計を主として維持する者が当該年度において同法第295条第1項第2号に該当する者であり、かつ、属する者の人数が2人以下の世帯にあっては、1,250,000円）以下であること又は本人の属する世帯に属する全ての者の当該年度分の市町村民税の所得割が非課税であること。 (4) 長期欠席や素行不良等がなく、支援金を受けることが適当である者として学校長の推薦があること。	次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 保護者等（親権者全員）の令和3年度の市町村民税及び道府県民税の所得割（以下、「所得割」という。）が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること。 (2) 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。 (3) 生徒が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または学び直し支援金の補助対象となる者であること。 (4) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと。 (5) 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること。
給付金額	月額4,000円 [年間48,000円（年度途中申請は月割り支給）]	【国公立高等学校等】 年間32,300円～141,700円 【私立高等学校等】 年間52,600円～150,000円

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

特に記載すべき事項はない。

④参考意見

補助金の目的をより明確に定義するとともに、制度の在り方を再検討することが望まれる

本補助金は支給申請書内の「前年度分受給報告書」の回答によって効果を把握しているが、申請者である生徒はより好意的な回答をする傾向にあるものと想定され、現状の質問項目では実際に生徒の修学意欲が持続したのかどうかの正確な効果把握は困難であると考えられる。したがって、より生徒の実態を反映し補助金の効果を把握できるような質問項目とすることが望ましい。

また、本補助金は経済的負担の軽減だけでなく、生徒の修学意欲を持続するための支援である点で、大阪府の給付金とは目的が異なる。府の給付金は経済的負担の軽減を主たる目的としていることから申請者は保護者等であるのに対し、本補助金は生徒の修学意欲等を確認するために、申請者は生徒自身である。

しかし、上記のとおり、本補助金は大阪府の給付金とでは一見すると類似する点が多い。したがって、本補助金の目的をより明確に定義し市民等に対して説明するとともに、制度の在り方を再検討することが望ましい。

【85】吹田市学校給食費緊急支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市学校給食費緊急支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市学校給食費緊急支援事業補助金交付要領			
所管	学校教育部保健給食室			
予算区分	教育費 保健体育費 学校給食費			
補助金等の目的	小学校給食費を無償化することによって、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市民生活を支えることを目的とする。			
補助金等の概要	給食用物資の購入等の費用を支援する。			
関連する事務事業名	給食用物資購入資金貸付事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和3年度	まで		
補助金等の交付先	吹田市学校給食会			
補助金等の算出方法	事業に要する経費(保護者から徴収する給食費の総額に相当する額)			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	502,107
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	827,372	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	718,730	
交付件数(単位:件)	-	-	1	

【概要補足等】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下において大きな影響を受けている市民生活や事業活動、医療・福祉現場を支え、支援を実施するための「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として、様々な取組みを実施した。そのうちの一つとして、令和2年5月から令和3年3月まで当該助成事業である市立小学校の給食費の無償化を実施した。

国の「令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業」の一つに位置付けされており、当該補助金額については、全額がその臨時交付金により措置されている。

通常、市立小学校の給食は、給食調理に必要な施設・設備の整備費や光熱費及び人件費については市が負担し、食材料を購入する費用は児童の保護者から徴収する給食費で賄われている。なお、保護者が負担する給食費の月額、低学年(1・2年生)は4,000円、中学年(3・4年生)は4,050円、高学年(5・6年生)は4,100円である。

本補助金は、食材の調達等及び給食費の徴収事務等を行う吹田市学校給食会に対し、市が食材等の購入に係る経費及びその他会計等に要する経費を補助することで、保護者の負担する給食費を無償化するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【86】吹田市学校臨時休業対策費補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市学校臨時休業対策費補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市学校臨時休業対策費補助金交付要領			
所管	学校教育部保健給食室			
予算区分	教育費 保健体育費 学校給食費			
補助金等の目的	コロナ禍のため、令和2年3月の学校が臨時休業となったことに伴う給食休止に係る費用に対して経費を支援することで保護者に負担が生じないように措置することを目的とする。			
補助金等の概要	給食用物資の購入キャンセル等の費用の支援を行う。			
関連する事務事業名	小学校給食事業			
開始年度	令和元年度	から		
終了年度	令和2年度	まで		
補助金等の交付先	吹田市学校給食会			
補助金等の算出方法	事業に要する経費			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	-	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	7,296	32,026	
交付実績額 (単位:千円)	-	7,271	29,950	
交付件数(単位:件)	-	1	1	

【概要補足等】

市は、新型コロナウイルス感染症対策として市立小学校の臨時休業(令和2年3月2日から春期休業の開始日の前日までの間における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業)を行い、これに伴い学校給食が休止となった。

本補助金は、食材の調達等及び給食費の徴収事務等を行う吹田市学校給食会に対し、以下の経費を補助することで、臨時休業期間の学校給食費を保護者に返還等するための経費を支援するものである。

吹田市学校給食会がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費

事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等の経費

その他返金等に要する経費

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【87】吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金交付要領			
所管	学校教育部保健給食室			
予算区分	教育費 保健体育費 学校給食費			
補助金等の目的	中学校給食費を半額補助することによって、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市民生活を支えることを目的とする。			
補助金等の概要	給食用物資の購入等の費用を支援する。			
関連する事務事業名	中学校給食事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	令和3年度	まで		
補助金等の交付先	株式会社 松ちゃん給食、株式会社 お弁当の浜乃家			
補助金等の算出方法	中学校給食申込み実績額			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	45,931	29,111
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	45,444	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	41,887	
交付件数(単位:件)	-	-	2	

【概要補足等】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下において大きな影響を受けている市民生活や事業活動、医療・福祉現場を支え、支援を実施するための「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として、様々な取組みを実施した。そのうちの一つとして、令和2年6月から令和3年3月まで当該助成事業である市立中学校の給食費の半額補助を実施した。なお、本事業は令和2年度のみの実施を予定してい

たが、新型コロナウイルス感染症による影響等を勘案し、令和3年10月から令和4年3月までの期間においても実施している(上表では令和3年度の当初予算額に記載している)。

市立中学校の給食は給食調理等委託事業者が調理及び提供を行っているが、給食用物資の購入等の費用は生徒の保護者が負担している。本補助事業は、給食調理等委託事業者が保護者から徴収する給食費を半額に減額し、減額部分は市が給食調理等委託事業者に対して補助することにより、保護者の負担する給食費を支援するものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 実績報告書の日付について

①現状

申請者から提出された各月分の実績報告書の提出日付がすべて令和3年3月31日となっている。また、本補助金に係る支出命令書の決裁文書、交付額決定通知書の日付がすべて令和3年3月31日となっている。しかし、実際には交付対象事業が令和2年6月以降の各月に完了した後、令和3年4月に実績報告書が提出されており、支出命令書の決裁を受けている。

一方で、吹田市財務規則第44条及び別表第1では、支出負担行為の整理を行う時期を以下のとおり定めている。これにより、令和3年3月の給食費に係る補助金の支出負担行為を令和2年度の予算として行うためには、実績報告書の提出日は令和2年度中の日付にする必要がある。

支出負担行為の整理を行う時期

請求のあったとき又は指令若しくは交付決定若しくは交付額確定をするとき

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

特に記載すべき事項はない。

④参考意見

実績報告書において実際の受領日付を明らかにすることが望まれる

各月分の給食費に係る実績報告書の日付は実際の受領日ではなく、すべて令和3年3月31日付として記載をしていることから、実際に実績報告書を受領した日を外部から検証することは困難である。そのため、実績報告書に別途書類受領日付を記載することや受領日付印を押印すること等により、実際に受領した日付を記載することが望まれる。

(2) 実績報告の頻度及び期日について

①現状

吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）において、補助金の申請から精算までの手続を以下のとおり定めている。

交付要領
(交付の申請) 第4条 事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
(交付の決定) 第5条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたものについて交付決定を行い、吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。
(補助金の分割交付) 第6条 補助金は、これを分割して交付することができる。
(交付の請求) 第7条 事業者は、第5条の規定による通知があったときは、吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
(交付) 第8条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(実績報告) 第9条 事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(補助金の額の確定) 第10条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、吹田市中学校給食費緊急支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により、事業者に通知するものとする。
(精算) 第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

交付要領上は実績報告書を月別に提出することは明記されていない。一方で、実際に提出された申請者からの実績報告書（様式第4号）は月別に記載されている。しかし、申請者2社からの提出が遅延したことにより、各月の実績報告書は一度にまとめて提出されている。

市は市立中学の給食食数管理を行うために申請者である調理等委託事業者と連携をとっており、各月の給食食数や本補助金の概算金額を把握していたことから、月次で実績報告書を提出することの督促は行っていない。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

事務処理の効率性を考慮し、実績報告の頻度及び期日を検討すべき

申請者は月別に実績報告書を作成しているものの一度にまとめて提出しており、様式が月別に記載されることの必要性に疑問があるため、市の実績確認等の事務処理において必要な頻度を検討すべきである。

その上で、月次での実績報告が必要である場合には、交付要領に提出期日を記載し、提出を求めるべきである。また、実績報告頻度を下げる等の変更を行う場合は、実績報告書（様式第4号）の記載を見直すべきである。

【88】吹田市地区青少年健全育成事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	吹田市地区青少年健全育成事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市地区青少年健全育成事業補助金交付要領			
所管	地域教育部青少年室			
予算区分	教育費 社会教育費 青少年教育費			
補助金等の目的	地域における青少年の健全育成事業の充実を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	地域が事業を自ら計画・実施することにより、地域の実情やニーズに合わせた事業展開を行う。			
関連する事務事業名	青少年指導事業			
開始年度	昭和49年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	青少年人口割補助金+学校開放事業加算分			
補助等に対する効果把握の有無	有(青少年対策委員会のほか青少年指導委員会やPTAや子供会などと連携して事業を実施している地区も多く地域全体で取り組んでいて事業の成果は大きい)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	15,508	15,453	15,453	15,453
最終補正後予算額 (単位:千円)	15,508	15,453	15,453	
交付実績額 (単位:千円)	15,180	14,994	7,322	
交付件数(単位:件)	33	33	33	

補助金等の交付先一覧	山三地区青少年対策委員会
	千二地区青少年対策委員会
	高野台地区青少年対策委員会
	西山田地区青少年対策委員会
	山五地区青少年対策委員会
	千里新田地区青少年対策委員会
	桃山台地区青少年対策委員会
	五月が丘地区青少年対策委員会
	津雲台地区青少年対策委員会
	北山田地区青少年対策委員会
	吹田市東地区青少年対策委員会
	子どもネット21・南山田
	吹二地区青少年育成委員会
	吹南地区青少年対策委員会
	豊津西地区青少年対策委員会
	片山地区青少年対策委員会
	佐竹台地区青少年対策委員会
	岸部地区青少年対策委員会
	東山田地区青少年対策委員会
	豊一地区青少年対策委員会
	山一地区青少年対策委員会
	青山台地区青少年対策委員会
	千一地区青少年対策委員会
	佐井寺地区青少年対策委員会
	千三地区青少年対策委員会
	古江台地区青少年対策委員会
	吹三地区青少年対策委員会
	千里たけみ小学校区青少年対策委員会
	山二地区青少年対策委員会
	山手地区青少年対策委員会
藤白台地区青少年対策委員会	
千里丘北小学校地区青少年健全育成委員会	

【概要補足等】

市は青少年の健全育成事業の充実を図ることを目的とし、市内の 33 地区に地区青少年対策委員会を設置している。各地区の青少年対策委員会は、地区ごとにお祭りやハイキング等の様々な事業を実施している。

本補助金は、学校開放事業及び青少年の健全育成及び非行防止等に係る事業を実施する地区青少年対策委員会に対して交付される。このうち学校開放事業は、子どもが安全かつ自由に遊ぶことができる場所を提供するため、土曜日の午前中に地区青少年対策委員会が地域の住民による見守りボランティアを配置し、各小学校の校庭を開放する事業である。

本補助金の額は、吹田市地区青少年健全育成事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)で以下のとおり定められている。

吹田市地区青少年健全育成事業補助金交付要領		
(補助金の額)		
第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の総額から補助対象経費に係る収入の額を控除した額の範囲内において、市長が定める額とし、次に掲げる人口割額及び学校開放事業加算額の合算額を限度とする。		
(1) 人口割額は、当該地区における前年度の 11 月 30 日現在の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている青少年の人口により別表に定める額とする。		
(2) 学校開放事業加算額は、1 小学校区につき 255,200 円とする。		
2 前項の補助対象経費に係る収入は、地区青少年対策委員会が直接実施する事業に係る収入とする。		
別表		
地区青少年健全育成事業補助金人口割額表		
階層	1 青少年対策委員会に属する青少年人口	人口割額
A	6,000 人以上	300,000 円
B	4,000 人以上 6,000 人未満	230,000 円
C	2,000 人以上 4,000 人未満	175,000 円
D	2,000 人未満	135,000 円

交付要領第 6 条第 1 項第 2 号の学校開放事業加算額は、「地区青少年健全育成事業補助金算定基準表」（以下「算定基準表」という）に基づき、以下のとおり算定される。

令和2年度学校開放事業加算額の計算根拠
2,800円(※)×2名(※)×42日(学校開放事業の年間対象日数)+20,000円(事務費)
※予算上の積算根拠に基づく金額及び人数であり、見守りボランティアへの謝礼額及び人数は各地区で決定する。

本補助金は人口割額と学校開放事業加算額で構成されるが、双方に用途の区別はない。例えば、学校開放事業加算額は学校開放事業以外の事業（青少年の健全育成及び非行防止等に係る事業）に充てることが可能である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 見守りボランティアに対する謝礼額について

①現状

本補助金を財源として支払う学校開放事業の際に配置する見守りボランティアに対する謝礼額は、各地区の青少年対策委員会が設定しており、令和2年度の各地区の学校開放事業加算額及び一人当たり謝礼額等の状況は以下のとおりであった。

(単位：円)

No.	地区名	謝礼額 (一人当たり)	延べ 人数	事務経 費等	学校開放事業 加算額	備考
1	吹一・吹六	2,900	98	0	284,200	2小学校分。
2	吹二	※2,570	※60	0	※154,000	※団体に154,000円を支出しているため、一人当たり謝礼額は概算値である。
3	吹三	2,850	64	0	182,400	
4	吹田東	※2,810	※65	0	※182,700	※3団体に60,900円ずつ支出しているため、一人当たり謝礼額は概算値である。
5	吹南	2,000	28	15,531	71,531	
6	千一	2,000	38	0	76,000	
7	千二	2,800	51	62,394	205,194	
8	千三	2,800	38	0	106,400	
9	千里新田	2,800	48	26,701	161,101	
10	佐井寺	2,000	24	31,864	79,864	
11	五月が丘	2,000	28	39,067	95,067	
12	岸部 (岸一・岸二)	2,800	128	5,598	363,998	2小学校分
13	豊一	1,000	44	0	44,000	

No.	地区名	謝礼額 (一人当たり)	延べ 人数	事務経 費等	学校開放事業 加算額	備考
14	豊津西 (豊二・江 坂大池)	5,000	78	0	390,000	2 小学校分
15	山手	※4,238	47	※	※199,200	※4 団体に 49,800 円 ずつ支出（事務経費含 む）しているため、一 人当たり謝礼額は概算 値である。
16	片山	2,300	20	6,088	137,088	謝礼額が 2,300 円と 2,500 円の 2 パターン がある。
		2,500	34			
17	山一	3,000	34	22,246	124,246	
18	山二	0	54	0	0	謝礼はなし。
19	山三	2,800	38	12,574	118,974	
20	山五	3,000	45	1,078	136,078	
21	東山田	2,800	26	11,543	84,343	
22	南山田	2,500	58	0	145,000	
23	西山田	1,000	47	0	47,000	
24	北山田	3,000	22	0	66,000	
25	佐竹台	1,500	42	842	63,842	
26	高野台	2,800	45	0	126,000	
27	津雲台	2,000	12	0	24,000	
28	古江台	2,800	50	0	140,000	
29	藤白台	※1,388	※18	0	※25,000	※団体に 25,000 円を 支出しているため、一 人当たり謝礼額は概算 値である。また、延べ 人数は聞き取り調査に よる概算値である。
30	青山台	2,800	46	120	128,920	
31	桃山台	2,800	36	3,652	104,452	
32	千里たけみ	2,500	19	0	47,500	
33	千里丘北	0	6	0	0	謝礼はなし。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助対象経費である謝礼の上限金額を定めることを検討することが望まれる

上述のとおり、学校開放事業加算額は学校開放事業以外の事業に充てることが可能であり、学校開放事業に従事する見守りボランティアに対する謝礼の有無や

金額は、各地区の青少年対策委員会が他の実施事業や地区の状況を勘案して設定している。各地区の状況に応じた事業の実施を可能とするために、謝礼額の決定を各地区の青少年対策委員会に委ねる意義はあると考える。しかし、地区間の謝礼金額の公平性の観点を考慮することも必要であるから、謝礼金額の適切性の検証を行いつつ、市は学校開放事業に従事する見守りボランティアに対する謝礼額の上限額を定めることを検討することが望まれる。

(2) 算定基準表の記載誤りについて

①現状

学校開放事業加算額について、算定基準表に以下のとおり記載されている。

算定基準表（一部加工）			
ア			イ
階層	1 青少年対策委員会に属する青少年人口	金額	学校開放事業加算額
A	6,000人以上	300千円	1 小学校区当たり 255,200円 計算根拠 2,800円×2名×42日 +20,000円（事務費）
B	4,000人以上 6,000人未満	230千円	
C	2,000人以上 4,000人未満	175千円	
D	2,000人未満	135千円	
<p>1. 補助金は、アとイを加算したものとする。</p> <p>2. イについては、学校開放事業の年間対象日数（以下「基準日数」という。）の2/3以上の日数を実施することとする。</p> <p>3. 実施日数が基準日数の2/3未満の場合は、次の式により算定し、返還するものとする。</p> $2,800 \text{円} \times 2 \text{人} \times (\text{基準日数} - \text{実施日数})$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $43 \text{日} (\text{令和} 2 \text{年度の基準日数}) \times 2/3$ $\doteq 29 \text{日} (\text{令和} 2 \text{年度の必要実施日数} \ast)$ </div> <p>※本報告書上、「必要実施日数」の名称を付して記載している。</p>			

令和2年度の基準日数は42日であるが、算定基準表では令和2年度の必要実施日数29日の計算根拠となる基準日数は43日と記載されている。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学校開放事業を一時中止したため、事業中止日数10日及び事業再開準備期間5日を考慮し、基準

日数（最低実施回数）を27日に短縮している。事業中止日数10日に係る補助金は市への返還が行われている。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

補助金の算定基準表の記載誤りを修正すべき

補助金の額及び精算の額を正確に算定するために、算定基準表における記載を以下のとおり修正すべきである。

算定基準表（意見に関する箇所を抜粋）

$$\begin{aligned} &42 \text{ 日（令和2年度の基準日数）} \times 2/3 \\ &= 28 \text{ 日（令和2年度の必要実施日数※）} \end{aligned}$$

※本報告書上、「必要実施日数」の名称を付して記載している。

【89】市立吹田サッカースタジアムにおける利用料金低減負担金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	市立吹田サッカースタジアムにおける利用料金低減負担金			
根拠法令・要綱等の名称	市立吹田サッカースタジアムにおける利用料金低減負担金に関する協定書			
所管	都市魅力部文化スポーツ推進室			
予算区分	市立吹田サッカースタジアムにおける利用料金低減負担金			
補助金等の目的	スタジアムにおける市民の利用、国際試合等の開催の促進を図ることを目的とする。			
補助金等の概要	利用料金が他の施設に比べかなり高額なことから、上記目的のため、指定管理者に対し負担金を支払い施設利用料金の低減を行っている。			
関連する事務事業名	サッカースタジアム振興事業			
開始年度	平成30年1月1日	から		
終了年度	令和4年12月31日	まで		
補助金等の交付先	株式会社ガンバ大阪			
補助金等の算出方法	条例別表の規定により算出する利用料金の額に100分の35を乗じて得た額を低減する額とし、1月から12月までの1年につき100,000千円に消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を加えた額を上限とする。			
補助等に対する効果把握の有無	有(一時利用件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	108,000	108,000	110,000	-
最終補正後予算額 (単位:千円)	108,000	109,000	110,000	
交付実績額 (単位:千円)	108,000	109,000	110,000	
交付件数(単位:件)	1	1	1	

【概要補足等】

本負担金は市立吹田サッカースタジアムの利用料金低減を目的とするものであるが、同スタジアムは、利用料金制の指定管理者制度を導入している。

市からの指定管理委託料はなく、指定管理者は施設利用料等の収入で施設の管理運営を行っている。同スタジアムの施設利用料は、市立吹田サッカースタジアム条例で定められたスタジアム利用料金の範囲内で指定管理者が定め、市が承認することとなっているが、当該条例で定める利用料金は、管理運営経費確保のため、他のスタジアムと比較すると非常に高額となっており、市民への負担、また、国際試合等を招致する上での障害の一つとなっていた。

このため、一時利用の施設利用料を低減し、市民の利用や国際試合等の開催を促進することを目的として、同条例の規定により算出する利用料金の額に100分の35を乗じて得た額を低減する利用料金の額とし、1月から12月までの1年につき、100,000千円に消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を加えた額を上限として、同スタジアムのネーミングライツで得た対価を活用し、指定管理者に対し施設利用料金低減負担金を支出するものである。

なお、金額の算定については、ネーミングライツ料の使途(サッカースタジアムの利用促進、プロサッカーチームのホームタウン関連施策の推進並びにスポーツ施設及びその環境の整備)の中で、50%分を利用料金低減負担金とし、予算の議決を経て執行されている。本負担金の財源はネーミングライツ料であり、市の実質的な負担はない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【90】 民生委員活動費実費弁償費負担金及び民生委員会長活動費実費弁償費負担金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	民生委員活動費実費弁償費負担金及び民生委員会長活動費実費弁償費負担金			
根拠法令・要綱等の名称	民生委員法			
所管	福祉部福祉総務室			
予算区分	令和2年度民生委員活動費実費弁償費負担金及び民生委員会長活動費実費弁償費負担金			
補助金等の目的	民生委員活動にかかる実費弁償相当分を活動費として支給することで、円滑な活動につなげる。			
補助金等の概要	民生委員活動にかかる実費弁償(交通費、通信運搬費等の実費相当額を法に基づき、都道府県(中核市)で負担し支給する。			
関連する事務事業名	地域福祉活動推進事業			
開始年度	令和2年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	吹田市民生・児童委員協議会			
補助金等の算出方法	民生委員一人当たり年額60,200円、会長年額45,125円			
補助等に対する効果把握の有無	無			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予算)
当初予算額 (単位:千円)	-	-	30,843	30,446
最終補正後予算額 (単位:千円)	-	-	30,843	
交付実績額 (単位:千円)	-	-	29,648	
交付件数(単位:件)			1	

【概要補足等】

本負担金は、民生委員の活動費に関する負担金であり、中核市に移行したことに伴い、大阪府から市へ事務が移管されたものである。活動費については地方交付税措置されており、3年に一度、活動費単価の見直しがなされている。活動費は委員活動にかかる

実費弁償であり、委員の負担軽減を図ることにより市の施策である地域福祉の推進に寄与している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 履行確認の徹底について

①現状

吹田市民生・児童委員協議会の事務局は市が行っており、本負担金の支払いについては、22の地区協議会に各地区に分けて振込し、その後は各地区協議会にて各民生委員へ支給する流れとなっている。当該負担金については、交付決定通知書にて交付目的以外に使用してはならないことが示されているが、市において、各地区協議会の代表者が各民生委員に活動費を支給したかどうかの確認までは行われていない。なお、吹田市民生・児童委員協議会の、本負担金が管理されている特別会計の決算書において、歳入として市からの負担金が計上されており、同額の活動費支出が計上されている点については確認されている。

また、民生委員より活動費が支給されていないといった苦情はきていないとのことであった。

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

各地区協議会から各民生委員への負担金の受領確認を行うべき

本負担金については、市から各地区協議会に該当金額の振込が行われた後に、各地区協議会の担当者より民生委員へ支給することとされているが、最終的な受領状況について、市は確認を行っていない。

しかしながら、負担金が民生委員に配分されない、または、不適切に使用される等の可能性もあることから、何らかの形で地区協議会から民生委員への受領確認は実施すべきである。

なお、府内の同種の協議会において、活動費の一部が適切に利用されていないとの事案も発生したことから、令和2年12月25日に大阪府より「民児協の活動（運営）に関するガイドラインの送付について」の通知があり、活動費の取扱いに係る規約・内規等を定めることが望ましい旨が示されており、市においてもこれを踏まえた検討が行われている。当該検討と合わせて、地区協議会にて受領証跡を残した上で、市においてもその内容を確認する方針で検討を進めているとのことである。

【91】日常生活用具給付事業負担金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	日常生活用具給付事業負担金			
根拠法令・要綱等の名称	吹田市重度身体障害者等日常生活用具給付事業実施要領			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	(負担金) 日常生活用具給付事業費			
補助金等の目的	重度身体障がい者・難病患者等の日常生活を支援すること。			
補助金等の概要	重度身体障がい者・難病患者等に対し、日常生活を容易にするための用具の購入経費を給付することにより、生活の支援、福祉の向上を図る。			
関連する事務事業名	障害者生活支援事業			
開始年度	昭和49年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	事業者多数			
補助金等の算出方法	対象用具に要する費用の額(要領に定める基準額を限度とする)から申請をした者が負担しなければならない費用の額を控除する。			
補助等に対する効果把握の有無	有(日常生活用具給付事業支払件数)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	89,693	93,588	93,781	93,340
最終補正後予算額 (単位:千円)	89,693	93,588	93,213	
交付実績額 (単位:千円)	89,682	93,512	94,459	
交付件数(単位:件)	8,273	8,179	8,396	

【概要補足等】

本負担金は、重度身体障がい者・難病患者等の日常の生活支援を目的とするものである。日常生活用具を購入するにあたり、市民が負担する費用の全額又は一部を業者に給

付するもので、日常生活を容易にするための用具の購入経費を給付することにより、生活の支援、福祉の向上に貢献している。

中核市への移行に伴い、府より事務が移管されたもので、市独自で金額を決定することができ、中核市移行に伴い、充実(利用者負担軽減)を図ったものである。

なお、日常生活用具は厚生労働省が定める地域生活支援事業実施要綱において市町村必須事業に位置づけられており、終期の設定はされていない。

2. 監査の結果及び意見

(1) 吹田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要領における負担金額判断基準の明確化について

①現状

吹田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要領（以下「実施要領」という。）第4条第2項において、「市長は、事業の利用を決定するときは、別表第2に掲げる階層区分の認定を行い、同表に定める当該申請をした者の負担額を決定し」とされている。ここで、別表第2（第4条関係）は次のとおり示されている。

【実施要領 別表第2（第4条関係） 一部抜粋】

対象者が属する世帯の階層区分		負担額（月額）			
		基本額	加算額		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円		
C	A階層及びB階層を除き当該年分の市町村民税均等割のみ課税世帯	0円	0円		
D	1	A階層、B階層	3,000円以下	0円	0円
	2	及びC階層を除き前年分の市町	3,001円から 5,800円まで	0円	0円
	3	村民税所得割の	5,801円から 8,700円まで	0円	0円
	4	額が次の区分に 該当する世帯	8,701円から 13,000円まで	0円	0円

本負担金についてサンプル確認を実施した1件については、事業利用申請書において、父母の均等割の有無・税額、所得割の有無・税額を記載した上で、世帯最多収入者の税の階層区分をもって、負担金額が決定されていた。

【サンプル確認内容】

- ・申請日：令和3年3月19日
- ・日常生活用具の種類：電気式たん吸引器
- ・階層区分 本人：該当なし、父：D15、母：D12
(※申請書に「申請者が当該世帯における最多収入者であるかいなか」とのチェック欄が設けられているが、未記入)
- ・公費負担予定額 49,500円（対象用具の見積額：50,000円）
- ・申請者が業者に支払うべき額 5,500円

②結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

実施要領において負担額の判断基準を明記すべき

当該負担金の負担額の決定については、実施要領第4条第2項及び別表第2（4条関係）により行われるが、別表第2に示されている「対象者が属する世帯の階層区分」の判定において、世帯最多収入者の階層区分を採用するのか、世帯主の階層区分を採用するのか、若しくは、世帯合算を行うか等、所得税額区分の決定が明示されていない。

市の説明によれば、世帯最多収入者を基礎として決定しているとのことであったが、実施要領からはその内容を読み取ることができない。実施要領の見直しを行い、「対象者が属する世帯の階層区分」の判定に際しては、世帯最多収入者の階層区分を採用するのであれば、その旨を明確に示す必要がある。

また、被交付者間への交付額の公平性確保の観点から、世帯最多収入者の階層区分をもって負担金額を決定すべきか、世帯収入の合算をもって負担金額を決定すべきかについてもあわせて検討することが望まれる。

【92】日中一時支援事業補助金

1. 概要

項目	回答欄			
補助金等の名称	日中一時支援事業補助金			
根拠法令・要綱等の名称	〔国〕地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 〔市〕吹田市障害者等日中一時支援事業実施要綱			
所管	福祉部障がい福祉室			
予算区分	日中一時支援事業費			
補助金等の目的	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。			
補助金等の概要	日中において対象者を監護する者がいない場合に、当該対象者に活動の場を提供し、一時的に見守り等の支援を行う。			
関連する事務事業名	障害者生活支援事業			
開始年度	平成18年度	から		
終了年度	未設定	まで		
補助金等の交付先	下記、補助金等の交付先一覧のとおり			
補助金等の算出方法	事業所から提出されるサービス提供実績記録表に基づき、時間数に単価を乗じて支援費を算出			
補助等に対する効果把握の有無	有(下記予算額と交付件数の推移を把握している)			
補助金等の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算)
当初予算額 (単位:千円)	70,452	63,996	47,076	44,437
最終補正後予算額 (単位:千円)	40,350	42,387	37,175	
交付実績額 (単位:千円)	40,350	42,387	37,175	
交付件数(単位:件)	10	10	12	

補助金等の交付先一覧	日中一時支援事業あすなろ
	障がい福祉サービス事業「常照園短期入所センター」
	ショートステイセンターふれす
	明光ワークス
	あおぞらクラブ2
	あおぞらクラブ3
	日中一時支援事業わかば
	ガーリックパイン
	児童デイサービスてとて
	スリーケア真砂発達支援センター
	ホームズみのお
	みずほおおぞら日中一時支援事業所

【概要補足等】

本補助金は、日中において対象者を監護する者がいない場合に、当該対象者に活動の場を提供し、一時的に見守り等の支援を行うことを目的とするものである。本補助金の対象者又はその保護者は、事業の利用に要する費用として、別表に定めるところにより算定した費用の額の100分の10に相当する額を負担し、その残額について事業者に補助するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

以上